

第八章 全学統合への途

——断絶の谷間を越えて

1 断絶の季節

——四十四年学園大紛争、その背景と発端——

断絶の季節を迎えたのは、ひとり横浜国大だけではなかった。昭和四十三年の春ごろから、日本中の大学が紛争の嵐に襲われる。東大では、卒業後のインターン制度の改善を求めて、かねて無期限ストに突入していた医学部学生たちが、この年三月二十八日、処分撤回を要求して安田講堂になだれ込み、恒例の卒業式典が中止され、早大では五月十八日、総長選挙会場の大隈講堂が学生たちによって占拠、封鎖された。また、日大では、大学首脳に二十億円にのぼる使途不明金が問題化、これを追及する学生たちが五月二十七日、全学共闘会議を結成して、『古田会頭体制』に叛旗をひるがえし、東京医科歯科大では、臨床研修の改善を要求する学生たちが、五月三十日、付属病院封鎖という前代未聞の強硬戦術に打って出た。

しかも、『スチューデント・パワー』は全世界にわたって吹き荒れていた。この年四月下旬、アメリカでは、コロンビア大学の学生たちが大学本部など五つの建物を占拠、大学側は千人の警官を動員してこれを解除した。同

じころ西ドイツでも、また、イギリスのロンドンでも、学生デモの嵐がまき起こった。五月に入ってフランスのパリでは、学生運動鎮圧をねらって当局側が、ソルボンヌのパリ大学キャンパスを閉鎖したところから、学生たちは学生街カルチュ・ラタンにバリケードをきずいて、警官隊と衝突、労働組合も学生たちの側に立ってストライキに突入し、かの「五月革命」が起こった。これよりさき、このような反体制運動の波は、東側の諸国にも広がっていた。三月下旬、チェコスロバキアで、自由を求めて立ちあがった学生や知識人の民主化運動のまえに、ノボトニー大統領が辞任、スボボダ・ドプチェク体制による「プラハの春」が現出し、同じころポーランドのワルシャワでも、ユーゴスラビアのベオグラードでも、学生たちが体制批判に決起していたのである。

こうした世界の波が、日本の波乱をさらに大きくする。前記の東大紛争は、四十三年の六月中旬、医学部の学生たちが安田講堂を占拠したのに対して、学校側は千余名の警察機動隊を導入してこれを排除したため、学生たちは「大学革命を」、「東大をパリのソルボンヌに」といったプラカードを掲げて、全学無期限ストに突入、東大全共闘によってふたたび安田講堂が占拠、封鎖され、翌四十四年一月十八日、約四千人の機動隊員と、講堂に立てこもる全共闘学生たちとの、凄惨きわまる「安田城」攻防戦の果て、ようやくにして占拠が解除されるという経過をたどったのである。そして、この後、同年一月から二月にかけて、学園封鎖の波は姫原の火のごとく全国にひろがっていく——東京の各大学はもちろん、大阪で、京都で、さらに東北の大学都市で、キャンパスの入口にバリケードがきずかれ、横浜国大も同年一月から、全学無期限ストに突入、学園封鎖が開始されたのであった。

校門に机やイスを積み上げ、バリケードをきずいて、自ら教官たちとのコミュニケーションを絶った若ものたちは、戦争を知らない世代であった。大学四回生の女子学生だったO・M子は、旧制高等女学校に入ったところ終戦を迎え、「とにかく戦時中のことを知っており、そういう意味でも先生との共感があった」と語っている。昭和三十一年代のはじめごろまでの学生たちは、その幼時において、何がしかの戦争体験を持っていた。しかし、四十年代前後からの大学生たちはまったくなかったのである。教官たちの世代とはまったく別の、新しい世代がそこに形成されていた。上記のような大学紛争激発の背景としては、いろいろな社会的要因が挙げられるが、まず、こうした世代の隔絶を第一にかなえなければならぬだろう。そしてこれらの若ものたちは、一般に、自己主張はきわめて強く、その半面、義務観念はあまり植えつけられることなく長じてきた。かれらが幼少年期をすごした終戦直後の時期は、両親も、そして小学校の教師も、その多くは、人生のよりどころについての確信がまだよみがえらず、アメリカ占領軍のもたらした民主主義の消化に手いっぱい、子供たちのしつけをおろそかにしてしまったからである。

これらの若ものたちは、また、戦後のベビー・ブーム期の生まれだった。前記の大学四回生O・M子は、卒業後しばらく中学校の教師をしていたが、「そのころ教えた子供たちの世代が、大学紛争当時の大学生です。かれらは、小学校から中学校、さらに高校、大学へと、各段階ごとに競争また競争をくり抜け、受験勉強に神経をすりへらしてきたのです」と語っている。「受験地獄」という言葉がいわれ出したのは、このころからだ。大学生の数もふえた。終戦の昭和二十一年に、官・公・私立大学の数は四十八、その学生は約十万人にすぎなかったのが、昭和三十八年には、大学（短大を含む）の数が五百九十一、学生数は九十万人を超え、同年齢層に対する大学生の割合は一〇%余り、つまり、十人に一人は大学生ということになっていた。「教育爆発」といわれ、「大学の大衆化」がいわれた。大学生数はさらにふえつづけて、現在では二百万人にちかづき、同年齢層の約三五%、つまり若ものの三人にひとり以上は大学生という状況になっている。それだけに有名校には受験生が集中して、入試

競争は激甚をきわめ、国大経済学部の入試競争率は四十年代はじめごろ、三十倍ちかくに達する。

このような競争につぐ競争の進学過程で、学友たちをふるい落とし、首尾よく大学の関門を通過して、社会のエリートへのキップを入手したところには、若ものたちは、半ば放心状態になってしまふ。さもないければ、「大学とは何か」、「この世はいつたい生きるにあたいするものなのか」と、改めて問い直してみたくなる。モノを考え、いとまもない受験生活の明け暮れだったからであり、大学生活のあとに待ち受けている社会は、ますます工業化、都市化、管理社会化して、人間疎外が進行しつつあり、卒業すればいやおうなく、その歯車のなかに組みこまれていく運命が待ち受けていたからである。

生きがいのよすがとなるべき価値観も多極化していた。戦後、少なくとも昭和三十年代のはじめごろまで、学生を魅惑しつづけたマルクス・レーニズムの世界も、そのころからあいつぐ東欧諸国の動乱、中ソのぬきがたい対立、さらにはソ連における反体制知識人の自由化要求運動をまのあたりにして、学生たちの眼には、もはや統一的イデオロギーとしては映らなくなりつつあった。学生運動も四分五裂の状態になっている。もはや、帰依すべき何ものもない——そうしたニヒルの深淵に、若ものたちは、ひたっていかざるをえなかったのではなかろうか。

「思想に夢みたいなのが、ぼくらのときになくなったんじゃないかと思います」——経営学部一回生(昭和四十六年春卒業)のS・Hはこのように語っている。経済学部十七回生(昭和四十四年春卒業)のT・Aや、同十九回生(四十六年春卒業)のY・Mらにいわせると、そのころ学生によく読まれた本は、新左翼系の教祖とされた吉本隆明や、『都市の論理』など羽仁五郎の著書であり、作家では高橋和巳のもの、たとえばその『わが心は石にあらす』であり、安部公房や大江健三郎のもの、あるいは、学生運動を冷たく突き放した石川達三の『青春の謎』などであった。その羽仁五郎は、T・Aが一年生(分校)のおわりころに起こった学芸自治会の五十日スト(四十二年一〜三月)のとき、講演会で富士見ヶ丘にやってきて、その熱弁に陶醉した会場が興奮状態になったことを、T・Aはおぼえている。

例年十月末から十一月はじめにかけて行なわれる大学祭の出しものもかわってきた。四十一年度と四十三年度の二回にわたって、ここでは、大島渚監督のデビュー作「日本の夜と霧」が上映された。四十一年には大学祭実行委員会によって、そして、四十三年には、革共同中核派が指導権をにぎっていた自治会中央委員会と分校自治会によって、学生たちは、大学祭案内のパンフのなかで、この映画について、それぞれ、以下のようなコメントを加えていた。

「(前略)この映画も、私達の先輩達の展開して来た戦後日本の左翼運動の歴史をピックアップし、安保闘争の敗北の後、闘争の中で結ばれた新聞記者と学生活動家の結婚式を語の導入として、回想形式によって、『前衛党』と自ら名乗る日本共産党の責任、特にその官僚主義と日和見主義を追及している。ただ単に非難に終始しているだけでなく、そこには日本の過去の左翼運動に対する絶望と新しい左翼運動の模索が感じられる。

日本共産党の、極左戦術から歌え舞え路線への転換、安保闘争における日和見、そして相も変わらず『統一と団結』のキャンペーン。こういった日本の左翼運動の不幸なジグザグを中心の糸として、その方針の転換や査問に対して、純真で物事を正面から考える学生達が、いかに考え、迷い、苦しみ、そして自らをほうむっていったかを描きながら、前衛という存在、そのあり方についての問題をつきつける。」(四十一年度、第十八回大学祭パンフより)

「ソ連」社会主義、日本共産党「革命党」という幻想が残っていた火焰ピン闘争時代から、六〇年安保までを

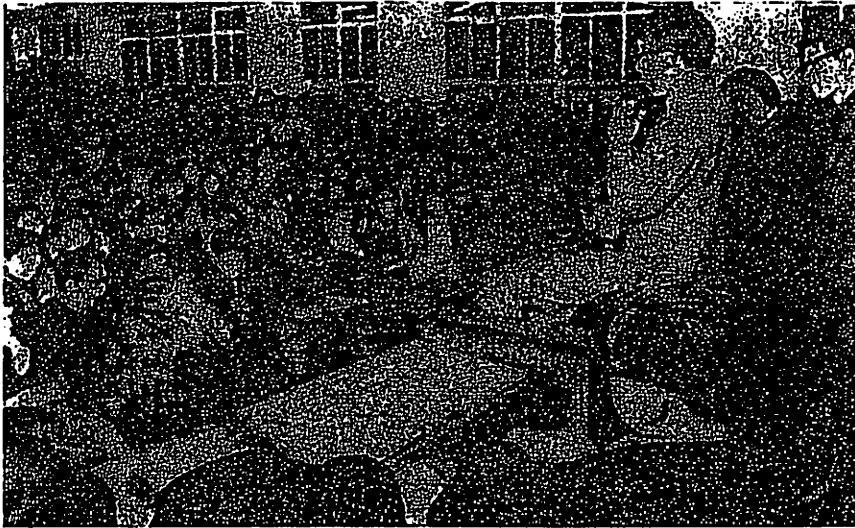
背景として、革命を目指す人間の姿を暴き出している。日共を神格化し、極左から極右へのジグザグ路線に身をゆだねて腐敗した日共黨員の姿。その男に功利的に身を寄せながら、その余りの墮落に嫌悪を感じている妻。日共に幻滅しながらも、何の展望も見い出せずにニヒリズムに沈んだ男。

六〇年六月十八日、負傷して入院しながらも居ても立ってもいられずに、病院から国会へ飛び出していく女学生。それを止める恋人。丁度その日、流れ解散した日共黨員は、その妻の肉体を追いついていたという対照的現実。

ある霧の深い日。二人の結婚式に集った友人、知人、それは全て日本共産党の反革命的路線の中で傷つけられ、歪められた人間であり、それを突破しつつある革命家が、結婚式を通して参加者の過去を全面的に暴露し、日共の腐敗・墮落を示す歴史的証言である。」(四十三年、第二十回大学祭パンフより)

ここには、当時の活動家学生たちの心情があざやかに描き出されており、日共に対する『怨念』の深さが、年を追って高まっていった様子がありありと感じられる。昭和三十年代の、少なくともはじめごろまで『うたって踊って』と半ばは自嘲しながらも、学生運動を進めた若ものたちの背後には、『唯一の党』・日本共産党があった。マル経学派が支配的だった経済学部教官たちと学生とのあいだに、『学園ハネムーン時代』が形成されたひとつの基盤も、そこにあったと考えられるが、もはやそうしたキヅナは、完全についていっていったのであろうか。その間、教官のあいだにも日共との関係が冷たくなった人もあり、しかも、かつて『学風創造』を鼓吹した若手教官たちが、いまや学部の中堅となり、管理者となった者たちがいも、そこにあった。

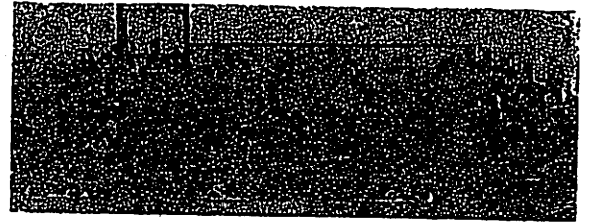
そして、前記両年度の大学祭では、教育問題、大学問題の出しものが圧倒的比重を占めている。いわく、討論会「これが夜学生だ」(経済Ⅱ部実行委員会、シンポジウム「工学教育の現状と我々」(工学部実行委員会)、同上「大



大衆団交

学問題を考える」など(以上四十二年度、講演「大学の本質」(羽仁五郎、映画「日大闘争の記録」、シンポジウム「大学の自治について」、同上「今日の学園闘争を断る」など(以上四十三年度。大学の根本を鋭く告発した四十四年大紛争の布石が、すでに敷かれていた)である。

それに横浜国大の場合は、例の「二期校コンプレックス」がずっと尾をひいていた。経済学部十九回生のY・Mは昭和四十二年に入学してきたが、「一年浪人して、失意のうちに横浜国大に入ってきました。学校へいってみると、およそ大学とは名状しがたい、汚いプレハブの校舎で、さいしょ(分校・教養課程の)授業を受けたわけです。とても勉強する気が起こらず、半年ぐらいいは学校にいかないで、下宿のまわりをブラブラ歩いたり、寝てたりしました」と語っている。前記の経営学部一回生S・Hも、こういうのである——「はじめから横浜国大志望というのは、ほとんどいなかったですね。みんなどこかほかを第一志望して、それが



期 末 試 験

うまくいわずに入ってきて、そういうコンプレックスが一年ぐらいいは残り、そのハネ口を学生運動に求めたという面は、たしかにありました。」

大紛争の発端は、学園統合問題だった。第七章6で記したように、学芸学部(教育学部)の富士見ヶ丘移転(昭和四十年)後、狭隘化したキャンパス問題を打開するために、四十一年六月、新たな全学統合用地として程ヶ谷ゴルフ場跡地をあてることが、国大の評議会できめられた。同年八月、文部省からも、同地が統合用地として適当であるとの正式通知を受けて、本格的な土地取得の交渉が開始された。程ヶ谷ゴルフ場側は移転先の用地取得のため、早急に資金を必要としていたが、一方、国の四十一年度予算はすでに実施に入っていて、国大のゴルフ場跡地買収費を盛りこむことは不可能な時期にあたっていたので、四十一年五月、学外の同窓会関係者——経済学部の富丘会、工学部の横浜工業会、教育学部の友松会——を含めた「統合委員会」(会長・新菱冷熱工業K・K社長加賀美勝氏)が結成されていた。この委員会の手で、とりあえずゴルフ場跡地を買収しておき、昭和四十二年度から国の予算をつけて、用地を取得することになったものだ。

こうして四十二年一月には、学内の基幹組織として、学長、部長、補導協議会委員長および専門委員(建築関係)から成る「統合企画委員会」が発足、四十二年度に第一次として約七万坪(二十一万二千二百九十九平方メートル)の用地を取得、翌四十三年五月末までに、合計約十二万坪(三十九万六千平方メートル)を国有地として購入することができたのである。

これに対して学生側は、四十二年六月二十九日正午ごろ、前記の統合委員会が開かれているところへ、自治会中央委員など数十名が押しかけ、中村康治学長をとりこんで、「大学当局は統合を一方的に推進している」と抗議する一方、学生とのあいだに統合のための連絡会議を設けることを要求した。この時点が大紛争のはじまりとなったのである。この集団団交ないしは、いわゆる「大衆団交」は、翌日昼すぎまで、約三十時間にわたってつづけられ、中村学長からついに、「統合に関する学生との連絡会を設け、学生の意見も十分に聞く」という回答を引き出して、ようやく終了した。

ところが、中村学長の出身母体である工学部では、その後数次にわたる教授会を開いて、前記の「統合に関する学生との連絡会」設置を検討した結果、同年七月六日、工学部教授会としてはこれは認めがたい、と中村学長に回答する一方、七月十日学生自治会に対しても、①異常な状態で行なわれた交渉での話し合いは認めがたい、②大学の管理権の主体は教授会、評議会にある、③学校側と学生側との意思疎通をはかるため、正規の話し合いの方式を確立すべきである(『横浜国立大学工学部五十年史』による)、との教授会見解を伝えた。後日、いわゆる「工学部見解」と呼ばれたものである。これにもつき工学部では、その年夏休みまえに、「学生諸君に告ぐ」という文書を同学部学生全員に送付、その後、この年九月、全学自治会はこの「工学部見解の撤回」をそのスローガンに掲げ、十月中旬には、評議会の席上に全学自治会の学生約三十名が押しかけて、会議を妨害、また十二月中旬には、富士見ヶ丘の経済、経営、教育の各学部、および分校の各学生自治会が、学校側の統合配置図決定に反対をとなえて、いっせいに授業放棄をきめ、約二日間、正門をバリケード封鎖した。学生側が主張したのは、学生会館が統合配置図に入っていない、学寮が敷地内に含まれていない、福利厚生施設が不十分である、などの点であった。しかし、それ以上の大事にはいならず、それから約一年間、事態は小康状態をたもった。

2 統・学園大紛争

—十一月封鎖へ—

昭和四十三年暮れから紛争は再燃した。同年十一月下旬、全学自治会中央委員長から、十二月四日に統合問題その他に関して「学長会見」を行ないたい、との申し入れがあり、数日後に同中央委員会は、学校側に対する次の要求七項目を発表した。

- ① 学生施設の拡充と学生による全面管理
- ② 学部新設に伴う現学部の改悪反対、カリキュラム改悪反対
- ③ 研究施設の拡充、大学のマスプロ化反対
- ④ 文部官僚の大学への横スベリを止めよ
- ⑤ 学生部の廃止
- ⑥ 工学部見解の撤回と自己批判
- ⑦ 大学当局の一方的統合推進の自己批判、責任者は大衆団交に依ぜよ

そのころ、東大紛争はいよいよ最終局面を迎えようとしていた。そして、封鎖された安田講堂——「安田城」の守りには、全国各大学から反日共系の活動家が馳せ参じて、東大全共闘と合流していた。さらに、この年春ごろから「スチューデント・パワー」が全世界をおおったことは、前述のとおりである。一年ちかく小康状態をたもっていた国大の紛争が、ここにいたって再び燃えあがるにいたった事態は、こうした学外の波のうねりと密接

にからみ合っていたと見なければならぬだろう。

十二月四日の「大衆団交」は、同日午後、分校会議室で、全学自治会、各学部自治会の学生約二百名と学長とのあいだで行なわれ、前記七項目の要求にもとづいて論議されたが、わりあいなごやかな空気の中に、四時間ぐらゐで終了した。ところが、つづいて十二月十七日夕方から工学部会議室で行なわれた第二回の学長会見では、工学部見解に関して学生側から強く要求されたため、小山永敏工学部長も午後八時半ごろから出席して、大衆団交は翌朝午前二時ごろまでつづけられ、小山工学部長は「工学部学生に告ぐ」なる文書は多くの誤りがあり、

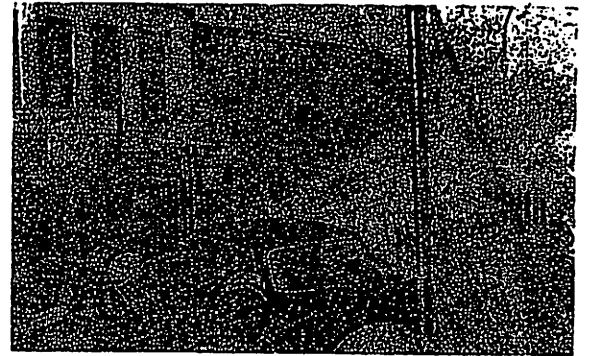
これを全面撤回する立場に立ち、教授総会に提出する。十九日までに教授総会で審議し、結論を連絡する」との確約書をとられた。また、学長も「学生と意見の一致を見ない限り、統合配置案の文部省への提出は行なわない」という確約書をとられるにいたった。これに対して、工学部教授総会は十八、十九日両日にわたって開かれ、つぎの回答を学生自治会に示した。

① 昭和四十二年八月の手紙「工学部学生諸君に告ぐ」は撤回はできないが、これからの工学部のありかたについては、この手紙の内容にこだわらず、すでに前向きに検討している

② 工学部長は、学生諸君と積極的に話し合う用意があるが、十二月十七日夜のような状況では会えない
こうして、この年は暮れた。



あいつぐ不穏火 燃える学生食堂



封鎖中の学園

翌四十四年一月一日午後五時十分ごろ、富士見ヶ丘の学会自治会室（注…学部名はすでに教育学部と改称されていたが、自治会はいぜん「学会」を冠していた）でボヤがあり、さらに同六時四十五分ごろに、学生食堂横の部屋付近で再び出火、部屋、食堂、生協などの建物を焼失した。このため、翌二日の日没寸前、機動隊出動のもとに、学内への警察の強制立ち入りによる現場検証が行なわれ、そのさい、学生一名が公務執行妨害の現行犯として学内逮捕されて、波紋は広がった。こうしたなかで、一月四日、全学自治会中央委員長から、一月十四日に「学長・工学部長との団交」開催の要求があったが、これに対して、工学部教授会が、団交の人数制限（教官五名、学生五名、時間の制限、テープ、マイクの使用禁止などの条件つきで回答したため、学生側はこれをきき入れず、一月十六日夜に工学部長室を占拠、さらに翌十七日全学共闘会議準備会が結成され、同日夜から、学生百五十余名により弘明寺の事務局の封鎖を開始した。

そして、学生側は、工学部見解は全学の教官の問題であり、事務局封鎖は、全学の教官に対する抗議の意味を持つ、として学長、全学部長および分校主事との「全学団交」を、一月二十日開くことを要求した。同日午後四時半、清水ヶ丘の第六大教室で開かれたこの全学団交の席上、学生側は「学生部・文書」の問題を持ち出し、同文書は学生の思想調査を行なった文書であるとして、学生部の廃止を要求してきたのである。同文書は、これにさき立ち、前記の弘明寺における事務局封鎖のさい学生の手に移ったもので、当時事務局職員だった人は、同文

書は、四十四年度の関東甲信越大学体育大会に関する資料で、思想調査に関するようなものではなかったとしているが、同文書が学生側に渡ったままになっているため、その真相はいまだに不明である。いずれにしても、学生部は、六〇年安保闘争での学生運動の激化が問題になった昭和三十六年春、文部省の方針にもとづいて国大も設置が決定されたため、学生からはとかく白い眼でみられがちな存在であったことはたしかだ。このため国大の評議會は同年六月、同部の運営に関して、「学生の思想統制、自治会およびサークル活動の制限、学生の処罰、寮学生自治への干渉は、厳に行なわない」むねの申し合わせを取りきめたほどであった。しかも、後述のようにこの大紛争の過程で、四十四年二月下旬学校側が設けた「学生部問題調査委員会」の手により、学生部が、「学生自治会の活動ないしは学生運動に関する情報、資料を作成し、その活動は学内、学外にわたっていた」ことが報告されるにいたるのである。こうした活動が、学校当局として必要最少限のものであるか、あるいは「思想統制」、「自治活動への干渉」におよぶものであるかは、おのずから議論のわかれるところではあるが。

とまれ、この学生部問題は、それまで比較的無関心だったノンボリの一般学生をも刺激して、以来紛争はこの問題を中心に展開、さらにその根底に横たわる大学の自治、大学制度のありかたの再検討と、その変革の方向にまでわたっていく。

つづいて、一月二十三日午後六時、学生の要求によって開かれた第二回の全学団交は、翌二十四日午前四時半までつづけられて、いったん休憩、さらに同日午前十一時再開されて午後十時まで続行された。その間、学生たちは、工学部見解の撤回、学生部の廃止、同部事務官（次長、課長）の罷免等を要求して、休みなく中村学長を追及したため、同学長は二十四日午前一時三十分、疲労はなほだしく、ついに医師の診断の結果、退席休養した。学生側はさらに、河東準工学部長代理（小山工学部長は、すでに一月中旬病氣のため入院して、辞任を申し出で、河東教授

が工学部長代理に就任していた)には、こ先きを転じて、せめ立てたので、同代理もついに貧血を起こし、救急車にはこばれて入院する事態にいたった。この結果、この全学団交は、開会後約二十八時間にいたって解散ということになったが、この間、学長、各学部長は工学部見解の白紙還元と学生部廃止の方針を明らかにし、学生側はその具体化として、①学長名の謝罪文と各学部教授会の自己批判、②文部省に対する抗議文、③学生部次長、課長の罷免など、五項目の要求を提示、一月二十八日から全学団交を開いて回答するようせまったのである。

しかし、中村学長は極度の衰弱のため入院中で、二十八日の団交には出席できない。学校側はそのむねを、一月二十七日、自治会中央委員長に伝えた。これにさき立ち、学芸自治会は同月二十五日からすでにストに入り、分校自治会も二十七日からスト入りした。二十八日午前、自治会中央委員会からかきかねて同日の団交開催要求があったが、学校側は、学長が病気で出席できない、と回答、翌二十九日、経済学部自治会もストに入った。いずれも無期限ストライキである。つづいて三十日に、自治会中央委員会は、前掲の五項目の要求にもとづき、全学団交を三十一日に開くよう申し入れてきたが、学校側は、「学長の健康上三十一日には会えない。回復後できるだけ早く会う」と回答、工学部自治会もついに無期限ストに突入した。こうして、同日、弘明寺のキャンパスが封鎖され、富士見ヶ丘の正門にもバリケードがきずかれて、二月六日からは「全学教官の学内立ち入り拒否」を自治会中央委員会が声明、ここに、全学封鎖が開始されたのである。

この間、一月二十日には小山工学部長が辞任して、その後任には同月二十七日田口武一教授が就任、学生側はいぜん強く学長団交を要求して、二月十一日には全学共闘会議を結成した。同十四日の学校側評議会では、「条件のいかんにかかわらず、いまの状況では団交に応じられない」とする中村学長の意見と、「団交は必要だ」とする多数の評議員の意見とが対立して、同学長は二月十七日ついに辞意を表明、同二十二日、その辞表が受理さ

れて、学長事務取扱に水戸部教育学部長を選任した。三月一日正式に就任した同学長事務取扱は、各学部長と分校主事とで執行部を構成し、「学生部廃止の方針を堅持し、積極的に団交に応じる」姿勢を明らかにするとともに、全学の意思を統一して敏速に紛争処理にあたるため臨時拡大評議会(臨拡評)を設け、かつ、問題になった学生部の活動調査のため、学生部問題調査委員会を発足させた。さらに、学生側からの要求諸項目によって問われている大学改革の根本問題に対処するために、二月はじめの全学教官会議で設けられた四つの分科会を、この臨拡評と緊密に連絡させることにして、早急にその具体的方針を打ち出すことにした。

こうした態勢をバックに、水戸部学長事務取扱は、三月一日ただちに自治会中央委員長あて、団交開催のための予備交渉を申し入れ、翌二日夜、学校側予備交渉委員の宮崎義一経済学部長らが、自治会中央委員会と話し合ったが、学生部次長および課長の学長団交への出席を固執する学生側と、その必要なしとする学校側の意見とが平行線をたどったまま、交渉はついに決裂、三月十三日には全学事務局の封鎖も行なわれて、以来数カ月間、学校と自治会とのパイプは断絶されたままの状態がつづくことになる。

その間、経済学部では、四十三年十一月長洲教授のあと経済学部長となっていた宮崎教授が、四十四年三月末疲労のため発病して辞任、杉本俊朗教授が後任学部長となったが、同教授も同年七月倒れて、長洲教授が再度学部長に就任した。また、経営学部では、同年六月、初代の学部長久保村教授、Ⅱ部(夜間部)主事の山崎邦彦教授がそれぞれ任期満了して、学部長には清水新教授、Ⅱ部主事には河野五郎教授が就任した。封鎖された学園は荒廃の極に達していった。同年三月中旬に、経済学部構内や同学生部室で二回のボヤがあり、四月はじめには工学部応用化学研究室で火災が発生、また、六月中にも清水ヶ丘地区の学生部室等で二度のボヤが起こったのち七月七日夜刻、同地区の学生部室、生協売店で火災を出し、約七十坪を焼失するなど、不審火が連続した。



経済学部教授会

入学試験や卒業の問題をともかくも処理しおえた大学当局は、再び紛争対策に精力を集中して、四十四年五月三日、水戸部学長事務取扱名による「当面の諸問題に関する基本見解」(以下、単に「基本見解」と呼ぶ)を発表、全教職員、学生あてに送付した。これによって学校側は、「大学とは何ぞや」の原点に立ちかえって、学生の要求に答える考え方を打ち出したのである。前年十二月四日の第一回学長団交で、学生側が持ち出した七項目の要求をはじめ、すべての要求が「大学のありかた」にかかわり合っていたが、とくにそれらのなかには「工学部見解」の問題が含まれ、また一月下旬の大衆団交で提起された「学生部問題」も加わってきた。それらは、従来「厚生補導」の対象として考えられてきた学生の大学内における地位と権利、事務職員の地位と権利の問題、さらに、従来、大学の自治はすなわち「教授会の自治」という通念の上に、大学内における特権階級であった教官グループのありかたの問題を、根底から掘りかえし、大学の組織、制度の根本、端的に言って「大学とは何ぞや」の問題を鋭く問いかけ、特権の上にあらをかくものへのきびしい告発の一面を含んでいたことはたしかであった。「基本見解」はそのような認識に立って、この問いかけに、一応がっぶり四つに組む姿勢を示したものであった。

こうした状況のなか、学校側は、四十四年三月二十三、四日の両日、同年度の入学試験を学外の八カ所の試験場で、警官に守られながら実施、例年三月十八日に行なわれてきた全学統一卒業式も中止され、水戸部学長事務取扱から、つぎのようなはなむけの手紙を卒業生全員に送って、これにかえた。

卒業生を送るに当たりて

水戸部学長事務取扱

横浜国立大学は、昭和四十三年度において卒業式を挙げる事ができなかったばかりでなく、多数の卒業延期者を出さざるをえない事態となったことは、甚だ遺憾である。それにもまして、卒業生諸君が、大学にたいし多くの不満と不信の念を解消しないままに、学窓を後にしたのではないかと想像されることは、まことに悲しい極みである。

しかしながら、大部分の諸君にとって、わが横浜国立大学は、最後の学窓である。ここでの四年間を顧みるとき、断ちがたい絆が諸君をとらえて離さないであろう。

大学もまた諸君の後姿を、いつまでも見守るであろう。大学は諸君とともに別れの言葉を交し、杯をほすことはできなかったが、後をふりかえる諸君と、諸君を見守る大学とは、強い絆で結ばれていることを私は信ずる。

大学は、いま苦難のなかで、新しい大学改革への道を歩もうとしている。諸君もまた、わが大学の再生への努力を、愛着をもって見つめて欲しい。

(中略) 多くの困難をものりこえて、人生の勝利者になって頂くことを切望し、諸君への餞としたい。

3 「大学とは何ぞや」

すでに、四十三年の春ごろから激化した東大紛争に驚愕した政財界では、それぞれの立場から大学問題の検討が進められていた。同年十一月十五日には経済同友会（代表幹事、木川田一隆東京電力社長）がその教育問題委員会（委員長、中島正樹三菱製鋼社長——会社の役職名はいずれも当時）のまとめた「大学の基本問題」についての中間報告を発表、また、日本経営者団体連盟（代表常任理事、松田武日清紡織会長——役職名はいずれも当時）も四十四年に入って、「直面する大学問題に関する基本的見解」をまとめ、二月二十四日、これを坂田文相、保利官房長官に申し入れていた。同じころ、自民党文教制度調査会も、紛争大学の一時閉鎖命令を出せるよう文部大臣の権限を強化する内容を織りこんだ、高等普通教育改革試案を立案、三月下旬、佐藤首相は、大学の管理運営を強化する法律の立案を坂田文相に指示、大学管理法（大管法）制定への歩みが、ふたたび急ピッチで進められつつあった。

いわゆる大管法は過去において、朝鮮戦争前後の学生運動激化の時期に、昭和二十三年ごろから文部省で立案が開始され、同二十六年の第十国会に「国立大学管理法案」等の『大学三大法案』として提出されたが、全学連はもちろん、大学関係者、日教組、野党等の反対が強く、継続審議となって未成立におわった。六〇年安保問題後の昭和三十六、七年にも、ふたたび立案の動きが高まり、すでに三十五年に文部省から「大学教育の改善」について諮問を受けていた中央教育審議会が、三十六年七月および三十七年十月の二度にわたって、「改善案」の中間報告を発表していた（最終審申は三十八年一月二十八日付）。そうしたウズなかで、三十七年九月には国立大学協会が、「大学の管理運営に関する中間報告」を発表し、これに対して国大の経済学部教授会が批判的な意見書をまとめ、評議会および他大学へ送付する動きもあったが、大管法の再度立案にはやはり各方面の反対が強く、翌三十八年一月にいたって、文部省は法案の国会提出を見合わせたという経過をたどっている。

しかし、四十三年から全国的に吹き荒れていた大学紛争をまえにして、今回は政府与党の決意もきわめて固く、

四十四年八月十六日、「大学の運営に関する臨時措置法」が、ついに自民党の強行採決によって成立するにいたるのである。同法は五年間の時限立法であったが、そのなかに、長期紛争校に対しては文部大臣が閉・廃校を命令できる権限が織りこまれていた。こうした状況にとりかこまれて、国大としては、紛争が長期化すれば閉・廃校に追い込まれる危機に瀕し、これを回避して「大学の自治」を守るためには、みずから大学改革の姿勢を確立するとともに、紛争を自主的に解決して、管理運営の能力を立証する必要にせまられていたわけである。

このようにして四十四年五月三日発表された「基本見解」は、二部五章から成っており、その「まえがき」は、要旨をつぎのように述べている。

「紛争開始いらいすでに三カ月余、わが横浜国立大学は、文字通り存亡の境にある。（中略）いうまでもなく今回の問題は、保土ヶ谷統合問題に端を発し、『工学部見解』問題等をまじえつつ学生部問題に触発されて拡大深化した。しかも、すでにだれでも気付いているとおり、問題はたんに学舎統合や学生部の機構にとどまるものではない。教授会、学生、事務組織の位置づけ、学園と国家権力の関係など、広く大学自治全体の問題にかかわっている。それは今日、全国的な、さらには全世界的な規模で爆発している現代大学革新の潮の、わが横浜国大におけるあらわれにほかならず、すすんでは、現代における社会改革、学問と知性のあり方を根底から問い直す動きの一環をなすものというべきであろう。問題は、それだけの深さと拡がりをもったものである。」

（中略）しかも、時間は乏しいのである。長期にわたる大学機能の停止状態、急激に高まりゆく外からの圧力など、事態は最悪の状況を迎えている。（中略）われわれは、この責任を痛感している。学生諸君がわれわれにつきつけた問題の重大さを認め、かつ、評価した上で、われわれの考えも率直に述べて、当面の異常な難局を

打開し、横浜国大再生へ一歩を進めたい。(後略)

「基本見解」はこのあと、第一部第一章で紛争の経過をふりかえり、同第二章では、学生部問題調査委員会の中間報告を披露して、「学生部は、学生運動にかんする情報や資料の収集、作成を行っていた。この活動は学内、学外にわたっており、時期的には学生運動の昂揚期（とくに第一次羽田事件以降）とともに、次第にその範囲を拡げる傾向にあった」とし、それは、学生部設置当時の昭和三十六年、評議会が、その運営には慎重を期す、という申し合わせを行なった趣旨からも逸脱している、との判断を下している。

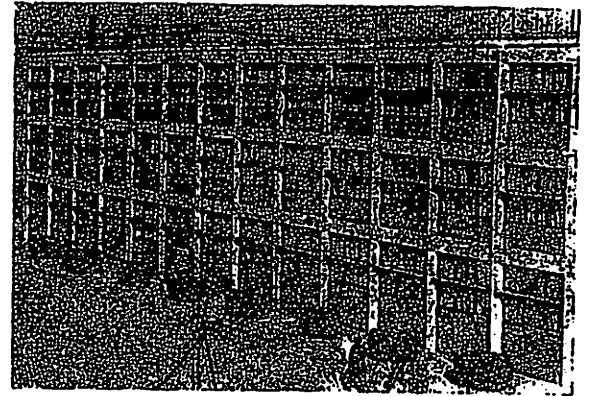
(注) 第一次羽田事件『昭和四十二年十月八日、新左翼系全学連が「総理のベトナム訪問阻止」をとる、羽田空港付近で大量の角材、石塊等を使って機動隊と衝突、警備車に放火、炎上させるなどのさわぎが起こった事件。

つぎに「基本見解」は、第二部を「横浜国大改革の方向と問題点」とし、その第三章において、「大学における学生の地位」を規定した。それはまず、大学自治の担い手を教授会のみにおくような「大学自治」教授会自治、という考え方は、「講座制とエラルキーを原則とする旧制帝大において形成されていた伝統的方式であって、こういう考え方をまず捨てるべきだ」と自己批判して、教官、学生、事務職員の三者は、「それぞれその機能と立場の相違にもかかわらず、固有の権利と責任をもつという意味において対等であり、ともに大学自治を担うものである」という基本原則を確立している。これによって、紛争のひとつの発端となった「工学部見解」を自己否定する含みを持たせたわけである。つづいて第四章は「大学自治と事務機構」として、事務職員の役割がこれまで不当に軽視されてきたとして、「職員もまた大学構成員として、固有の権利、固有の立場をもって大学自治に参加すべきである」ことを再確認し、第五章では「新しい横浜国大像を求めて」、全学統合推進の必要性を説いている。

以上のような「基本見解」を配付するとともに、学校側は五月中旬ごろから、ゼミナール、クラスなどの単位で一般学生との話し合いを開始した。一方、自治会（全共闘）に対しても五月十六日、話し合いを申し入れたが、自治会側は、四月から持ち出している事務局電話の復活（事務局封鎖後、学校側が使用停止措置をとっていた）要求をくりかえすとともに、「基本見解」の学生への配付や、クラス、ゼミなど単位での学生との話し合いは、自治会（全共闘）の分断工作であるとして、学校側の申し入れを拒否した。さらに、六月一日には、全学自治会中央委員会と全学共闘会議の連名で、「勝利へ」と題する新聞紙一枚（二ページ）のビラを発行し、「大学当局の基本見解を批判し弾劾する」という大見出しのもとに、「大学はいまや帝国主義の支配の道具になっている」とし、「基本見解は単なるおしゃべりにすぎない」と攻撃するにいたったのである。

これに対して大学執行部は、六月十四日、さきの「基本見解」を補足し、学生部廃止のための具体案などをつけ加えた「第二の基本見解」を発表して全学生に発送するとともに、全学集会を開催する努力を懸命につづけた。なお、「基本見解」は、大学執行部が学生に対してだけではなく、全教官、全事務職員にあててアピールしたものであり、四十四年五月三十一日には県教育会館で、水戸部学長事務取扱以下大学執行部の事務職員約二百五十名に対する、「基本見解」説明会が開かれたが、席上事務職員がわから、「基本見解」に対して、次のように、学生自治会とはまったく違った見地から、鋭い批判が投げかけられていたことも記しておかねばならない（当面の諸問題に関する基本見解）に対する事務職員の意見・および、同説明会質疑応答要約による）。

○（大学の自治について）大学自治の理念を明確にしてほしい。（基本見解は）「大学の使命と目的は、研究と教育の創造的發展にある。大学の自治は、そのための手段」と説明されているが、ほんとうにこの考えで統一されているのであろうか。大衆化、社会化された、いわば「開かれた大学」という見地から、大学の自治の概念も



第2号館研究室棟

変わってきてよいのではなからうか。

しかるに基本見解は、全般にわたって、大学の自治は外部の力により圧迫されているということだけを強調し、国家権力あるいは現体制を非難攻撃して、その姿勢はあまりにも閉鎖的であり、客観性に欠ける。

いわゆる文部次官通達（大学内における正常な秩序の維持について）や大学立法（大学の運営に関する臨時措置法案）などを出させた要因は、ほかならぬ大学教官みずからがつくりあげたものであることを、反省する必要がある。

すなわち、暴力学生による学園封鎖、不法占拠等、犯罪行為と思われることが行なわれても、適切な学生指導がなされず、警察官による正常化への手も打たない。

このようなことから、事務職員は、「大学自治」「治外法権」と考えざるをえないし、世論もおそらく、そのように思うのではなからうか。

○（教授会自治の反省について）「教授会万能の思想は、無限責任即無責任の体制にも通ずる」と、これまでの大学自治「教授会自治を反省しながら、次の段階では、教授会自治を高く評価し、（教授会が）大学の基本的意思決定とその執行に責任をもたねばならないとし、「人事や単位認定や予算配分の大綱などにかんして責任を負い続けるべきであらう。われわれが斥けるべきは、教授会万能の幻想、その特権的な制度化と意識にほかなら

ない」と述べ、逆に教授会万能の現実化を主張しているように思われる。

なお、教育研究者として疎せられた責務、また、定年まで身分を保障されているという現行制度に対する、きびしい反省がなされるべきではないか。

○（大学自治と事務機構について）「事務職員は不当に取り扱われ、疎外されてきた。教官側にも、ときには学生側にも、意識的な事務蔑視、少なくとも事務軽視がなかったとはいえない」といっているが、これは教官が、いかに特権意識をもって大学の運営を行っていたかを、認めたものだといわざるをえない。

さらにまた、「管理運営事務の権限を事務職員に委譲していくのが、将来の正しい姿であらう」といい、そのつぎには「事務職員についても教官同様に、人事の実質的な大学による自主決定の権利が与えられるべきである」という主張があることは、いかにも教授会自体の権限の拡張をはかっている感がある。

教官が、大学の管理運営について、事務職員の立場を認識し、教官と事務職員が対等に分担して、大学の組織的運営を考えるなら、その思想を明確に表現する必要がある。

○（学生施設の管理運営について）学生施設の運営を全面的に学生にまかせる、としているが、その場合も、管理責任はあくまでも国有財産監守者（学校当局）が負う。このことをはっきりと認識し、学生にも理解させるべきである。

○（学生部廃止について）学生部は廃止すべきではなく、廃止の方針は撤回すべきである。基本見解はその「組織自体に問題がある」といっているが、学生部は、学生の学園生活、修学の過程に生ずる諸般の事務を処理するところであり、組織自体に問題はない。基本見解は、ただ反体制、反権力意識のみ過剰であり、国家行政事務の実情をあまりにも知らないように思われる。

学生部の解体が、あたかも大学の改革につながるのかのとき考え方は、重大な誤ちを犯すことになりかねない。学生運動昂揚のなかで、大学自治の崩壊を案じ、困難な状況のなかにあつて、なおかつ学生のための所掌業務に真剣にはげんできたのは、学生部職員であることを認識されたい。学生運動が現在の社会秩序を否定し、大学を封鎖し、学内や学外、すなわち社会の破壊活動を行なう動きに対して、大学の管理運営の責任を負う学長や学生部長を助け、資料の収集等をするのは当然である。

4 機動隊導入・封鎖解除への過程

学生のあいだにも、封鎖を解除し、学校側との話し合いで事態を収拾しようという動きが起ってきた。まず、五月下旬学校側の全学交渉委員は経済・経営工部の学生自治会と予備交渉に入ることができ、六月はじめて三回の会合を持って、実質的な話し合いを行なった。また同じころ工学部では、昼間の学生で工学部改革推進準備会が生まれ、現自治会（全共闘）の強引なやりかたを批判して、自主的解決の歩みをはじめた。

日共系民青同盟の学生たちが、封鎖解除、自主的解決の線で一般学生をまとめようと活動を開始していた。学園封鎖を指導したのは革共同中核派、同革マル派、社青同解放派（反帝学評）などの各派から成る全学共闘であり、全共闘は封鎖がはじまった二月はじめからすでに、民青派の学生の学内立ち入りを阻止していたが、民青派は、学外でのゼミナル単位などの集会で、事態収拾のイニシアティブをとり、全共闘の強引な闘争方針から離反しはじめていた一般学生に対し、活発なオルグ活動を展開していたのである。

「学園が封鎖されると、まもなく図書館なども使えなくなったので、仕方なく伊勢佐木町とかあっちこっち

の喫茶店などに集まり、ストの収拾を相談しました。そういうときのリーダーは民青の人だった。」

「ゼミナル単位で会合を持った。集まる場所は学生の自宅だった。そこに集まって泊り込んで、翌日、そこからさらに別の集合場所、たとえば藤沢あたりまで出かけて、いくつかのゼミが会合した。民青の指導のもとでやった。」

経済学部十八回生（昭和四十五年三月卒）のN・A子と、同十九回生のY・Mは、こもこもこのように語っている。頑強に封鎖戦術を固執する全共闘にとって、このような動きは、民青派が学校当局と気脈を通じて切りくずしに乗り出したとしか映らず、かれらは孤立感、危機感を深めるとともに、しだいに暴力化の度合いを強めていった。前記N・A子は「スト収拾、封鎖解除のための学生集会があちこちで開かれるようになると、そのたびに全共闘がどこからかきつけて、なぐり込みをかけてきました」と語っている。集合場所を転々とかえたりしたのも、そうした全共闘の襲撃を避けるためだった。



機動隊により封鎖解除

前記のように、他の学部より一歩先んじて、スト収拾派学生による「改革推進準備会」という組織が生まれていた工学部では、六月三十日に工学部集会の開催を計画したが、全共闘の妨害で実現できなかった。この結果、田口武一工学部長は自主解決を断念、水戸部学長事務取扱の同意を得て、七月二十五日機動隊の導入により、工学部キャンパスの封鎖解除強行に踏み切った。この日午前七時、約五百名の機動隊の応援を得て、工学部職員が学内に入り、

正門のバリケードを撤去し封鎖を解いた。封鎖解除後、八月五日には臨時学生大会が開かれて、民青派のリーダーシップによる工学部自治会仮執行部が発足、学校当局はこれを「現段階における唯一の交渉相手」として認め、九月十七日には、工学部体育館で学生約百八十名、教官約六十名参加のもとに自治会新執行部との学部集会を開催するところまでこぎつけた。

この間、工学部の機動隊導入による封鎖解除を、評議会にはからずに決定したことに対して自主解決を主張していた経済、教育学部から水戸部学長事務取扱に対する批判が出されたため、同学長事務取扱は九月一日辞任、かわって経済学部の越村信三郎教授が、同月四日、学長事務取扱に就任した。しかし工学部の封鎖解除によって、事態は收拾に向かって大きく展開し、前記九月中旬の工学部集会で話し合われた七項目などの問題が、同月下旬ようやく開催されるにいたった全学集会での「確証書」の基礎になったのである。

工学部の封鎖解除後、経済学部教授会は、さきの大学執行部の「基本見解」にもとづく話し合いによる解決を学生に呼びかけるため、八月四日「経済学部学生諸君に訴える」と題した文書を全学生に送付、これには返信ハガキを添付して学生の意見を求め、さらに八月二十日にも「ふたたび経済学部学生諸君に訴える」という文書を全学生に送り、全共闘が「自分自身の手で大学自治を崩壊させている」として、その暴力行為を非難するとともに、学部集会の開催を呼びかけた。前記のようにこの間、国会では大学運営臨時措置法が八月十六日、自民党の強行採決によって成立しており、これによって同法の施行の日（八月十七日）に、紛争が発生してから六カ月以上を経過している大学に対しては、紛争が解決しないで十カ月以上たつと、文部大臣がその休校を命じることができるようになっていた。横浜国大は一月に全学封鎖がはじまってから、すでに八カ月になんなんとしており、文部省の強権発動の根拠となる期限が、日いち日とせまっていたのである。

しかし、以上のような学校当局の努力により、学生のあいだにも話し合いによる解決の機運がしだいに高まってきた。経済学部教授会が八月四日に出した第一次の呼びかけに対して、四割にちかい学生から回答が寄せられ、それらの回答の九五％は教授会の提案を支持していた。八月十四日には、経済Ⅱ部の学生が学生大会を学外で開き、経済、経営両学部教授会に面交を求めるとともに、封鎖解除の決議を行なった。翌八月十五日には、教育学部の学生も学外で大会を開き、新しい自治会を発足させた。これに対して全共闘側は、自分たちを疎外する方向で進められていく紛争收拾に危機感を深め、それに比例して暴力化の度合いを強めていった。すなわち、八月十三日には、開港記念館に集まっていた経済学部の学生に対して、全共闘に属する同学部学生が、他大学の学生を指揮して暴行を加えるという事件が起こり、また八月十五日早朝五時には、前記の教育学部学生大会の準備のため、ガールスカウト会館に前夜から宿泊していた同学部学生たちに、全共闘の学生たちが、多数の他大学学生の力を借りて襲撃をかけ、角材などをふるって、十数名の重軽傷者を出し、同会館のあちこちを破壊するさわざも持ちあがったのである。

このように、事態は民青派のイニシアのもとに集まった一般学生の、話し合い解決への歩みと、それを妨害する全共闘派学生の、シーソー・ゲームのようなかたちで動いていたが、ついに八月二十四日には、工学部学生自治会仮執行部、同Ⅱ部学生自治会執行部、学芸学部（注：教育学部を学生はいまもこう呼んでいた）学生自治会臨時執行部、および経済・経営Ⅱ部学生自治会三役の連名で、共同声明が発せられ、経済、経営両学部、および分校の学生たちに、早く学生大会を開け、と呼びかけるとともに、学校当局に対して「われわれを正式交渉団と認め、全共闘中央委とのボス取引をやめよ」と要求するにいたった。ついで、前記のように九月十七日には、工学部で、機動隊に全共闘系の妨害を排除してもらいながらではあったが、とにかく同学部集会が開かれ、全学集会による

話し合いへの地固めが、しだいにできあがっていった。

こうして九月二十九日には、前記のように新しく誕生した学生自治会の統一代表団と、これも水戸部教授からバトンを引き継いだばかりの越村学長事務取扱以下の大学執行部による全学集会が、横浜公園の体育館で開かれ、紛争は最終局面を迎えることになった。しかし、そこへいくまでに、全学集会の開催場所をきめることが大へんな苦勞であった。何しろ、全共闘系の妨害を避けながら、しかも数百名からの人間が集まれる場所を探すのだから、そんなところがそうザラにあるわけがない。会場係の大崎平八郎経済学部教授は、文字どおり東奔西走の日だった。交渉は三転また四転した。

さいしょに候補にあがったのは藤沢市の市民会館。一度はOKをとったが、横浜国大の集団団交とわかって断わられてしまった。同じ日に三組ぐらゐの結婚式がそこであり、万一、新婚夫婦にシロクを与えるようなことが起こっては、生まれてくる赤ちゃんの胎教にも悪からう、というのが反対の理由だった。つぎに交渉したのは野毛山の市営プール。この季節には水を出してあるので、そこに目をつけて飛鳥田横浜市長に頼んだところ、付近の住民が承知なら、ということになり、地元の町内会長にかけ合いにいったが、この町内会長がどうしても承認の判を押してくれない。野毛山は子供連れが大勢やってくるから、さわぎでも起こると危い、という理由だった。三番目には、東京湾に繋留してある船の上でやろうということになった。一日九十万円ぐらゐの借り賃がかかるということだったが、ここも一度は船会社がOKした。しかし、大学の大衆団交の会場とわかると、汽罐室に火焰ビンでも投げこまれては一大事ということで、断わられてしまった。もし、これが実現していれば、昭和二十年九月二日、東京湾に浮かぶ米艦ミズーリ号上で行なわれた日本の降伏文書調印式以来のニュースになっていたかもしれない。

こうした苦心の経過をたどって、九月二十九日午後、横浜公園体育館で、ようやく全学集会が開かれた。しかし、やはり全共闘系学生の執拗な抵抗にあつて、開会時間は予定より三時間あまりも遅れたうえ、相当多数の学生と教官が入場できず、開会中も、出入口付近でくり返される小ぜり合いのため、しばしば騒動が中断されるありさまであった。そうしたなかで、学生側から出された九項目の要求をめぐって論議がかわされ、工学部の機動隊導入など二、三の点については、両者の意見が対立したままとなったが、九項目の大部分の点について合意が成立した。この九項目の合意事項は、その後、十月二日全共闘系の妨害を避けて東京本郷の学士会館で、国大執行部および学生自治会統一代表団双方の署名が行なわれ、両者がそれぞれ各学部、各自治会に持ち帰って承認をとりつけたのち、十二月二十七日付けで正式に両者の「確認書」のかたちで取りかわされたのである。

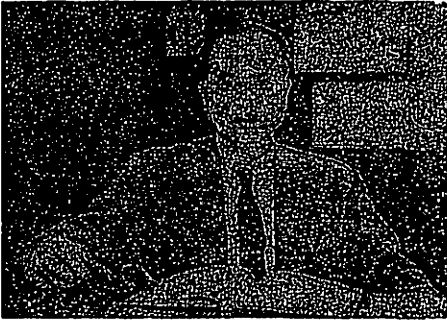
確認書の詳細は別掲のとおりだが、それは、主要項目として、Ⅰ大学の管理運営の民主化、Ⅱ学生の権利の保障、Ⅲ学舎統合について、Ⅳ学生部問題について、などの九項目を掲げ、大学の管理運営では、①大学の自治、教授会の自治という考えかたをやめ、「工学部見解」を白紙撤回する、②大学は教官、学生、職員の三者で構成され、それぞれが機能と立場の相違にもかかわらず、ともに大学の自治を担うものであるとし、また③学生施設は学生自身の手で責任をもって運営されるべきであると記し、学生の権利の保障では、「大衆団交」を認めるなど、さきの「基本見解」の線をさらに推し進めて明確化した。新しい大学のありかたが規定されていた。つぎに、統合問題では、前年（昭和四十三年）十二月中村学長（当時）が大衆団交で行なった約束を再確認して、統合配置案を白紙還元している。また、Ⅳの学生部問題では、学生部廃止の基本方針を堅持し、終局的には大学がすべての人事権を持ち、教職員・学生の意見が充分反映される厚生のための部局をつくるべく努力する、とされた。

この間、十月二十九日大学評議会の決定にもつき清水ヶ丘校舎にも機動隊が導入されて封鎖が解除され、大紛争はようやく終止符を打った。以上のような学生側との交渉は、すべて、キャンパスに立てこもる全共闘系を疎外して行なわれ、また、それが全共闘系みずからの選んだ途であった以上、外部の力による封鎖解除はやむをえざる帰結であったというべきだろう。しかも、前記のように大学運営臨時措置法により休校命令の出される期限は、もはや目前にせまっていた。しかし、これよりわずか三カ月ほどまえ、やはり機動隊導入によって封鎖解除を行なった工学部と、これを支持した水戸部前学長事務取扱に対しては、他学部からの批判が起り、ついに学長事務取扱の交替を招いた経過をふり返ると、局外者には大学というものの複雑さを感じさせざるをえない経過ではあったかもしれない。

とまれ、当時清水ヶ丘封鎖解除の衝にあたった越村学長事務取扱の苦心もなみなみならぬものであった。「ルイ十六世をして決断させてほしい」——最終局面での国大評議会の席上、機動隊導入の決定を促した同学長事務取扱は、このように発言した。学長の置かれた立場は、フランス革命の大波をかぶったルイ十六世の立場だった、と後日越村教授は述懐している。国大の評議会規則は、過半数の賛成によってことを決する多数決の方式を採用している。しかし、実際には、国大に限らずこの大学の評議会でもそうだが、一学部でも反対があればシコリが残って、一度決めたことも実効はなくなってしまうから、多数決できめるわけにはいかない。満場一致方式をとらざるをえない。いきおい、容易に決が下せない、優柔不断にならざるをえないのである。そして反対論が解消しなければ、責任者、つまり学長がその進退を考えなければならぬ。フランス革命の嵐のなかで、ルイ十六世は、旧来の特権にしがみついた貴族・僧侶と、これに対抗して起ちあがった新興のブルジョアジーおよび一般民衆との力の衝突、利害の錯綜のはざまに、しばしば決断の時期を誤り、さらに決断の力も失って、ついにはギロ

チン台上に首をはねられる運命をたどったのであった。機動隊導入を必至としていた当時の国大大学長の座も、風前のともしびであった。すでに工学部での機動隊導入を決した水戸部前学長事務取扱は、経済学部、教育学部の批判のまにに辞任を余儀なくされている、こんどは自分にもその運命が……。越村学長事務取扱の脳裡には、そうした思いが去来したのであろう。

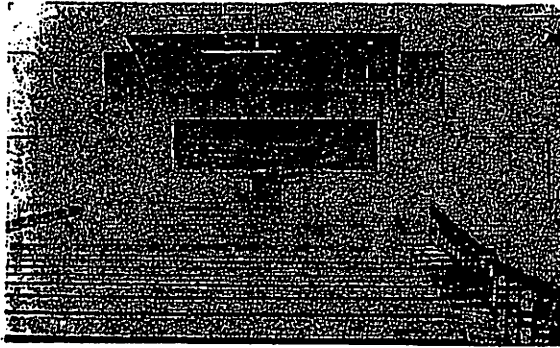
越村学長と「輝く白壁」の奇
みどりどつどつとえええええ
越村学長



越村学長と「輝く白壁」の奇

しかし、目前の事態は一刻の猶予も許さなかった。ルイ十六世の最後が待っているとしても、「決断するルイ十六世」でなければならなかった。そうした思いから、さきのような言葉が、越村学長事務取扱の口をついて出たのであった。

全学封鎖がはじまってまもなく、大学本部とその事務局は、統合予定地である常盤台の旧程ヶ谷ゴルフ場のクラブハウスに移っており、その日の評議会もそこで開かれ、当日は二十数人の評議員が出席していた。日本の中世紀に、豊臣秀吉に攻め寄せられた小田原城の北条氏が、戦うべきか降伏すべきか、城中の評定に手間どってなかなか結論を下せなかった故事から「小田原評定」の言葉が残ったが、この日の国大評議会も、モタモタしていたんでは、後世に「常盤台評定」の悪名を残してしまう——そういう心配を内心抱きながら、ルイ十六世にわが身をなぞらえて、越村学長事務取扱は、並みいる評議員たちの意思表示を待った。しかし、さいわいなことに、機動隊導入は一同の賛成を得ることができた。清水ヶ丘に立てこもる全共闘は、学生がやって来たら迎え撃つ、教職員も同



第一大教室内部

富士見ヶ丘の学園が封鎖されてまでもない四十四年の四月二十八日には、学生団体にはじめて破防法が適用された「四・二八沖繩デー」における新左翼系学生の「首都暴動」が起こり、学外も騒然たる情勢にあったが、こうした学生たちの政治行動に横浜国大が直接かわり合いを持たされたのは、同年六月のアスパック（A.S.P.A.C.）アジア太平洋協議会 反対闘争だった。六月九日から十一日まで静岡県伊東市の川奈ホテルで開かれる、アスパックの第四回閣僚会議に反対攻撃をかけるため、全共闘系の学生たちは封鎖中の横浜国大を東日本の「拠点校」に指定し、西日本の「拠点校」静岡大学とあい呼応して、東西から伊東温泉に攻め入ろうとしたのである。韓国の朴大統領の提唱で昭和四十一年六月にソウルで第一回閣僚会議を開いたアスパックに対しては、旧共産主義者同盟（フン

機、ただし機動隊が来たら逃げる、という作戦だ、という情報が入っていたことも、裏づけになった（実際にもそのとおりだった。こうして実力封鎖解除のサイは投げられたのである。

この決定をおえて一週日後、機動隊の導入を数日後にひかえて、越村学長事務取扱は、高商時代の同期生（高商四回生）で某大手証券会社の役員をしているN・Jに、横浜市内某所に呼び出され、食事をともにした。N・Jは、学校の将来と級友の身を案じ、「学長といえば、会社でいえば社長ではないか。決断を下すべきときだ」と、かつは激励し、かつは脱得する言葉をくり返した。そのとき、このルイ十六世は、すでに機動隊導入の断を下したあとであったが、その実行を前にして、いくらクラスメートでも、真相を打ち明けるわけにはいかなかった。かわらぬ友情をかみしめながら、かれの言葉にうなずくはなかった、と越村教授は後日語っている。

こうして、十月二十九日午前九時、県警機動隊の出動によって、清水ヶ丘正門のバリケードが撤去され、同九時三十分から現場検証が行なわれて、十時三十分封鎖解除が終了した。じつに九月よりのことである。この日は、夕方から、教官有志約三十人が宿直に残って警戒に当たったが、何ごともなく、学園はようやく学校側の管理下に復した。

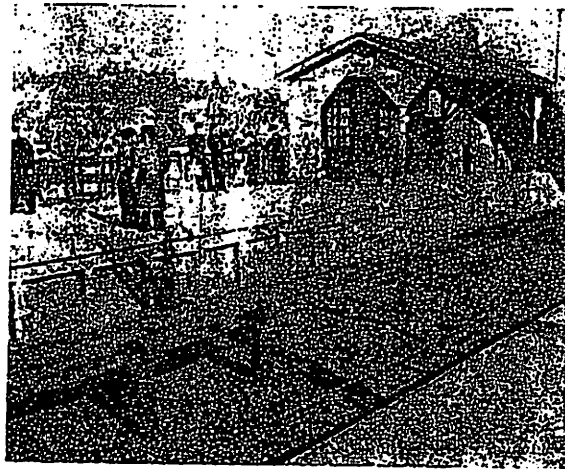
5 学園平静にむかう

——越村学長就任、大学本部常設会に移転——

大紛争のほぼ一年間は、一般の学生にとってはまったくの空白であった。「何をしてたか覚えていないくらいムダな時間ですね。紛争の空虚な一年間があったということだけは覚えているが、その間何をしてたかはほ

んど記憶にない。」この紛争当時経済学部三年生だったY・Mは、このように語っている。そしてそれは、

全共闘系の学生たちが学園の封鎖をつづける一方、学外での政治闘争を過激化し、また、セクト間の対立がついに殺し合いにまでエスカレートしていく道程であった。すなわち、学園紛争が民青派および一般学生の手によって收拾に向かうと、全共闘系のうちあるものは学園を離れて、京浜安保共闘—連合赤軍の系譜をたどり、板橋交番襲撃事件（昭和四十五年十二月）、連合赤軍あさま山荘事件（四十七年二月）などに加わって、世人を驚愕させるにいたる途を歩みはじめていた。この間、富士見ヶ丘の学園内でも、セクト間のいわゆる内ゲバによる殺傷事件があいつぎ、学園は荒廃した空気に包まれていたのである。



南太田駅

「アスパック反対」の最後は、このようにあつけないものであったが、それは国大の全共闘系がやがて学外の活動におし出していく、ひとつの足がかりになったものと思われる。

に武装解除させてしまった。」

「アスパック部隊はつい先ほどまで『武装を貫徹したぞ』と、ときの声をあげていたその武器、ゲバ棒や火焰ピンを、われ先にと放り棄て、ヘルメットまでをかなぐり捨て、クモの子を散らすように逃げまどっていくではないか。(中略)

機動隊はなんの苦もなくゲバ部隊を追いつ散らし、一瞬の間に武装解除させてしまった。」

元の大學生も合わせて、その数約五百人になり、経済学部一番大教室で「アスパック粉砕全国学生総決起集会」が開かれた(『神奈川新聞』、昭和四十四年六月八日付による)。

これらの学生たちは翌六月八日早朝、再び南太田駅から横浜駅経由で伊東に向かったが、出発するときはまだ丸腰だったかれらは、まず横浜駅で別働隊が持ち込んだヘルメットをかぶり、平塚駅で途中下車して、駅ちかくの線路わきに隠されていた角材や火焰ピンの包みを列車内に運び入れて、たちまちゲバ部隊と化し、湯河原まで東上してきた西日本勢と合流して、千人を越す人数が伊東駅に着いたのであった。しかし、かれらは駅前広場から動き出したとたん、待機していた神奈川県警の機動隊にとびかかれ、たちまちのうちにけちらされてしまう(内藤国夫著『新聞記者として』による)。内藤記者は書いています。

「全学封鎖という現在のよう状況のもとで、学外から多数の学生が参加してこのような集会がもたれることは、ただに外部からの介入に口実を与えて、大学自治をみずから崩壊に導くばかりでなく、さらに学内に混乱と破壊をひき起こして、大学の将来に少なからぬ損害を与える懸念もあり、大学が強く念願してきた自主的な問題解決を著しく困難にする状況が生ずるのではないかと思います。大学としては中央委員会がこの点を充分に反省し、学外者の立入りを厳しく拒否するとともに、このような集会の開催をも、とりやめるよう強く要請します。」

しかし何のききめもなかった。六月七日午後から、東大、日大全共闘はじめ各大学の全共闘系学生たちは、横浜駅経由で京浜急行南太田駅に下車、十数人ずつ隊列を組んで富士見ヶ丘を登ってくる。夕刻には国大はじめ地

第八章 全学統合への途

ト)系の学生組織・社会学同(社会主義学生同盟)が、これを「反共軍事同盟」であるとして、四十三年の六月にも反対行動を起こし、東京お茶の水駅付近を、その年五月パリに起きた「五月革命」の学生街カルチェ・ラタンになぞらえて、「解放区」闘争をくり広げたが、日本ではじめて開かれる川奈会議に対しては、社会学同のほか、革共同中核派、社会学同解放派(反帝学評)、学生解放戦線(M.L派)などの全共闘系が、足並みをそろえて反対行動を起こしたのであった。

国大全共闘は中核派や反帝学評がリーダーシップを握っていた時期であったから、封鎖中の学園が、東日本各地からこれら全共闘系学生たちの集合する基地に選ばれたわけである。これらの学生たちは六月七日、富士見ヶ丘のキャンパスに集まり、「アスパック粉砕全国学生総決起集会」を開いたのち、川奈に向かうことになっていた。この情報をキャッチした学校当局は、六月五日水戸部学長事務取扱の名義で、自治会中央委員長に対し、あらましつぎのような文書による申し入れを行なった。

「全学封鎖という現在のよう状況のもとで、学外から多数の学生が参加してこのような集会がもたれることは、ただに外部からの介入に口実を与えて、大学自治をみずから崩壊に導くばかりでなく、さらに学内に混乱と破壊をひき起こして、大学の将来に少なからぬ損害を与える懸念もあり、大学が強く念願してきた自主的な問題解決を著しく困難にする状況が生ずるのではないかと思います。大学としては中央委員会がこの点を充分に反省し、学外者の立入りを厳しく拒否するとともに、このような集会の開催をも、とりやめるよう強く要請します。」

このアスパック・伊東駅頭の二の鐙を避けたのか、十月二十九日の機動隊導入による富士見ヶ丘キャンパス封鎖解除は、全共闘系の人影もなく平穏裡に行なわれた。しかし、反撃はまもなく起こった。学校側は封鎖解除後、構内の整備の必要と、何よりも暴力行為の発生を防ぐ冷却期間を置く必要から、学生の構内への立ち入りを禁止し、十一月十八日にこれを解除したが、早速その日の開門前に全共闘系が押し付けてきて、ヘルメットを脱ぐよう説得する教官のビケラインを突破して入構、一部の学生に暴行を加えて意圖不明にさせ、また学内放送施設を破壊したりした。このため、大学執行部は同日、「非暴力宣言」を発して、全教職員、学生に暴力行為の抑止を訴えるとともに、機動隊を導入して、再び構内立ち入り禁止措置を取ることを余儀なくされた。

全共闘系の乱入は、翌十九日も二十日もくり返されたが、これに対して敢然と立ちあがったのは事務職員の人々であった。すなわち、二十日に全共闘系学生が再び乱入してきたさい、職員たちは盛然と隊列を組んでシュプレヒコールをくり返し、これを阻止した。かれらは、つぎのように血の叫びをあげた。

「学校がつぶれたら、オレたちは明日から妻子を養っていけなくなるんだ。無茶はやめろ！」

これをきいてゲバ派のなかの女子学生には泣き出すものも出てきた。新自治会派の学生たちが職員隊に拍手を送り、付近にいた教官たちも職員のスクラムに加わった。氣勢をそがれたゲバ学生たちは退却した。

これに力を得た大学執行部は、十一月二十五日、構内立ち入り禁止を解除し、授業を再開した。その後も十二月八日から三日間行なわれた経済、経営両学部 of 期末試験が、少数の全共闘系学生によって妨害され、同十二日には、経済学部第一大教室で学生大会を開こうとしていた分校学生に対して、数十名の全共闘系が暴力行為を働いた。同夜に入って、全共闘系は、学生大会の開かれている第一大教室の窓や玄関ドアのガラスに、つぎつぎと角材をふるってこれをこわし、会場への乱入をはかった。分校学生の急報により、同夜期末試験を受けにきてい

た経済・経営Ⅱ部の学生約二百名が、スクラムを組み、口ぐちに「暴力反対」のシュプレヒコールを叫びながら、救援にかけつけると、暗やみにこだまするシュプレヒコールがよほどの大人数にきこえたらしく、さしものゲバ派もおそれをなして退散していった。

こうして学園の大勢は、しだいに平穏化していった。この年十二月二十七日、さきに新学生自治会とのあいだに交された「確証書」を大学評議会が正式に承認、翌四十五年に入ると、紛争の最終局面で一度は「ルイ十六世最後のハラ」を固めた越村学長事務取扱が、学長選挙をへて三月に正式学長に就任した。同じ月に、経済学部では長洲学部長が辞任して、本橋渥教授が後任に選ばれ、また経営学部では清水新学部長が病氣辞任のあとを受けて、久保村隆祐教授が学部長に就任した。これより先き、この年一月に、越村学長事務取扱は「統合問題にかんする諸事情と新しい提案」を全学に発し、紛争の過程で白紙撤回された保土ヶ谷常盤台での統合配置図を、全教官、職員、学生三者の協議を通じて、早急に新しく決め直そう、と呼びかけた。四月には大学本部事務局が正式に常盤台に移住して、学園はいよいよ全学統合の具体化に大きく歩みを進めることになったのである。一方、大紛争のまえから検討されてきた一般教育（教養課程）の問題は、紛争の過程から生まれた大学改革への志向と、全学統合の事態をふまえて、新たな角度から再検討されることになり、四十五年五月、経営学部の河野五郎教授を委員長とする「一般教育専門委員会」が設けられて、審議を開始、後述のように、いわゆる「全学出動方式」実施への方向がしだいに固められていった。

四十五年の九月一日から学内広報誌として『広報』が発刊された。これより先き、中村康治学長時代の四十二年十月から、毎月一回『学報』が発刊され、学内の各種委員会、協議会の活動状況、諸規則の改正、人事など主なできごとを記して、教職員間の意思疎通をはかり、また、まもなく『統合ニュース』も発刊されて、教職員の

みならず学生一般にも、保土ヶ谷全学統合への歩みを知らせてきたが、その後大紛争の発生で、この『統合ニュース』は、四十三年十一月二十八日付の第九号をもって、休刊したままとなっていた。『広報』はこの『統合ニュース』を拡大発展させ、統合問題に限らず広く学内諸問題の情報を教職員、学生に流すために発刊されたものである。以来月一、二回のペースで発行され、『学報』とならんで、学内の情報流通の手段となっている。

しかし、大紛争による一年ちかい空白のため、冬休み等を極度に短縮して授業のおくれをカバーしても、四十五年の卒業（大学第十八回）は大幅に延期せざるをえなかった。ひと足早くキャンパス封鎖を解除した工学部でも、卒業は五月末日になり、経済学部ではさらにおくられて六月二十七日になった。このため、四十四年につづいてこの年も、統一卒業式は行なわれず、越村学長は、卒業式の式辞にかえて、つぎのような言葉とはなむけの歌を卒業生たちに贈った（『学報』昭和四十五年六月十一日号に掲載）。

卒業の式辞にかえて

横浜国立大学長 越村信三郎

二十一世紀への展望をひらく年といわれる一九七〇年に、わが学園から社会にスタートされる第十八回卒業生の諸君に心から congratulations の挨拶を贈ります。

ことしは大学紛争の結果、諸君の卒業の時期が延び、しかも全学統一の卒業式を挙行することができなくなったことは、はなはだ残念であります。

諸君は本学での学園生活のあいだに、研究と勉強の面だけでなく、激動した紛争のさなかで、いろいろな角度から人生を学ばれたこととおもいます。

友情、反目、離反、不信、孤独、虚脱、諦観、大悟——それぞれがそれぞれの行動と立場をつうじて、多か

れ少なかれ、以上のどれかひとつ、あるいはそのいくつかを、身をもって感得されたことでしょう。

しかし、社会に出て十年、二十年たったのち、諸君が同窓の集いなどで学園生活を回顧されるならば、これらのすべては、おそらくなつかしい思い出として、心のアルバムによみがえることでしょう。学園はつねに学生生活の栄光 Burschenherlichkeit を映し出す、アルト・ハイデルベルクだからであります。

私は多くを語りません。諸君がわが学園で学びとった不滅の真理を羅針盤として、人生の大海に勇ましく船出してください。

私たち教職員一同声をそろえて諸君の bon voyage を祈ります。

平和の年ならば卒業式のあとで開くはずのビア・アーベントに、おそらく私がうたうであろう歌を、心をこめて諸君にプレゼントします。詩もメロディも稚拙なものです、気持ちだけは受けて下さい。

一九七〇年五・六月

アウフ・

ヴィーダーゼーエン

作詞 越村信三郎

港の見える丘で

みんなと腕を組み

ともに歌をば

歌ったあの日よ

そのほかのことはみんな

忘れてしまったが

君のなさは

胸にしみるよ

友よさらば

友よさらば

じゅうぶんからだに

氣をつけたまえ

また会う日まで

また会う日まで

アウフ・

ヴィーダーゼーエン

アウフ・

ヴィーダーゼーエン

(作曲略)

取りやめになったのは統一卒業式だけではなかった。十八回の卒業のおくれで、新入学のほうが先きになってしまったが、四月の入学式も、四十四年に引きつづき行なわれなかった。他の大学で、卒業式や入学式が、一部のゲバ学生の妨害にあって取りやめられる状態がつづいていたので、混乱を回避するためであった。このため越村学長は、やはり『学報』（四十五年五月十日号）を通じて、入学の式辞にかわる言葉を新入生に贈った。以来國大

では、保土ヶ谷移転にいたるまで、統一入学式・卒業式は行なわれていない。

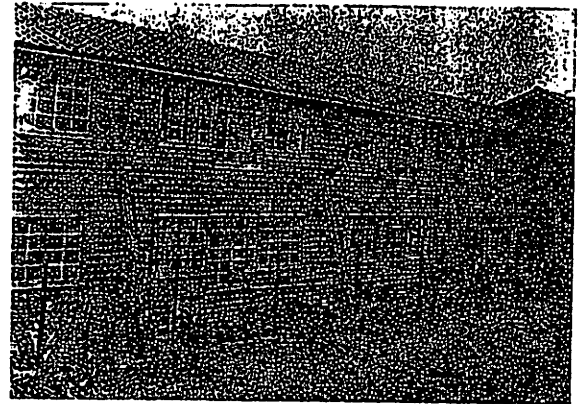
十八回卒業生に寄せた同学長の言葉にあるように、これらの日々が思い出のブルシェンヘルリッヒカイトとなるときは、なおはるかに遠く、現実、次節に記すように、大紛争のきずあとがその後も長くふさがることなく、時おりなまなましい血をふき出す事態が起こっていったのである。

6 大紛争のきずあと

——連合紛争事件——

6 大紛争のきずあと

以上のような学園全体の平穏化は、半面、大紛争のきずあとが小規模ではあるが局部的に化膿し、深く潜行して激しくうずき出す過程であったのかもしれない。大紛争後、しだいに一般の学生大衆から孤立化して、セクトごとの小集団化していった全共闘系の内部で、セクト間の敵対反目が際限なく激化していき、いわゆる内ゲバ殺傷事件まで引き起こすようになっていったからである。四十五年の秋ごろには、こうしたセクト間の内ゲバなどによる暴行事件が頻発していた。すなわち、九月八日午前十時ごろ、富士見ヶ丘キャンパスの正門前で、双方とも、武装した革共同中核派と革マル派の学生数十名が衝突し、十名ちかい学生が負傷した。さらに、同月十二日には、「暴力否定」のクラス決議ビラを配付していた教育学部学生一名が、中核派の学生数名に暴行を加えられ、意識不明になる事件も起こっている。さらに、同年十二月には、統合問題にからんで全共闘系学生数十名が経済学部教授会に乱入、二日ほどおいて、ふたたび数十名の学生が、統合反対、学長団交を叫び、常盤台の大学本部事務局に押しかけ、その一部が会議室に乱入した。



荒廃した富士見寮

過激派セクト間の殺し合いは、前記のように他の大学で、四十四年七月同志社大生の内ゲバリンチ殺人事件、同九月には芝浦工大生が内ゲバ闘争で建物から転落死する事件が起こったところに端を発しているが、横浜国大がはじめてその舞台となったのは、四十六年秋の富士見寮内殺人事件の発生であった。

同年十月二十日午前五時すぎ、白ヘルメットにフク面をつけた約二十五名の学生が、角材、鉄パイプなどを手にして、富士見寮に「なぐり込み」をかけ、寝ていた約六十人の学生をたたき起こして、革マル派学生十数人と乱闘、逃げ遅れた東京の美術学院生M、富士見寮生N、東京工大生某の三人がめった打ちにされ、そのうちのMが、同日午前病院で死亡した事件であった。外部の学生たちは、国際反戦デーの同日二十一日をまえにして、二十日午後から国大工学

部で開かれる革マル派の集会に出席するため、富士見寮に泊り込んでいたもので、捜査当局では中核派の襲撃とみていた（『神奈川新聞』、昭和四十六年十月二十一日付による）。上記『神奈川新聞』によると、昭和三十年代のおわりごろ、反日共系全学連に秋山勝行委員長（元工学部学生）を出した横浜国大は、革共同中核派の拠点であったが、四十四年大紛争の封鎖解除のころから、中核派の勢力が大きく後退した。この殺人事件のころは、教育学部、分校の二自治会では、いぜん中核派の集団が主力を占めていたが、工学部は革マル派、経済・経営両学部は社青同解放派（反帝学評）が自治会の主導権をにぎり、これに加えて、一般学生のあいだに底力を持つ日共系民青派が

あって、各派が入り乱れる状態にあった。前記殺人事件のまえごろから、富士見寮を拠点とする革マル派の勢力が強まってきたのに対して、勢力挽回をはかる中核派が反撃したものとされている。

反日共系各派の内ゲバのなかでも、革共同という同じ母体から分かれた中核、革マル両派の骨肉あいにはむ争いが、とくに激しく、しだいに陰惨、残忍なものになっていったことは、今日（五十年暮）の両派の殺し合い事件が連続発生して、世人を憂慮させていることによっても明らかである。国大でも、前記の富士見寮内殺人事件のうち、四十八年十月二日の屋すぎ、清水ヶ丘の自治会室に、鉄パイプで武装した中核派とみられる学生五、六人が襲いかかり、なかで打ち合わせをしていた大学祭実行委員会のメンバー七、八人（革マル派）のうち、富士見寮生二名が重傷を負う事件が起こった。横須賀の米艦ミッドウェー母港化反対闘争が盛りあがるなかで、新左翼各セクト間の緊張が増大していた時期であった（『神奈川新聞』、昭和四十八年十月三日付による）。また、保土ヶ谷常盤台への統合移転を目前にひかえていた翌四十九年はじめにも、一月二十四日午後零時二十分ごろ、清水ヶ丘の学生食堂内に逃げ込んだ若い男が、追いかけてきた五、六人の男たちに鉄パイプでめった打ちされ、病院にかつぎ込まれて死亡、止めたに入ったノンポリ学生の教育学部二年生が重傷を負う事件が起こっている。死んだ男は、革マル派活動家の神奈川大学生とわかり、襲撃したのは中核派とみられた（『神奈川新聞』、昭和四十九年一月二十五日付による）。

このように、いわゆるゲバ学生はごくひとにぎりの集団であり、しかも、学外の活動家たちの殺し合いに、国大のキャンパスがまぎ込まれたケースもあったわけだが、これによって学園の空気が重く、荒廃化したことは否むべくもないところである。

一方、全共闘系学生の一部は、大紛争のさなかから学外、ないしは「社会」に押し進んでいき、「京浜安保共

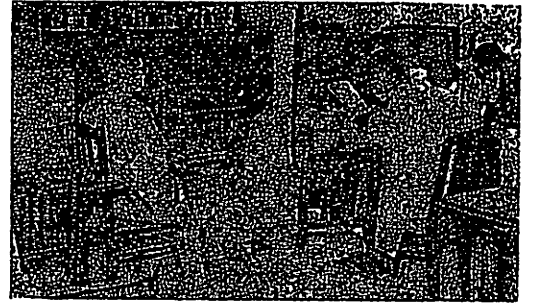
闘グループ」に参加した。板橋交番襲撃事件を起こしたのは、これらの学生であった。すなわち、昭和四十五年十二月十八日の午前一時半ごろ、三人の若ものが東京都板橋区上赤塚巡査派出所を襲い、警察のピストルを入手しようとして、警官と格闘になり、国大経済学部学生S・Hは警官に胸部を撃たれて死亡、同工学部学生W・Mは左手を負傷して逮捕され、残るひとりの川崎市定時制高校生Aも、警官に腹部を撃たれて重傷を負った事件である（『神奈川新聞』昭和四十五年十二月十九日付による）。これに対して国大では翌十九日、越村学長が異例の学部長会議を招集し、「国大の学生が大きな社会不安を与えたことを深く反省する」という声明文を発表するとともに、学生に対しても、「この事件を冷静に見つめ、みずからもきびしく反省してほしい」という趣旨の呼びかけを行った。また工学部教授会は、前記のW・Mを「兇悪事件の現行犯」として退学処分にした。

上記『神奈川新聞』によると、京浜安保共闘は、四十四年八月、毛沢東思想の影響を強く受けた「日本共産党革命的左派神奈川県委員会」と称する集団（ただし、日本共産党とは無関係）を上部団体として発足、学生組織として「学生戦闘団」を持ち、上記事件の三名もこの学生組織に属していた。「学生戦闘団」は、横浜国大、東京水産などの過激派学生が中心になり、「反米愛国」をスローガンに過激な戦術をとり、四十四年九月、愛知外相訪米阻止闘争で、羽田空港の滑走路にもぐり込み、火焰ビンを投げるなどの事件を起こしたのも、この集団であった。かれらは、四十五年三月に日航機「よど号」ハイジャック事件を起こした赤軍派（関西共産主義者同盟派）と親密な関係にあり、四十六年七月には赤軍派と合同、やがて中京安保共闘もこれに加わって、同年十二月に「連合赤軍」が形成された。連合赤軍の幹部（中央委員）には、国大経済学部学生のY・Mも加わり、この集団がやがて四十七年二月、連合赤軍あさま山荘事件を起こし、同時に血で血を洗う、仲間同士の凄惨な大盛りリンチ殺人事件が明るみに出て、世人を慄然とさせたのであった。

すなわち、四十七年二月中旬、連合赤軍派の足どりを追っていた警察当局が、群馬県妙義山中や塩井沢付近で、同派の最高幹部森恒夫、永田洋子を含む合計八名を逮捕したところ、逃げた五人が河合楽器株式会社の厚生施設・あさま山荘に立てこもり、管理人夫人を人質とし、小銃を用いて警官隊に激しく抵抗、警官側に十七名の死傷者を出したのち、同月二十八日ようやく全員が逮捕された。このあさま山荘籠城組のなかに、前記の経済学部生Y・Mも含まれていた。しかも、これらの逮捕者の自供によって、かれらは四十六年の暮れから逮捕されるまでのあいだに、十数人の仲間をつぎつぎにリンチ殺人していたことが判明、群馬県の山中に埋められていたこれらの遺体が、三月に入って発掘された。そのなかには国大教育学部学生O・S子、同K・M子、工学部学生T・Kのかわり果てた姿もまじっていた。K・M子は前記経済学部学生Y・Mの内縁の妻であったが、妊娠八カ月の胎児を宿したいたましい遺体となって発見されたのである。

これらの学生はいずれも、四十五、六年ごろから学校には姿を見せず、行方不明となっていた。四十七年三月十二日付の『神奈川新聞』は、「悲痛な表情の越村学長」という見出しで、同学長との問答を掲載しているが、そのなかで同学長は、「世間をさがせて申しわけない。ただおわびしたい」として、「大学としては一年以上の授業料未納者が除籍の対象になるので、授業料納入の督促状を出していたが、学生たちの両親が、息子や娘が考えを変えて学校に戻ってくれることを願う親心から、授業料を納めていた」と語っている。経済学部では三月十八日に教授会を開いて、警察に逮捕された前記Y・Mを退学処分にし、同二十八日にはあさま山荘事件が国会の問題となり、越村学長が参考人としてこれに出席した。

こうした悲惨な結末を、若ものたちの狂気の果てとして片づけることはいとも容易であろう。だが、かれらの学友やまわりの人たちは、かれらをどのように見ていただろうか。「Y・M君は学校でぼくのとなりにすわって



図書室

いたのですが、かれはいい男だった。学校の勉強という意味ではないが、よく本を読んで勉強もしていた。」学友の経済学部十九回生Y・Mはこのように語っている。Y・Mの父は事件当時、財閥系大手不動産会社の重役であり、家庭的にもめぐるまれた環境であった。また、板橋交番襲撃事件で死亡したS・Hと同級だった経済学部十七回生のT・Aは、こう語るのである——「大学時代の友だちでは、学生運動をやっていた連中のほうが、個人的にはおもしろく、付き合って深みのあるヤツが多い。そういう連中が、純粋なだけに問答無用になっていくのには、悲しい気持ちにさせられる。試験で一生懸命点数をとって、役所とか、大会社、大銀行に入っていく連中は、あのようには突っ走れないんじゃないですか。S・Hにしろ、他のかれの仲間にしろ、学校のカリキュラムの勉強はしていなかったが、本は読んでいた。勉強量でいったら、点取り虫の連中より勉強していたかもしれません。」

前記Y・Mの内縁の妻であった教育学部学生K・M子は、横浜市鶴見の裕福な質屋の家に育ったが、中学時代の担任教師は「勉強、人格の両面で、非の打ちどころのない生徒だった」と語っており、『神奈川新聞』、昭和四十七年三月十一日付による、また、鶴見に住まわれている関係で彼女の家庭も知っている黒沢清元園大学長は、「とてもいい娘で、あんなことになるとは思ひもけなかった」と嘆いていた。同じく遺体で発見された教育学部学生O・S子についても、前記日付の『神奈川新聞』は、「高校でも成績上位、学級委員などをやって友人の信頼が厚かった」と記している。このように、いずれもその将来に望みをかけられた若ものたちが、何ゆえにあのよ

うな悲惨な運命をたどらなければならなかったのだろうか。この世代の一般的な状況については、第八章1において述べたので、ふたたびくり返すことはやめよう。しかも、ことはあまりにもなまなましい現代に属しているので、これを歴史として消化することは、なお後代の人びとに託したほうがよさそうである。

7 一般教育改革——その経過

俗に一般教養とか教養課程ともいわれる一般教育は、戦後の大学にとっての積年の問題点であった。大学設置基準によると、一般教育科目（人文、社会、自然、外国語科目、保健体育科目、および基礎教育科目が含まれる）一般教育は、戦前の大学にはなかったもので、戦後、第一次米國教育使節団の来日（昭和二十一年）、占領軍当局の指導などを通じて、いわゆる liberal arts を重視する欧米の大学の行き方が、わが国にも導入されたものである。そのねらいは要するに、学問の急速な発展とともに研究分野が極度に細分化してきたため、これが教育面にも反映されて、せまい専門的な教授に終始すると、いわゆる「専門バカ」しか生まれないような教育になるおそれが生じてきた。これを防ぐために、すべての学生に、その専門のいかんにかかわらず、人生と学問体系との関連においてその専門分野を深く理解し把握させるため、また、かれらが社会に出て適正な批判力と判断力をもって行動するために必要と考えられる、一般的教養を与えることにあった。

ところが、このような一般教育がその後、大多数の大学におけるその実施の過程で、大学四年間のうち、前期二年間の一般教育（または教養）課程、後期二年間の専門教育課程という「横割り」のかたちで位置づけられ、しかも、専門課程に入るための入門コースのような内容になってきた。それと同時に、高等学校における教育との

重複、あるいは「くり返し」という批判も行なわれ、この点から見て、昭和四十年代は始めからの大学紛争の頻発にさいし、大学全体のあり方のなかでも、とくに一般教育のあり方が、広く社会的にも問題になったのである。はげしい受験戦争をくり抜けてようやく終着駅——大学までたどりついた若ものたちは、新しい目標を求めあぐんで、『五月病』といわれるような虚脱状態にとらわれる、しかも、かれらを待ち受けていた大学の一般教育は、高校でやったことの「くり返し」が多くて、魅力にとぼしい、そこにあらわれた学生運動の刺激がかれらを引きずっていく、こうして、学校の授業よりもデモや集会に、はては内ゲバに精力を傾ける過激派学生が生まれてきたのだ、さうとそういった見方が、大学の外にも起こってきた。

たとえば、財界団体のひとつである経済同友会が、その教育問題委員会で、東大紛争や日大紛争が燃えさかっていた昭和四十三年十一月にまとめた「大学の基本問題」についての中間報告のなかには、つぎのような一般教育改革の提言が含まれていた。

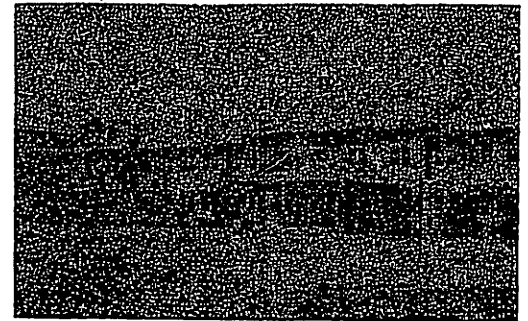
「戦前の大学が研究と専門教育の場であったのに、戦後は一般教育が導入され、しかもその内容に問題があり、学生の不満が強い。現行の前期二年間という教養課程のあり方を、各大学が再検討すべきだ。各大学は、一般教育課程と専門教育課程とを一体とした、独自の教育計画を作るべきだ。」（『朝日新聞』、昭和四十三年十一月十六日付による）

現に横浜国大でも、前節で述べたように、連合赤軍事件に加わった数名の学生たちは、いずれも教養課程の一年生のあいだに学生運動にとび込み、まもなく学校にも出て来なくなって、あのように悲惨な運命をたどったのであった。もちろん、これは一般教育の問題だけに帰せられるべきことではない。より大きな、かつ深い、財界の指導者たちもその責めの一半を問われなければならない社会的な背景からきていることは、第八章1に記した

とおりである。むしろ、横浜国大の場合、一般教育上の問題点は、他の大学にくらべ比較的小さかったとすらいえるかもしれない。なぜなら、国大では開学まもなくから、一般教育のための集合教育は一年間にとどめ、各学部に分かれた二年生以上の段階でも、外国語など一般教育に属する科目を履修する、いわば一年間の「横割り」に「タテ割り」を加味した独得の方法がとられ、半面それだけ、学生が専門教育科目に接する時期が早められていたからである。それでもなお、「教養課程はやっぱりつまらなかった。十八か十九の年で入学したわけですが、一日も早く経済学にふれたいという気持ちがある。ところがさいしよはそうじゃなくて、もう一回、物理とか化学をやる、ぼくはくり返しもあると思った。それにさいしよは、学部の所在地（清水ヶ丘）から離れた立野で、先輩たちに接することもなく、付属の小学生たちといっしょという環境からも、何かつまらない、大学という感じがしない気持ちだった」（大学十一回生S・Mの回想）という感想がある。やはり、一般教育の方法と内容にも問題があったことは、否めないところであろう。

大学紛争の全国的な広がりを機に、国立大学協会の「教養課程に関する特別委員会」が、昭和四十四年十一月、「一般教育の改善」についての見解をとりまとめ、従来各大学で行なわれてきた「横割り」方式に対して「タテ割り」に傾斜した全学出動方式を推奨し、横浜国大も四十五年五月「一般教育専門委員会」を設置して、おおむねこの国大協特別委員会の見解を採用、全国にさがけて、四十六年度から全学出動方式に移行したのは、以上のような背景からきたものであった。それまで国大における一般教育の実施と問題の検討は、二転また三転の曲折をへている。つぎに、その足どりを簡単にふり返ってみよう。

国大が開学された昭和二十四年度と翌二十五年度は、一般教育は各学部で行なわれた。創設されたばかりだったので、旧制専門学校時代の延長でいったわけだが、国大設置認可の付帯条件第2項で「一般教養科目の履修が



総合の学芸学部

一カ所で行なわれる施設をできるだけ早く整備すること」とされていたことにもとづき、昭和二十六年以降は横浜分校を設置し、そこで各学部の新入生が一年間の『横割り』集合教育を受けてきた。分校ははじめ、旧神奈川女子師範学校だった立野のキャンパスに設けられ、三十四年九月から清水ヶ丘に移転した。この移転は、当時の清水ヶ丘地区統合計画の一環として、早速実施されたわけである。また、前記大学十一回生S・Mの言葉にもあらわれているように、歴代の分校学生たちが、大学らしいふんい気を求めて、学部所在地への一日も早い統合を望んできた結果でもあった。

その間、一般教育を担当する教官の地位や組織の問題がからんで、文理学部創設が議論され、教養部設置の動きがあった。文理学部創設問題が大きく表面化したのは昭和二十八年ころである。鎌倉の旧神奈川師範学校のキャンパスにあった学芸学部（現在の教育学部）のうち、教員養成部門の教課とその担当教官で「教育学部」を組織し、立野で行なわれていた一般教育の教課とその担当教官を中心に、「文理学部」を創設しよう、という意見であった。立野の一般教育担当の教官たちからその意見が起り、経済、工学両学部の多数の教官もこれを支持して、クローズアップされた問題である（『横浜国立大学新聞』第二十四・第二十五合併号、昭和二十八年六月十五日付による）。

立野での一般教育課程で一年生の集合教育が開始されるとともに、それまで経済学部や工学部に所属していた外国語などの担当教官が、学芸学部の所属にかわった。経済学部でいうと、旧制高商以来学生になじみの深かったフランス語の時田清教授、体育の下津屋俊夫教授、英語の沢崎九二三教授らが、学芸学部にかわったのはこの

ころのことである。一般教育は、こうした教官たちと、従来から学芸学部に所属していた人文、社会、自然などの一般教育科目担当の教官たちとの『混成部隊』によって行なわれたのである。そこには、旧制師範学校以来の先生がただけが集まっている鎌倉の学芸学部本拠とは、おのずからちがったふんい気が生まれる。また一般教育担当の教官たちは、身分は学芸学部に属し、教授会も学芸学部のそれに出席するが、教えている科目は各学部にまたがる内容であり、教員養成のみにかわるものではない、という矛盾が当初からあった。文理学部創設の意見は、そうした矛盾をときほごうとする最初の試みであった。

しかも、その動きは学園統合問題ともからんだ。その時期は、清水ヶ丘地区統合（学芸学部と分校は経済学部のある清水ヶ丘に、工学部は弘明寺にそのまゝ、という二地区統合計画）の基本方針が、昭和二十九年に決定される前夜にあっていた。分校（一般教育）の教官たちは一般に清水ヶ丘地区統合に積極的であり、鎌倉の学芸学部本拠はこれに消極的という空気が、文理学部創設問題にもからんだのである。また問題は、そのころ学芸学部長の改選にさいし、同学部の助教教授たちが選挙権を要求したことに端を発して、同学部内の意見がわかれ、教授会の開催が数カ月間ストップした事態ともからんで、議論された（『横浜国立大学新聞』第二十七号、昭和二十八年九月三十日付による）。そんないきさつがあって、結局、文理学部創設は、学芸学部が二分されるとだでさえ不十分な教官陣が両方とも不足し、弱体化するという学芸学部幹部の意見が通って見送られ、その後数年して、「教養部」の設置が問題になった。

横浜分校が立野から清水ヶ丘に移る時期（昭和三十四年九月）の前後から、三十年代の後半にかけては、国立大学協会を中心として一般教育課程の確立が叫ばれ、全国の大学で教養部の設置が開始されるなど、一般教育の制度上に大変革が起りつつあった時期であった。一般教育のかかえる矛盾は各大学共通であった。この矛盾を解

決するために、各大学でいろいろな努力が行なわれたが、一般教育を担当する教官の組織という観点から、対照的に挙げられるのは、「専従方式」と「専任方式」である。専従方式は、制度的に独立した一般教育担当機関に、学部にも所屬する教官が専従する方式で、北海道大学方式とも呼ばれた。これに対して専任方式は、一般教育担当機関に固有の教官が専任される方式で、教養部方式、東京大学方式がその例であった。横浜国大のやり方は、一般教育の担当教官が学芸学部にも所屬し、しかも、独立の一般教育担当機関もない（横浜分校は「学芸学部横浜分校」であったというかたちで、上記の二方式のいずれにも属さなかったが、分校の清水ヶ丘移転をまえにして国大が選んだ途は、後者の専任方式であった。すなわち、三十四年三月三十日の評議会で、学内措置として「教養部」（仮称）の設置が決められ、翌三月三十一日付で実施が通知されたのである。

これは、教養部（仮称）が国大における独立の一般教育担当機関になり、分校所属教官が学芸学部の所屬から離れて、教養部教授会を構成し、同教授会が他の学部と対等の立場で、一般教育（教養部）に関する人事権とカリキュラム決定権を持つことを内容としていた。さきの文理学部創設問題も、一般教育のカリキュラムをさらに広げて分校の独立をはかろうとした意味で、こうした志向への道程をなしたものであるということができよう。しかし、教養部設置は結局実施されないままにおわった。分校が清水ヶ丘に移転した昭和三十四年の後半ごろから、学園は六〇年（昭和三十五年）安保問題で大きくゆれはじめるのであるが、同時にそのころは、文部省が、中央教育審議会の「教員養成制度改善に関する答申」（昭和三十三年七月）などを基盤に、教員養成をその専門の大学または学部で行なう「閉鎖的制度」に持っていく方向を強めた時期であり、そうした方向をバックに、国大の学芸学部を教員養成専門学部にとっていこうという意図が、鎌倉の学芸学部で活発に動き出した時期であった（第七章6および8参照）。

そして、これらの動きは清水ヶ丘地区統合問題ともからみ、学芸学部主流は、統合反対——同学部の教員養成専門学部化の線で動き、教養部設置もそうした諸問題との関連を抜きにしては、議論することができない状況になっていったのである。六〇年安保問題のあと学園統合促進に起ちあがった学生たちの目にも、教養部設置は、学芸学部の教員養成専門化とウラハラのものとしてとらえられ、かれらはこれに強く反対した（第七章6参照）。こうした状況のもとで、教養部設置についても学芸学部教官の意見がなかなか一致せず、その実施が見送られることになった。その後、四十年一月に鎌倉の学芸学部校舎が火災にあったため、同学部は清水ヶ丘に移転、火事というハプニングによって清水ヶ丘地区統合は実現されたかたちになったが、まもなく、教員養成制度改革に関する前記のような文部省の方針が、四十一年はじめ学芸学部の「教育学部」への改称、そのカリキュラムの改正とになって具体化、これに反対する学芸学部学生自治会が、五十余日にわたる学園封鎖ストを行なって、四十四年大紛争への道程となったことは、すでに記したとおりである（第七章8）。一般教育の改革もそうした動きの渦中の問題として、容易には手をつけられない状況がつづいたわけだ。

しかし、教養部設置が評議会で決定されながら、実施されないままになっているのは、好ましくない状態なので、学芸学部の教育学部への移行が一段落した四十二年三月、評議会は、一般教育に関する検討を継続して行なうこととし、学長の諮問機関として「一般教育審議会」を発足させるとともに、横浜分校を暫定的に、国大における一般教育の担当機関として定めた「一般教育についての横浜分校暫定規程」を制定した。こうしておいて、一般教育審議会の結論を待ち、一般教育の改革を行なう段取りであった。同審議会は、横浜分校主事亙理達郎教授が委員長に就任、経済学部から越村信三郎、宮崎義一、宇田川瑋仁、経営学部から清水新、河野五郎、奥村恵一の各教官が委員として参加して、約一年半の審議ののち、四十三年十一月一日答申を行なった。その結論は、

前回の「教養部」の延長線上にあるもので、「本学の一般教育は、学部と対等の機能を持った、原則的には専任教官によって運営される、独立した担当機関で行なわれることが望ましい」とし、そうした機関は、「履修量をおおむね一・五年分の一般教育課程（一般教育科目、外国語科目、保健体育科目、基礎教育科目）を総合的に計画し、実施する機関であり、入学した全学生（原則として第Ⅱ部学生を含む）が一年以上の期間集合して行なわれる教育の場であること」と規定して、このため、「一般教育課程に専任の教官による教授会が持たれ、その権限は学部の教授会と原則的に同一であること」としていた。

8 一般教育全学出勤方式、大学院設置さる

前記の一般教育審議会の答申が出された昭和四十三年十一月ごろ、すでに学内は大紛争前夜の機相を呈しはじめており、翌四十四年に入るとまもなく、かの長期学園封鎖に突入していったのであった。そこでは、一般教育のみならず大学全体のあり方が、あらためて問い直され、そうした経過をふまえて、大紛争が解決した四十五年に入ると、一般教育改革自体も、新たな角度から見直されることになった。

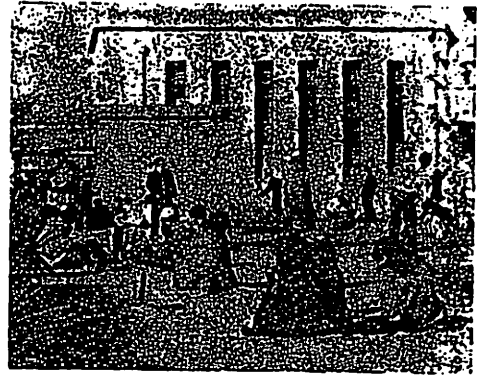
大学界全般についていえば、前記の国立大学協会「教養課程に関する特別委員会」の報告は、「教養教育と専門教育との課程上の区分をやめて、四力年の学部課程を通じて、教養教育（広い視野と深い臨見とを養う人間的完成への教育）と専門教育、あるいは専門的分野に傾斜した教育とを、適宜、並行的に実施する方法を考究すべきであろう」としていた。また、国大でも、大紛争中に設けられた「大学改革推進準備会」が四十五年四月まとめた中間報告のなかで、一般教育についてはこれと同様の見解に立ち、「一般教育と専門教育の統一」をとなえている。

大学改革推進準備会は、大紛争中の全学的な意見統一の場であった臨時拡大評議会の議にもとづき、四十四年六月設置され、四つの専門委員会を設けて検討してきた結果を、四十五年四月十六日中間報告のかたちによつて、①研究・教育体制、②構成員の地位、③管理体制、のそれぞれに関する改革案を試算として提示したのである。準備会議長は教育学部の古田光教授があたり、経済学部からは宮崎義一、縫田清二、肥前栄一、山口浩一郎の各教官、経営学部から佐藤信吉、若杉明、楠井敏明、今泉敬忠の各教官が、専門委員として参加した。

こうして、四十五年五月に経営学部の河野五郎教授を委員長とする一般教育専門委員会が設けられ、一般教育の再検討が開始された。すでに同五月下旬の評議会では工学部から、「工学部教授総会の圧倒的多数は、一般教育をいわゆるタテ割り方式とするため、省令を改正し、かつ分校を廃止することを、統合の最低条件とみなしている」との発言が行なわれている（『学報』昭和四十五年六月十一日付）。他の大学では教養部等の一般教育担当機関が定着し、一般教育と専門教育とを横割り式に区分して実施してきた経過のうえで、大学紛争が激化し、大学のあり方が問われて、一般教育に対しても、さきに述べたような社会からの批判が起こったのであった。従来からの横割り方式の延長線上で、一般教育改革を論じることが、もはや無意味、という意見が有力となったのである。各学部があちこちに分かれていた「タコの足大学」時代とちがって、保土ヶ谷常盤台に全学が統合されれば、一般教育がタテ割りになっても、教官や学生が各学部間をいったりきたりすることが容易だから、物理的な支障もなくなるという条件が、こうした方向転換の背景になった。

一般教育専門委員会の再検討の結果は、四十五年夏ごろまでは固まったが、それはつぎのようにタテ割り・全学出勤方式への移行の方針を内容としている。すなわち、

一、一般教育科目は全学出勤方式とし、原則として基礎教育科目は、それぞれの学部負担とする。また学生に



昼 休 み

対しては学部が責任をとる。

二、これにもつき、一般教育の現学科目を四学部に分配がえし、それに必要な教官の定員を再配分する。

三、それぞれの学部が全学の一般教育を分担することについての取りきめを行なう。

四、権限ある責任機関を設ける。

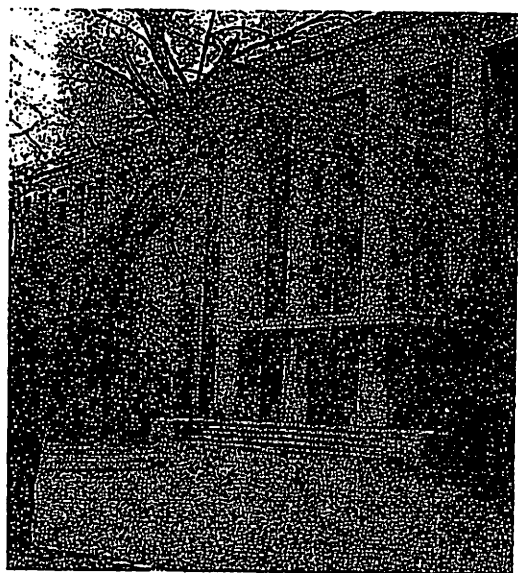
さらに具体的に、一般教育に属する諸科目のうち、人文科学関係、外国語、保健・体育は従来どおり教育学部が担当し、経済学部は経済学、社会科学概論、経営学部は法学、統計学、工学部は数学、物理学、化学、図学をそれぞれ担当することにし、経済、経営、工学の各学部で担当する科目の教官は、教育学部の所属から離れて各学部に移ることになった。これに必要な文部省令改正のため、同年八月文部省に対する手続きがとられ、四十六年四月から、この全学出動方式による一般教育が実施されることになった。常盤台の新キャンパスにおける各学部の建物も、この方針に沿って設計され、開学以来国大における一般教育に貢献してきた横浜分校は、四十六年三月末をもって廃止された。また、一般教育の責任機関として、同年四月、一般教育運営委員会が設けられ、初代委員長に経済学部の宇田川璋仁教授が就任した。

経済学部では、この一般教育全学出動方式にもつき、一年生の経済学の講義にオムニバス形式を導入、学生の好評を博した。現実の話から入って、なぜ理論が必要かという解明にいたる基礎的な講義を、五人の教官が数週間ずつ分担するもので、四十六年度は、第一回の六週間に宮崎義一教授が現代資本主義のアウトラインを講義、

つぎは井手文雄教授が混合経済論を、三回目は杉本俊朗教授が現代インフレーション論をやり、四回目は神代和俊助教授が現代資本主義と労働問題を講義、最後は高島光郎助教授が現代の経済学説を紹介した。毎回学生が教室いっぱい埋めつくす熱気を帯びた授業だった。また、一年生の後期から二年の前期まで、プロ・ゼミナール制を実施、学生を二十人ぐらいつつにわけて古典を読ませ、ゼミナールのはじまる二年生の後期につないでいくことにした。このプロ・ゼミナールも、さきの大学改革推進準備会の中間報告で、提唱されていたものであった。こうした新しい試みによって、一般教育から高校の「くり返し」という色彩をぬぐい去り、学生の勉学の意欲をかき立てる努力がなされたのである。四十七年ごろの状況を当時の本橋渥経済学部長はつぎのように語っている。

「(以上のような改革で)一、二年学生の勉強の仕方が猛烈にかわってきましたね。(以前は)高等学校のむし返したとか、面白くないとかいうことで非常に不満があった。その不満がラジカルなものへ突っ走るといふ傾向もあった。そういう意味で制度体系をかえることによって、一年生のときから、かなり意欲的な勉強ができるということになったわけです。」(『富丘会報』第三十六号、座談会「母校の現状と将来」より)

大紛争中に大学執行部が二度にわたって全学に示した大学のあり方に関する「基本見解」、学生とのあいだにとりかわした「確認書」、さらに前記の大学改革推進準備会の諸提案をふまえて、学長選挙方法改正の努力が行なわれたことも記しておかなければなるまい。すなわち、四十七年五月、経済学部の大崎平八郎教授を委員長とする「学長候補者選考規程検討委員会」が設けられ、同委員会は以来五カ月にわたって検討をつづけた結果、同年十月三十一日、学長候補者選考規程改正案の答申を、学長ならびに評議会あて提出したのである。この改正案は、現行の学長選考方法に、新たに第一次段階として学長候補者の「推薦投票」を加え、この推薦投票を通じて、職員および学生のひとりひとりが、希望する学長候補者を推す機会を持てるように改めたもの。こうしてきまっ



50年の風習へた本館

任した。

この間、四十七年四月から、経済、経営両学部に大学院が設置された。経済学研究科修士課程（定員二十二名）および経営学研究科修士課程（定員二十六名）がそれであり、工学部がひと足早く、昭和三十八年に工学研究科修士課程の設置を認められて以来、長年の念願が達成されたものである。一大学に大学院が同時に二つ開設されるということも、文部省の歴史はじまって以来のことであった。今後は引きつづき、博士課程の開設が課題である。こうして国大経済、経営両学部は、かつて「タコの足大学」、*「駅弁大学」*などといわれた時代とはうってかわって、大学らしい大学に充実発展し、教官の定員からみても、四十七年当時、経済学部約三十名、経営学部約四

た候補者のなかから学長を選ぶ選挙権は、現行どおり専任講師以上の教官にあるが、職員や学生も間接に学長選挙に参加できる途をひらいたものである。この答申が出されてまもない四十八年二月二十八日、越村学長は任期満了により退職した。しかし、学長選挙の改正案は時間をかけて慎重に審議すべきだという意見が、学内に有力であったこと、また学生自治会が、学生の参加を間接選挙権に限ったことなどに反対を表明したことなどから、学長選挙は従来の規程で行なわれ、教育学部長の水戸部正男教授が、同年三月一日新学長に就

十名、合計七十数名に達していた。経済学部の規模だけとって、三十数名の教官定員は、国立大学のなかで東大、一橋大、神戸大に次ぐものである。四十八年四月からは、経営学部は管理学科（一学年学生定員五十名）が新設されて、経営学部の一学年学生定員は、既設の経営学科を合わせ百七十名となり、学園はいよいよ保土ヶ谷常盤台への移転を急ぐ態勢となっていた。

9 全学統合へ——エピソード



ドンドン商店街

昭和四十五年の晩春、富士見ヶ丘のキャンパスへのぼっていく坂道の桜のトンネルも花が散りおえてかなりたったころだったろうか——「前日の夕方からはじまった学生自治会幹部と大学執行部との面交で、統合計画の大筋についての合意ができたのが朝の三時ごろ、事務局長とふたり、富士見ヶ丘をおりて、坂下の『ドンドン商店街』で支那ソバを食べたら、もう午前六時だった。それから文部省にかけつけ、保土ヶ谷常盤台・南地区（屋外運動場施設）の工事に着手するための予算要求を提出した。翌日が文部省へ書類提出の期限というきわどいところだった。」越村学長（当時）は後日、このように述懐している。統合問題は四十四年学園大紛争の発端にもなった。四十三年十二月、当時の中村康治学長と学生との集団面交でとりつけられた「学生との意見一致をみない限り、統合配置案の文部省への提出は行なわない」という約束は、大紛

争の收拾のため四十四年末学生自治会とのあいだでとりかわされた「確認書」でも、再確認されて、統合配置案は白紙に還元されていた。

一日も早く大学側、各部間の意思を再統一し、学生との話し合いを開始せねばならない——そうした心境で四十五年一月越村学長（正確にはまだ学長事務取扱、この年三月正式に学長に就任）は、「統合問題に關する諸事情と新しい提案」を全教職員、学生に配付した。そのなかで、

①（保土ヶ谷常盤台の）南地区に建設を予定している屋外体育諸施設については、一月下旬までに昭和四十五年度分の予算要求を予定し、承認がありしだい工事に着手する。

② 北地区に建設を予定している校舎群等については、こんご教官、職員、学生の諸要求を勘案し、三者の協議を通じて配置図を新しく作成する。

と提案したのである。四十五年度から常盤台の南地区で、運動場などの建設工事に着手することによって、一頓挫していた学園統合をふたたび軌道に乗せようというねらいであった。

これに対して学校側内部でも、工学部から、統合に伴う基本的諸問題を審議するため、統合予算要求を一年見送るのが望ましいのではないか、という意見が出されたが、富士見ヶ丘のせまいキャンパスからの一日も早い脱出をねがう他の各学部が、その再考を求めて、全学統合への努力が右の提案の線に沿って進行しはじめた。やがて統合企画委員会、建設委員会、設計委員会など、関連の各種委員会が新たに構成し直され、学生自治会とも話し合いが重ねられた結果、前記のように文部省の期限ギリギリに、常盤台南地区工事の正式予算要求を出すことができたのであった。

この間、南地区の運動場は同年四月から造成がはじめられたが、予算の正式決定によって、同年九月中旬本格

的に着工された。そしてその年十二月十日には、校舎群の配置を内容とする「北地区配置図」も、正式に文部省に提出された。その過程で、大学側の意思統一をおえた「統合地北地区配置図原案」が、十一月十九日、全学に提示されると、これに反対する全共闘系の学生数十名が十二月六日、経済学部教授会に数時間乱入し、同八日にはふたたび数十名が、常盤台の事務局庁舎前でデモを行ない、一部学生が会議室に乱入するさわぎを起こした。この結果、越村学長は同八日付で、「統合の推進について四たび全学の皆さんに訴える」という声明を発表、「サ伊は投ぜられたのである。後へは絶対に退けない。全学のみなさん！心を合わせ、腕を組んでルビコンを渡ろう」と悲痛な決意を披瀝せざるをえないこともあった。

こうして、常盤台全学統合は軌道に乗ってきた。四十五年十二月に文部省に提出された北地区配置図にもとづいて、四十六年度は北地区の整地と主要幹線道路の建設とが行なわれ、一方、四十五年度から着工されていた南地区約二万坪（約六万四千平方メートル）には、四十六年十二月、野球場、陸上競技場、テニスコート、および付属施設が完成した。この間、南、北両地区を結ぶ跨道橋も完成して、これは「横浜国大橋」と命名され、越村学長はこの橋に、「真理を愛する者のみがこの橋を渡れ」という銘をききみたい、と念願していた。また北地区十万余坪（約三十五万七千平方メートル）における各建物の設計が四十六年中に進められ、これに伴い同地区配置図も四十七年五月には最終的に確定されて、これらにもとづく施設建築のための文部省予算が、四十七年度から組まれることになったのである。

校舎群の建築は、四十七年十一月下旬教育学部の建物が着工され、それより数カ月あとの四十八年五月、経済・経営両学部の建物に着工された。経済・経営両学部は、講義室棟（一・二階）、経済学部事務室およびゼミ室を含む中列棟（三階）、社会科学系図書分室と研究室を含む経済学部研究棟（五階）、経営学部事務室・ゼミ室棟（二階）、

経営学部研究棟（八階）などの棟が互いに接続してセットになった延べ面積約三千三百坪（約一万二千平方メートル）の広さである。これらの建築の進行していた四十八年秋ごろから、わが国は、OPEC（石油輸出機構）諸国の石油値上げを契機とする、いわゆる石油ショックに見舞われて、建築資材の値上がりや品不足の状況が起こったため、工事は若干の遅れをまぬがれなかったが、翌四十九年の三月から五月末ごろにかけて、これらの建物はあいついで完成した。

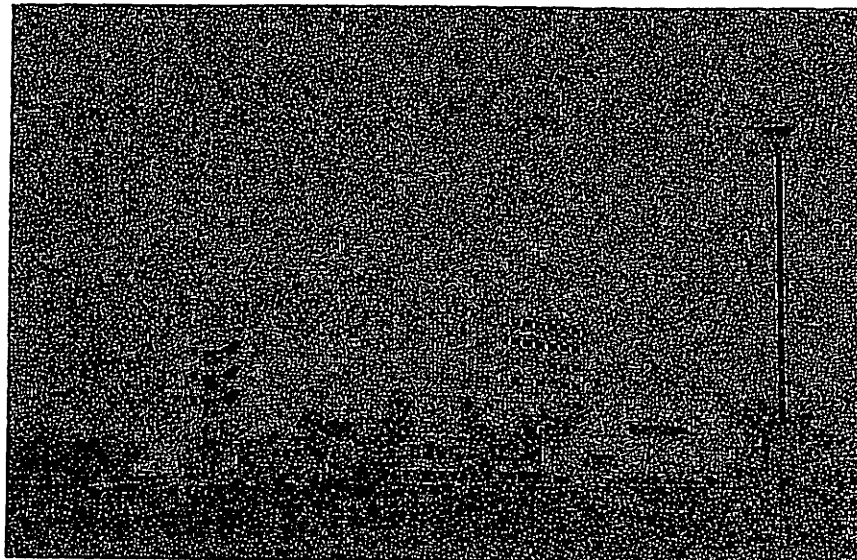
関東大震災直後の横浜の地に設立された旧制横浜高等商業学校に、その第一回生が入学した大正十三年（一九二四年）四月から数えて、ちょうど五十年の歳月がこうして経過した。この間、富士見ヶ丘にそそり立つかつての白堊の殿堂には、旧制高商、国大経済・経営両学部をあわせ、八千七百余名の学生がその若き日々を送り、また去っていった。かれらのよろこびとかなしみ、友情と連帯、ときには不信と反目、また、ここ数年来みられたような憎しみまで伴う激しい闘争、総じて青春の汗とあふら、血と涙の燃焼を秘めた、ここ富士見ヶ丘のキャンパスも、やがて歴史のあなたに没し去ろうとする日がやってきたのである。統一卒業式の開けなかった昭和四十五年春、越村信三郎学長が卒業の式辞にかえて、果立ちいく若ものたちに贈った言葉にもあるように、キャンパス・ライフでの日々の感情の起伏、憎悪や闘争さえも、いずれはなつかしいブルシェンヘルリッヒカイトとして醇化される日が、きつとやってくるにちがいない。いや、そう信じたい。

昭和四十九年八月はじめ、富士見ヶ丘のキャンパスは教育学部と図書館を先がけとして、新装成った保土ヶ谷常盤台への移動を開始、同月末には経済・経営両学部も移転をおわって、九月下旬には、新キャンパスでの授業が開始された。工学部も、一般教育関係の建物がそれまでに完成し、残る工事も急がれて、昭和五十二年の夏ごろまでには、同学部全体が、弘明寺から常盤台にやってくる。こうして、国大開学以来の宿願だった全学統合が

成立するのである。古きものは去り、新しきものがきたる。昭和四十九年の『経済白書』が「日本経済はいまや歴史的転換期にある」と宣言し、また、トインビーの高弟であるイギリスの史家G・バラクラフが書いているように『世界』昭和五十年一月号）、いまや、世界的に「ひとつの時代が終焉」して、新しい次の時代がはじまろうとするちようどそのとき、横浜高等商業学校、横浜国立大学経済・経営両学部の歴史にも、新しい一ページが開かれようとしている。

こうした転換を目前にした昭和四十九年六月ごろには、古い卒業生たちが集団で、あるいは個人で、「白堊の殿堂」に名残りを惜しもうと、足しげく富士見ヶ丘にやってきた。高商二回生・クラス会の一団もそうであったが（第二章1参照）、そのあとまもなく、高商四回生のグループ約三十名があらわれた。この日のために、遠く九州、関西、あるいは東北地方からかけつけたクラスメートもある。いずれも六十路なかばに達した紳士たちのなかに、越村信三郎前学長の姿も見うけられた。越村教授は、前記のように、保土ヶ谷全学統合が自身の敷いたレールの上を走り出し、経済・経営両学部学舎の建設着手がせまっていた四十八年の二月、学長の任期満了とともに定年退職し、四十四年の大紛争さなかに学長事務取扱の前任者だった教育学部の水戸部正男教授に、学長のバトンを渡して、国大の現職から退いたのであった。

横浜駅前から級友たちとともに、大型バスにゆられて、久しぶりに富士見ヶ丘にのぼってきた越村学長は、旧制高商生としての三年間ののち、さらに四十年になんなんとする教師生活を過ごした「白堊の殿堂」を、しみじみと仰いでみた。朝日にさん然と輝いた、かつての日のこの学び舎が、まぶたの裏に二重写しになって浮かんでくるようだ。そのたたずまいをほめたたえて、高商の学生時代に自分が作詩した応援歌「輝く白堊」は、その後長く高商生、さらに大学初期の学生たちにも、愛唱されてきた。だが、現実の「白堊の殿堂」は五十年の風雪



保土ヶ谷新キャンパス（経済学部・経営学部）

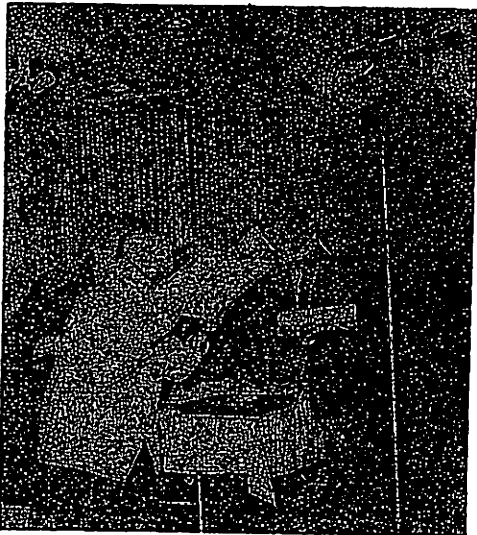
築かれていくことだろう。そして、いま渡ってきた横浜国大橋に、自分がかつてこの言葉をききみたいと念願したそのとおりに、「真理を愛する者のみがこの橋を渡る」のだ……。越村前学長の胸中に去来する万感の思いは、このようなものであったにちがいない。

なお、国大経済・経営両学部では四十九年十二月十日——この日は、大正十二年十二月十日、勅令第五百一号をもって官立横浜高等商業学校の創立が布告された「創立記念日」である——午後一時から、いずれもかつて国大の学長として貢献された黒沢清、越村恒三郎両名誉教授を講師として、五十周年記念特別講演会を大講義室で開催、「国際企業と新しい会計原則の探求」（黒沢教授）、「経済学はいかに創られたか」（越村教授）と題する両先生ひさびさの名詞子を、教職員、学生とともに、旧教職員、卒業生の多数が聴講した。また、この講演会をおえて同日夜には、横浜駅西口の東急ホテルにおいて、五十周

にさらされて、すっかり灰色にくすんでしまった。ところどころうす黒く、墨を流したようにみえるのは、昭和二十年四、五月ごろ、太平洋戦争末期のあの横浜大空襲の日々に、三百発を数える油脂焼夷弾が、この建物に雨あられと降りそそいだ傷あとであろう。そして、ほぼ中央の最上部長くには、コンクリートの表面を大きくかきむしって、「安保粉砕」の四文字が、不格好な横書きに白く浮かんでみえる。四十四年大紛争の学園長期封鎖中に、学生のだれかが屋上によじのぼって、旗竿の先端でもきざみつけたものであろうか。苦しい日々であった。

本館のなかに入って一巡すると、階段教室では、高商生時代高等数学を教わった小幡孫二先生のまん丸いおもかげが浮かんできた。学生ひとりひとりが、隣義のときすわっている場所まできっちり覚えていて、「××君、きょうはどうしてそんなウシロのほうにいるのかね?」とやられた。記憶力抜群の先生だった。大学になってから大教室と呼ばれた合併教室では、みんなと学生のイスにすわってみる。「君たち……、この話はよく、前にやったかね……」と、隣義のあいだに必ず人生論をまじえた岩本啓治先生、その話が後年ますます説得力を持っていた思い出されたものだ。

一行は富士見ヶ丘に別れを告げ、バスは保土ヶ谷の新キャンパスに向かう。まず南地区の運動場に入り入れると、ひろびろとした野球場、サッカーフィールド、幾面ものテニスコートが、緑のなかにくっきりと浮かんでいる。横浜国大橋を渡って、北地区の校舎施設に入っていくと、経済・経営両学部の建物群が、まあたらしく完成していた。大学に昇格してからすでに四半世紀、国大はようやく総合大学にふさわしいキャンパスに落ち着くことができた。大紛争の途中から自分も学長の職を引き受け、辛苦の日々に耐えたが、あのころ、たしかに大学は燃えていた。その熱気のなかから、一般教育の改革などが実現し、やがて保土ヶ谷の地に、国大の新しい学風が



表彰を受けるみのやのおばさん

年記念の祝宴が開かれ、勝田千利神奈川大学学長、水戸部正男国大学長らの来賓を迎えて、ここにも旧教職員、卒業生多数が参加、つきない名こりのサカヅキをかわし合った。旧教職員のなかには、岡野鑑記元高商校長、前記の黒沢、越村兩名誉教授、高林鶴雄元大学本部事務局会計課長、増田栄喜元経営学部事務長ら、旧制高商以来なじみの深い人びとの姿がみられ、「みのやのおばさん」こと渡辺文枝さんの元気な顔もあった。

一階に移り、おばさんは白い上っ張りをつけた昔と寸分かわらぬ服装で、毎日イスに腰かけている。旧制高商・国大とともに半世紀、おばさんもう七十の坂の半ばを越えた。「目が不自由になったけど、学生サンが好きだから……」と店を離れない。「これまでの五十年は清水ヶ丘に置いてきました。あたしも一年生の気分です返りますよ」と、陳列ケースの向こうでニコニコしている『毎日新聞』昭和四十九年十月十九日付相模版によるのである。

第八章のための資料

年表——昭和四十三年（一九六八年）～同四十九年（一九七四年）

年	月・日	本校関連事項	月・日	社会経済状況
昭和43年	1・29	黒沢清教授の退官記念贈答行なわる（経営学部第Ⅱ部で）	1・17	米臨エンタープライズ入港反対で佐世保で反日共系全学連、警官隊と衝突
	2・1	同教授の退官記念贈答（経営学部で）	1・29	東大医学部学生無期限ストに入る
	2・21	統合計画用地として、旧程ヶ谷ゴルフ場跡地約三九八、四六九平方メートル購入	2・26	成田で空港建設反対の農民反日共系全学連、警官隊と大乱闘
	3・18	第十六回統一卒業式を横浜文化体育館で挙行、経済学部卒業生一六九名	3・3	王子野戦病院反対デモで反日共系全学連、警官隊と衝突、同月28日、4月1日と衝突くり返す
	3・31	黒沢清教授、定年退職	3・28	東大卒業式、反日共系学生の安田謙堂占拠で中止
昭和44年	4・1	黒沢教授に名誉教授の称号贈る	4・17	八幡・富士商製鉄、合併を表明（合併調印は翌年3月）
	5・5	統合計画用地の一部を追加購入	5・6	経企庁、四十二年度GNP自由世界第三位と発表
	5・30		5・27	日大紛争はじまる

年	昭	和	44	年	昭	和	44	年				
1・31	2・28	3・1	3・8	3・24	3・31	4・15	5・3	5・10	6・14	6・20	7・7	7・10
臨時拡大評議会設置 中村康治学長辞任 水戸部正男教授(教育学部部長)、学長事務取扱に就任 大学事務局が保土ヶ谷仮庁舎に移転 各学部入学試験、学外で実施	経営学部山辺六郎教授(原価計算担当)が定年退職、岡本隆三助教授(中国語担当)、山口浩一郎助教授(公法担当)が退職 宮崎義一経済学部部長、病気で辞任 杉本俊朗教授、経済学部部長事務代理となる 統一卒業式(第十七回)を中止、経済学部卒業生一五六名 紛争解決に対する大学側の考えを「当面の問題に関する基本見解」(第一次見解)として発表 杉本俊朗教授、経済学部部長に就任 四十四年度統一入学式をやめ、学部ごとに学外でオリエンテーションを実施 【第二次基本見解】発表 清水新教授が経営学部部長、河野五郎教授が同第II部主事に就任 封鎖中の分校建物から火災発生 長洲一二教授、経済学部部長に就任	東大、機動隊導入、安田講堂封鎖解除、だが7月2日再占拠さる 横浜市電六系統路線廃止 横浜地下鉄一号线着工(上大岡―吉野町) 反日共系全学連各派デモ、首都で国電止まる(8日)。国際反戦デー・デモで上記各派新宿駅占拠(21日) 川端康成、ノーベル文学賞受賞 大河内一男東大総長、紛争の責任とり辞任、紛争激化す 府中市で三億円強盗事件起こる 上智大で紛争 この年、全国一六大学で紛争発生、うち六五校が未解決で越年 八、五〇〇人の警視庁機動隊、東大の安田講堂など封鎖解除、双方に負傷多数 東大の入学試験中止決定 京大封鎖、当校当局と日共系学生の協力で「自主解除」										

年	昭	和	43	年	年
月・日	12・4	11・1	11・1	6・18	6・1
本校関連事項	中村康治学長が再任 渡辺洋三東大教授講演「法と経済——現代資本主義と法」、経済学会主催で行なわる	一般教育評議会、学長に「本学における一般教育について」を答申 宮崎義一教授、経済学部部長に就任 学長、学生自治会と意見、学生側七項目要求出す 経済学部、教育学部、分校の各学生自治会が授業放棄	清水ヶ丘地区学生食堂と学生部室の一部、火災で焼失 学生自治会、大学事務局と学生部（弘明寺）を封鎖（17日）、学生の七項目要求につき全学集会（集団固交）開く（20日）、25日から経済、経営、教育各学部、分校、工学部の学生自治会、前後して無期限授業放棄に入る、各学部封鎖さる（31日）		
月・日	12・21	12・10	11・1	10・31	6・17
社会経済状況	この年、全国一六大学で紛争発生、うち六五校が未解決で越年	府中市で三億円強盗事件起こる 上智大で紛争	川端康成、ノーベル文学賞受賞 大河内一男東大総長、紛争の責任とり辞任、紛争激化す	横浜市電六系統路線廃止 横浜地下鉄一号线着工（上大岡―吉野町） 反日共系全学連各派デモ、首都で国電止まる（8日）。国際反戦デー・デモで上記各派新宿駅占拠（21日）	東大、機動隊導入、安田講堂封鎖解除、だが7月2日再占拠さる 八、五〇〇人の警視庁機動隊、東大の安田講堂など封鎖解除、双方に負傷多数 東大の入学試験中止決定 京大封鎖、当校当局と日共系学生の協力で「自主解除」

第8章のための資料

昭和45年														
3・1	3・20	3・31	4・1	4・1	4・30	5・	6・27	9・1	9・9	10・6	10・23	11・19	12・4	12・6
越村信三郎教授、学長に就任	清水新経営学部長が病気で辞任、久保村隆祐教授が同学部長に就任	経営学部山本巳代治教授(実務担当)、定年退職	長洲一二教授が経済学部長を辞任、本橋源教授が同学部長に就任、遠藤輝明教授が附属図書館長に就任	大学事務局・学生部が保土ヶ谷常盤台に正式移転	統一入学式をやめ、各学部で入学式実施	臨時学生部運営委員会設置。学内暴力事件に対し、学長・四学部長連名で「学内暴力に対する決意表明」を発表	統一卒業式(第十八回)取りやめ、経済学部卒業式举行(卒業生一七六名、6月30日二六名追加卒業)	『広報』の発行開始	清水ヶ丘正門前の暴力事件で学長・三学部長連名で声明	統合問題・一般教育改革問題で経済・経営両学部長、両学部学生自治会と交渉	統合地南地区運動場工事の地鎮祭举行	評議会が北地区配置原案を決定、学長名で全学に提示	全学文渉委員会、北地区配置案で工学部と経営学部II部の両学生自治会と予備交渉	全関係系学生数十名、経済学部教授会に教時間乱入
2・11	3・14	3・31	4・8	6・1	6・23	7・18	7・22	8・4	8・19	10・1	11・25	11・28		
東大宇宙航空研、日本初の人工衛星打ち上げ成功	日本万国博、大阪で開会、9月13日閉幕までに入場者六四二万八七七〇人	日航機「よど号」赤軍派学生に乗り取らる	大阪市北区の繁華街でガス爆発、死者七九人	四十四年度の消費者生活実態調査、マイカー、四世帯に一台と発表	日米安保条約自動延長	東京杉並の立正高校で運動中の生徒四〇人倒る――光化学スモッグ問題化	田子の浦港の製紙カス・ヘドロ問題に	東京教育大の革マル派学生、中核派のリンチで死亡	全日空ボーイング七二七型機、オモチャのピストルで乗っ取られ、浜松基地で犯人逮捕	国勢調査、総人口一億〇三七〇万三三二二人	三島由紀夫、陸上自衛隊東部方面總監部で割腹自殺	チッソの定時株主總會、水俣病患者、社長・役員を追及		

昭和		和		44		年		年				
12・27	12・25	11・	10・29	10・13	10・11	10・2	9・29	9・1	7・25	月・日	本校関連事項	
機動隊導入により弘明寺地区(大学事務局・学生部と工学部)の封鎖解除 水戸部学長事務取扱辞任、越村信三郎教授が後任に就任 横浜市屋内体育館(フライヤージム)で全学集会、大学側、学生への回答発表 大学執行部と学生自治会統一代表団とで「確認書」に調印 経済学部教授会「確認書」を承認 経営学部教授会もこれを承認 機動隊導入により清水ヶ丘キャンパスの封鎖解除 「非暴力宣言」発表(18日)、経済、経営両学部授業再開(25日) 臨時拡大評議会廃止 評議会が「確認書」を承認												
11・16	11・13	11・5	10・28	10・18	10・10	9・21	9・18	9・14	9・3	8・17	月・日	社会経済状況
「大学運営臨時指図法」国会で可決、施行さる 早大、機動隊導入封鎖解除 東京日比谷で全国全共闘結成大会 都立青山高、警官隊導入、校長室封鎖解除 芝浦工大大宮校舎でセクト抗争から学生二人死亡 京大、機動隊二、〇〇〇人導入、封鎖解除 ベトナム反戦・安保紛争などでベ平連・全国全共闘、東京で初の統一行動 東証 旧ダウ平均株価二、二二六五銭と5月31日史上初の二千万大台乗せ以来の高値 都立日比谷高に警官隊出動封鎖解除 この日現在、九〇校以上の高校紛争中 大菩薩峠で軍事訓練中の赤軍派五三人逮捕 首相防米阻止で反日共系学生ら東京銀座で街頭ゲリラ行動展開 佐藤首相防米に出発、反日共系学生ら蒲田付近で大荒れ、国電、私鉄などダイヤ大混乱												

昭和 46										昭和 45 年		年
										12・10	12・6	月・日
頻発する学内暴力行為に学長・四学部長連名で「みんなて学内の暴力行為を監視し、否定しよう」と声明										本校 関連事項		
大崎平八郎教授、在外研究(短期)のため西欧四カ国へ出張										学生数十名、統合反対、学長団交を要求、常盤台でデモ、一部が会議室に乱入。越村学長が「統合の推進について四たび全学の皆さんに訴える」声明発表		
富士見寮で中核派学生が革マル派を襲撃、革マルの一人(学外者)死亡、二人重傷										北地区配置図を正式に文部省に提出		
8・6										京浜安保共闘の学生ら、栃木県真岡市の銃砲店を襲い、銃と銃弾を強奪		
8・15										成田空港予定地の代執行着手、3月25日ほぼ終了、その間反対派農民、支援学生・労働者激しく抵抗		
9・16										刑務所で印刷した版大、大阪市立大の入試問題が父兄らに売られていたこと発覚		
10・18										第一銀行と日本勧業銀行、10月1日をメドに合併を発表		
11・19										チソン株主総会、水俣病を告発する会・一株株主にガードマンが暴行して混乱		
12・4										東亜国内航空「ばんだい号」が函館市北方に墜落、六八人全員死亡		
12・18										全日空ボーイング七二七機が自衛隊機と接触墜落、一六二人全員死亡		
12・18										京浜安保共闘の三名、東京板橋で文番襲撃、一名(横浜国大生)射殺さる		
12・18										沖縄コサ市で群衆、米憲兵隊と対立、騒乱		
12・18										円切り上げ、一ドル三〇八円に決定		
12・18										土田警視庁警務部長宅で配達された小包爆発、夫人死亡。24日には新宿の派出所でクリスマスツリーにみせかけた爆弾爆発、警官二人など重軽傷		

昭和 45 年										昭和 45 年		年
										12・10	12・6	月・日
新飯田宏助教授、国際学会に出席のためスイスへ出張										本校 関連事項		
経営学部第一回卒業式を挙行、沼田嘉穂教授、定年退職										学生数十名、統合反対、学長団交を要求、常盤台でデモ、一部が会議室に乱入。越村学長が「統合の推進について四たび全学の皆さんに訴える」声明発表		
横浜分校廃止										北地区配置図を正式に文部省に提出		
神尾沖蔵教授、経営学部長に就任、沼田嘉穂教授に名誉教授の称号贈る										京浜安保共闘の学生ら、栃木県真岡市の銃砲店を襲い、銃と銃弾を強奪		
全学の一般教育実施体制変更され、全学出動方式となる。これに伴い一般教育運営委員会規則を制定										成田空港予定地の代執行着手、3月25日ほぼ終了、その間反対派農民、支援学生・労働者激しく抵抗		
経営学部に経営学専攻科(経理経営専攻)を設置										刑務所で印刷した版大、大阪市立大の入試問題が父兄らに売られていたこと発覚		
経済学部、経営学部とも新カリキュラムを決定、四十六年度から実施、一年次生に対し、後期からプロセシナル制を採る										第一銀行と日本勧業銀行、10月1日をメドに合併を発表		
成田頼明教授、西ドイツ・ハイデルベルク大学に留学										チソン株主総会、水俣病を告発する会・一株株主にガードマンが暴行して混乱		
一般教育運営委員会発足、初代委員長に宇田川璋仁教授(経済学部)選出さる										東亜国内航空「ばんだい号」が函館市北方に墜落、六八人全員死亡		
保土ヶ谷常盤台南地区の体育施設完成										全日空ボーイング七二七機が自衛隊機と接触墜落、一六二人全員死亡		

第8章のための資料

昭和48年					昭和						
4・1	4・1	3・28	3・1	2・28	11・26	11・6	10・31	9・22	8・1	7・13	
越村信三郎学長、任期満了により退職 水戸部正男教授(教育学部長)が学長に就任 宮崎義一教授、東南ア諸国経済事情調査のため出張 (4月16日まで) 経済学部武藤正平教授(貿易論担当)、定年退職 大崎平八郎教授が経済学部長に、佐藤信吉教授が経営学部長に、大山政雄教授が経営学部Ⅱ部主事に、それぞれ就任					横浜国立大学大学院経済学研究科委員会規則および同 経営学研究科委員会規則を制定 経営学部稲葉元吉助教(経営学担当)がマサチュー セツ工科大学の客員研究員として留学 経営学部神尾冲蔵教授(管理科学担当)が在外研究の ためアメリカへ出張 学長候補者選考規程検討委員会(委員長大崎平八郎教 授)が改正案を学長と評議会に提出 統合地南地区運動場隣接地二九、二八〇平方メートル を追加購入 新飯田宏助教授が国際連合職員としてアメリカへ出発						
4・2	3・20	1・1	12・8	11・9	7・20	7・24	8・16	9・29	11・5	11・29	
連合赤軍の森恒夫被告、東京拘置所で首つり自殺 熊本地域、水俣病裁判で患者側主張を全面的に認める判決 建設省、全国の地価を公示、この一年に地価は平均三〇・九%の大暴騰					日本人の平均寿命、男七〇歳、女七五歳を突破 四日市の公害訴訟(津地獄)で石油コンビナート六社敗訴 東証旧ダウ平均株価四、〇〇〇円台へ 日共同声明に調印 上野動物園、中国からきたパンダ二頭を初公開 早大生一名、革マル派のリンチで死亡 モスクワ・シレメチエボ空港で日航機墜落、六一人死亡 東京内幸町の旧NHK土地建物、坪価一一一万余円で三陸地所落札、列島改造・地価ブームのシンボル						

和	47	年	年
6・20	5・12	4・1	4・1
山崎邦彦教授、経営学部第Ⅱ部主事に就任	大学院経済学研究科修士課程および同経営学研究科修士課程の第一回入学式を挙る	同経営学研究科修士課程設置さる	経済学部に大学院経済学研究科修士課程、経営学部に同経営学研究科修士課程設置さる
6・17	6・14	5・30	5・25
佐藤首相退陣を表明、7月7日田中角栄内閣誕生	日航機、ニューデリー郊外で墜落、八四人死亡	約百人を殺傷	東証旧ダウ平均株価三、五〇〇円の大台乗せイスラエル・テルアビブ空港で日本人ゲリラ
6・17	6・14	5・30	5・25
政府・自民党、国立大学授業料値上げ(三万六千円へ)に合意、後期分から実施の予定	東証旧ダウ平均株価二、八〇〇円台へ、2月26日三、〇〇〇円台突破	グアム島で生き残り日本兵横井庄一発見さる	妙義山中で連合赤軍の最高幹部永田洋子と森恒夫を逮捕、同19日、他の五人が軽井沢のあさま山荘に管理人夫人を人質に籠城、警官隊と攻防戦のち28日逮捕さる、警官二人、一般人一人死亡
6・17	6・14	5・30	5・25
連合赤軍の調べから妙義山中のリンチ殺人事件発覚、13日までに一二人の全遺体発掘さる	山陽新幹線、新大阪―岡山間開通	日米沖縄返還協定発効	東証旧ダウ平均株価三、五〇〇円の大台乗せイスラエル・テルアビブ空港で日本人ゲリラ約百人を殺傷
6・17	6・14	5・30	5・25
政府・自民党、国立大学授業料値上げ(三万六千円へ)に合意、後期分から実施の予定	東証旧ダウ平均株価二、八〇〇円台へ、2月26日三、〇〇〇円台突破	グアム島で生き残り日本兵横井庄一発見さる	妙義山中で連合赤軍の最高幹部永田洋子と森恒夫を逮捕、同19日、他の五人が軽井沢のあさま山荘に管理人夫人を人質に籠城、警官隊と攻防戦のち28日逮捕さる、警官二人、一般人一人死亡
6・17	6・14	5・30	5・25
連合赤軍の調べから妙義山中のリンチ殺人事件発覚、13日までに一二人の全遺体発掘さる	山陽新幹線、新大阪―岡山間開通	日米沖縄返還協定発効	東証旧ダウ平均株価三、五〇〇円の大台乗せイスラエル・テルアビブ空港で日本人ゲリラ約百人を殺傷
6・17	6・14	5・30	5・25
政府・自民党、国立大学授業料値上げ(三万六千円へ)に合意、後期分から実施の予定	東証旧ダウ平均株価二、八〇〇円台へ、2月26日三、〇〇〇円台突破	グアム島で生き残り日本兵横井庄一発見さる	妙義山中で連合赤軍の最高幹部永田洋子と森恒夫を逮捕、同19日、他の五人が軽井沢のあさま山荘に管理人夫人を人質に籠城、警官隊と攻防戦のち28日逮捕さる、警官二人、一般人一人死亡
6・17	6・14	5・30	5・25
連合赤軍の調べから妙義山中のリンチ殺人事件発覚、13日までに一二人の全遺体発掘さる	山陽新幹線、新大阪―岡山間開通	日米沖縄返還協定発効	東証旧ダウ平均株価三、五〇〇円の大台乗せイスラエル・テルアビブ空港で日本人ゲリラ約百人を殺傷
6・17	6・14	5・30	5・25
政府・自民党、国立大学授業料値上げ(三万六千円へ)に合意、後期分から実施の予定	東証旧ダウ平均株価二、八〇〇円台へ、2月26日三、〇〇〇円台突破	グアム島で生き残り日本兵横井庄一発見さる	妙義山中で連合赤軍の最高幹部永田洋子と森恒夫を逮捕、同19日、他の五人が軽井沢のあさま山荘に管理人夫人を人質に籠城、警官隊と攻防戦のち28日逮捕さる、警官二人、一般人一人死亡
6・17	6・14	5・30	5・25
連合赤軍の調べから妙義山中のリンチ殺人事件発覚、13日までに一二人の全遺体発掘さる	山陽新幹線、新大阪―岡山間開通	日米沖縄返還協定発効	東証旧ダウ平均株価三、五〇〇円の大台乗せイスラエル・テルアビブ空港で日本人ゲリラ約百人を殺傷
6・17	6・14	5・30	5・25
政府・自民党、国立大学授業料値上げ(三万六千円へ)に合意、後期分から実施の予定	東証旧ダウ平均株価二、八〇〇円台へ、2月26日三、〇〇〇円台突破	グアム島で生き残り日本兵横井庄一発見さる	妙義山中で連合赤軍の最高幹部永田洋子と森恒夫を逮捕、同19日、他の五人が軽井沢のあさま山荘に管理人夫人を人質に籠城、警官隊と攻防戦のち28日逮捕さる、警官二人、一般人一人死亡
6・17	6・14	5・30	5・25
連合赤軍の調べから妙義山中のリンチ殺人事件発覚、13日までに一二人の全遺体発掘さる	山陽新幹線、新大阪―岡山間開通	日米沖縄返還協定発効	東証旧ダウ平均株価三、五〇〇円の大台乗せイスラエル・テルアビブ空港で日本人ゲリラ約百人を殺傷
6・17	6・14	5・30	5・25
政府・自民党、国立大学授業料値上げ(三万六千円へ)に合意、後期分から実施の予定	東証旧ダウ平均株価二、八〇〇円台へ、2月26日三、〇〇〇円台突破	グアム島で生き残り日本兵横井庄一発見さる	妙義山中で連合赤軍の最高幹部永田洋子と森恒夫を逮捕、同19日、他の五人が軽井沢のあさま山荘に管理人夫人を人質に籠城、警官隊と攻防戦のち28日逮捕さる、警官二人、一般人一人死亡
6・17	6・14	5・30	5・25
連合赤軍の調べから妙義山中のリンチ殺人事件発覚、13日までに一二人の全遺体発掘さる	山陽新幹線、新大阪―岡山間開通	日米沖縄返還協定発効	東証旧ダウ平均株価三、五〇〇円の大台乗せイスラエル・テルアビブ空港で日本人ゲリラ約百人を殺傷
6・17	6・14	5・30	5・25
政府・自民党、国立大学授業料値上げ(三万六千円へ)に合意、後期分から実施の予定	東証旧ダウ平均株価二、八〇〇円台へ、2月26日三、〇〇〇円台突破	グアム島で生き残り日本兵横井庄一発見さる	妙義山中で連合赤軍の最高幹部永田洋子と森恒夫を逮捕、同19日、他の五人が軽井沢のあさま山荘に管理人夫人を人質に籠城、警官隊と攻防戦のち28日逮捕さる、警官二人、一般人一人死亡
6・17	6・14	5・30	5・25
連合赤軍の調べから妙義山中のリンチ殺人事件発覚、13日までに一二人の全遺体発掘さる	山陽新幹線、新大阪―岡山間開通	日米沖縄返還協定発効	東証旧ダウ平均株価三、五〇〇円の大台乗せイスラエル・テルアビブ空港で日本人ゲリラ約百人を殺傷
6・17	6・14	5・30	5・25
政府・自民党、国立大学授業料値上げ(三万六千円へ)に合意、後期分から実施の予定	東証旧ダウ平均株価二、八〇〇円台へ、2月26日三、〇〇〇円台突破	グアム島で生き残り日本兵横井庄一発見さる	妙義山中で連合赤軍の最高幹部永田洋子と森恒夫を逮捕、同19日、他の五人が軽井沢のあさま山荘に管理人夫人を人質に籠城、警官隊と攻防戦のち28日逮捕さる、警官二人、一般人一人死亡
6・17	6・14	5・30	5・25
連合赤軍の調べから妙義山中のリンチ殺人事件発覚、13日までに一二人の全遺体発掘さる	山陽新幹線、新大阪―岡山間開通	日米沖縄返還協定発効	東証旧ダウ平均株価三、五〇〇円の大台乗せイスラエル・テルアビブ空港で日本人ゲリラ約百人を殺傷
6・17	6・14	5・30	5・25
政府・自民党、国立大学授業料値上げ(三万六千円へ)に合意、後期分から実施の予定	東証旧ダウ平均株価二、八〇〇円台へ、2月26日三、〇〇〇円台突破	グアム島で生き残り日本兵横井庄一発見さる	妙義山中で連合赤軍の最高幹部永田洋子と森恒夫を逮捕、同19日、他の五人が軽井沢のあさま山荘に管理人夫人を人質に籠城、警官隊と攻防戦のち28日逮捕さる、警官二人、一般人一人死亡
6・17	6・14	5・30	5・25
連合赤軍の調べから妙義山中のリンチ殺人事件発覚、13日までに一二人の全遺体発掘さる	山陽新幹線、新大阪―岡山間開通	日米沖縄返還協定発効	東証旧ダウ平均株価三、五〇〇円の大台乗せイスラエル・テルアビブ空港で日本人ゲリラ約百人を殺傷
6・17	6・14	5・30	5・25
政府・自民党、国立大学授業料値上げ(三万六千円へ)に合意、後期分から実施の予定	東証旧ダウ平均株価二、八〇〇円台へ、2月26日三、〇〇〇円台突破	グアム島で生き残り日本兵横井庄一発見さる	妙義山中で連合赤軍の最高幹部永田洋子と森恒夫を逮捕、同19日

第8章のための資料

昭和49年								年	
4・1	3・31	3・29	2・8	1・31	1・31	1・28	1・24	12・5	
経済学部管理科学科設置 越村信三郎教授に名誉教授の称号贈る 大学院入学式挙行 経済学部・経営学部校舎新築工事の地鎮祭行なわる フランス政府文化使節・ジャン・ブワウイエ（パリ大）教授の講演「第一次世界大戦前後におけるフランス帝國主義の諸特質」が、経済学会主催で行なわる 経済学部松田保彦助教授（民法担当）、フルブライト奨学生としてイリノイ大学へ留学 P・ダクトロー・レーゲンス大学（ドイツ）教授の講演「財政政策と地域自治」が経済学会主催で行なわる 経済学部肥前栄一助教授（輸出産業論担当）が東大へ転任 清水ヶ丘学生自治会室に中核派とみられる学生数人が襲撃、重軽傷者発生、この件に関連し、学長・三学部長連名による声明発表 越村信三郎名誉教授の講演「新しい経済の見方、考え方について」が経済学会主催で行なわる								経済学部遠藤輝明教授（経済史担当）が在外研究のためフランスへ出発	
清水ヶ丘学生食堂で革マル派系活動家神奈川大生一名が、中核派とみられる数人に襲われ死亡、この事件に對し学長・四学部長「全学の学生諸君に告げる」を告示 数十名の学外者が富士見寮に無断宿泊、この異常事態に経済学部教授会が31日「富士見寮をめぐる状況について」を声明 井手文雄教授の退官記念講演「日本財政への提言」行なわる 富士見寮の異常事態に對し、清水ヶ丘地区三学部の教職員による寮の検閲を行なう 高島光郎教授、在外研究のため渡英 経営学部古瀬大六教授（経済学担当）が東北大へ、経済学部西部道助教授（計量経済学担当）が東大へ転任 経済学部井手文雄、経営学部島田紀史雄、布藤豊路、									
5・9	4・23	4・11	4・5	3・3	2・27	1・24	1・11	12・28	11・23
日銀発表の昨年12月の卸売物価、11月に比べ七・一％高、終戦直後なみの暴騰 中核・革マル両派の内ゲバ激化、東京世田谷と横浜国大構内で三人死亡、昨年来内ゲバの死者一三人 フィリピン人のバンゲ島で元日本陸軍少尉小野田寛郎の生存確認、3月12日羽田に帰国 トルコ航空のエアバスDC一〇、パリ北方で墜落、三四四人全員死亡 3月の倒産一、〇〇〇件を突破 公労協などゼネスト突入、日本列島は空前のマヒ状態 パンアメリカン航空機パリ島で墜落、一〇七人全員死亡 伊豆半島中心にM六・八の大地震発生、死者行方不明二九人								ガソリン・スタンドの日曜日閉鎖を実施 熊本市のデパート昼火事、死者一〇三人 愛知県の豊川信用金庫で取り付けさざぎ発生、デマが原因 日銀、12月中旬の卸売物価指数、前年同月比二八・六％高と発表、狂乱物価進行す	

昭和48年								年	
11・27	10・2	10・1	9・28	8・20	5・15	5・12	4・12	4・1	4・1
経営学部管理科学科設置 越村信三郎教授に名誉教授の称号贈る 大学院入学式挙行 経済学部・経営学部校舎新築工事の地鎮祭行なわる フランス政府文化使節・ジャン・ブワウイエ（パリ大）教授の講演「第一次世界大戦前後におけるフランス帝國主義の諸特質」が、経済学会主催で行なわる 経済学部松田保彦助教授（民法担当）、フルブライト奨学生としてイリノイ大学へ留学 P・ダクトロー・レーゲンス大学（ドイツ）教授の講演「財政政策と地域自治」が経済学会主催で行なわる 経済学部肥前栄一助教授（輸出産業論担当）が東大へ転任 清水ヶ丘学生自治会室に中核派とみられる学生数人が襲撃、重軽傷者発生、この件に関連し、学長・三学部長連名による声明発表 越村信三郎名誉教授の講演「新しい経済の見方、考え方について」が経済学会主催で行なわる								徳山コンビナートの出光石油化学工場で爆発事故 アムステルダムでアラブゲリラによる日航機ハイジャック起こる 6月の全国消費者物価指数、前年同月比一一・一％高、28年12月以来の上昇率、インフレ激化のきざし 来日中の韓国前大統領候補金大中、東京のホテルから強制連行さる 神奈川大学で内ゲバ、襲撃した革マル派の二人死亡 千葉県市原市のチソ石油化学五井工場で爆発事故、18日には川崎の日本石油工場でも爆発火災、28日には信越化学直江津工場でも 革マル派、東京品川など中核派のアジト八カ所を襲撃 中東戦争によるアラブ産油国の石油供給削減で、大口需要の石油供給一〇％削減など石油緊急対策決まる 主婦ら、各地でトイレットペーパー、洗剤砂糖の買いだめに殺到	
11・16	11・14	10・20	9・15	8・8	7・27	7・20	7・7	月・日	月・日

年	月・日	本校関連事項	月・日	社会経済状況
昭和49年	5・31	石田盛四教授が定年退職 保土ヶ谷常盤台に経済・経営・教育学部の新校舎竣工	5・13	法政大学近くで約一〇〇人の内ゲバ、一人死亡 五人重傷 49年1月〜3月のGNP、実質で前期より五 兆減、スランプフレーションの状況となる
	6・	経済学部教授会が一月の富士見寮事件に関し、学生四名「嚴重警告」処分を発表	6・	アメリカの怪奇映画「エクソシスト」大人気 新幹線信号故障などで混乱、事故、順法闘争 などで7月中旬満足を走ったのは一日
	8・30	教育学部、経営学部、附属図書館、経済学部が順次、常盤台の新校舎に移転	7・14	東京丸の内三菱重工本社で時限爆弾爆発、 八人死亡、重傷三〇〇人 コメ、国鉄・地下鉄・バス運賃など公共料金 一せい値上げ
	9・24	三学部と工学部一年次生が常盤台の新校舎で授業開始	8・30	東京西新橋の三井物産本社で時限爆弾爆発、 一六人負傷 フォード米大統領来日
	10・3	経済学部宇田川璋仁教授（財政学担当）が在外研究（短期）のためアメリカへ出張	10・1	田中首相、金銭問題等で退陣表明 三木武夫内閣成立
	10・10	経営学部森弘毅教授（経営学担当）が在外研究のためアメリカへ出張	10・14	東京銀座の大成建設本社ビルで時限爆弾爆発 三菱石油水島製油所で大量の重油流出、沿岸 四県に被害
	10・15	長洲二教授が神奈川知事選挙に立候補のため退職 長洲前教授の退官告別講演を経済学部主催で行なう 創立五十周年記念式典を挙行	11・18	
	10・26		11・26	
	11・29		12・9	
	12・10		12・18	

○横浜分校暫定規程および一般教育審議会規程

(1) 一般教育についての横浜分校暫定規程

第一条 教育学部横浜分校（以下「分校」という）は本学（第二部を除く）の一般教育（一般教育科目、外国語科目、保健体育科目、基礎教育科目を含みその履修課程を「一般教育課程」という）を担当するものとする。

第二条 分校に一般教育課程の適正な管理運営を図るため一般教育委員会（以下「委員会」という）をおく。

2 委員会の構成は次のとおりとする。

委員長 分校主事

委員 分校委員のほか各学部委員若干名

3 委員会の審議事項は別に定める。

第三条 一般教育課程に関する各学部との連絡調整は教務協議会があたり学生の厚生補導に関する各学部との連絡調整は補導協議会がこれにあたるものとする。

附則

この規程は昭和四十二年四月一日から施行する。

(2) 一般教育審議会規程（制定 昭和四十二年四月一日）

第一条 本学に一般教育審議会（以下「審議会」という）をおく。

2 審議会は一一般教育担当機関の組織、機構、運営等につ

いて審議することを目的とする。

3 審議会は学長の諮問機関とする。

第二条 審議会は各学部、分校から選出された各三名の委員および分校主事をもって構成する。

第三条 審議会に委員長をおく。

2 委員長は委員の互選により定める。

3 委員長は審議会を招集し、その議長となる。

附則

この規程は、昭和四十二年四月一日から施行する。

(3) 一般教育審議会に対する諮問事項

（昭和四十二年五月十一日）

本学における一般教育について

本学の一般教育担当機関の組織、機構、運営は如何にすべきか諮問します。

本学における一般教育について

——諮問の際の学長説明要旨——

本学における一般教育は、暫定的には教育学部横浜分校で担当することになっていますが、本学の将来のために、担当機関を大学の中の如何なる機構とすべきか、その組織運営はどうするのがよいかを伺い、審議会の結論にそって立案、決定をしたいと考えます。

この問題は、いわゆる江国案以来本学の懸案であり、昨

年一カ年評議会で検討されてきましたが、その結果、この審議会を設けることになりました。

大学としてはすでに長期にわたる色々な機関において検討され、議論はすでに出尽くしていると思われ、今回は従来の議論の繰返しを避け、また過去のあり方にこだわらず、将来に向けての新たな構想をもって、一般教育担当機関を如何にすべきかについてそれを決定するに足る資料を添えて答申してください。

一方、保土ヶ谷への統合建設計画を進めねばならないので、答申はできるだけ速やかに出してください。

なお、来年度概算要求に盛り込むべき事項もあり、必要なものについては、中間において答申してください。

○「当面の諸問題に関する基本見解」の概要

昭和四十四年五月三日、学園大紛争のさなかに、大学執行部が水戸部正男学長事務取扱の名において全学に示した「当面の諸問題に関する基本見解」は、「全学的時局のための提言」とのサブ・タイトルをつけ、左記のごとく構成されていた。

まえがき

第一部 経過と反省

I 問題の経過

- 一 本年一～三月段階
- 二 卒業と入試について

三 学生部廃止のための暫定措置 むすび

以下に、第二部の問題のとりあげ方、ならびにⅢ、Ⅳを掲載する。

第二部 学園大改革の方向と問題点

問題のとりあげ方

大学が解決を迫られている当面の中心問題は学生部廃止と統合の問題である。そしてわれわれが学生諸君の問題提起に対応して学生部廃止方針を決定したとき直ちに気付いたことは、学生部の存在は現在の大学とくに国立大学が内包している基本的諸矛盾の結節点の一つだということ、したがって問題の根本的解決は、単に大学事務機構の中の一部局の改廃にとどまらず、大学自治のあり方についての根本的再検討なしにはありえないだろうということであった。

第一に大学における学生の位置づけをどう考え直すべきか、それに伴い、従来の「大学の自治」「教授会の自治」「論をどう反省するか」ということ。

第二に大学の管理運営機構と国家行政機構との関係、事務機構と事務職員の位置づけなどを明らかにする必要がある。しかも、これらの問題をそれぞれ大学の内部構造と対外関係の二面から考えてみたい。こうして内外両面から

三 『事務官出席』問題について 四 現局面とわれわれの努力

Ⅱ われわれの反省

一 調査委員会中間報告について

二 自治会の諸要求と大学のあり方について

第二部 学園大改革の方向と問題点

問題のとりあげ方

Ⅲ 大学における学生の地位

一 大学の理念について

二 教授会自治の反省

三 大学自治の担い手としての学生Ⅱいわゆる「参加」の理念

四 「参加」の諸形態と範囲

五 学生施設の管理運営

六 「補導」概念の再検討

Ⅳ 大学自治と事務機構

一 大学における事務職員の地位

二 国立大学の二重構造

三 大学における国家政策の浸透

四 事務職員の自治への参加

V 新しい学園大像を求めて

一 統合問題の本質

二 統合推進上の問題点

新しい大学自治像の方向を探り、学園大改革の進路を考えた上で、われわれは統合Ⅱ新学園大の創造を語りうることになるであろう。

それゆえにまたわれわれの態度は、原理的でなければならぬ。われわれは今早急に大学改革の全体を論ずることはできず、しばらくは試行錯誤を重ねつつ自力によって新しい理念と制度を建設していくほかはないが、その過程で、たえず問題を理論的に検討し、新たな問題点を発見し、全学の教職員・学生の理性的討論を積み重ねていくことが不可欠である。以下、右のような視角で、われわれの所見を披瀝し、諸君の意見を求めたいと思う。

Ⅲ 大学における学生の地位

一 大学の理念について

大学という社会の性格をどう理解するか。最近内外での大学改革の動きにつれて、多様な意見が出てきたことは諸君の知るところである。性格規定の中心論点が、教官集団と学生集団の位置づけや相互関係にあることはいうまでもない。いずれにせよ、旧型の「大学共同体」(グマインシャフト)論が急速に退き、それに代わって、大学を研究・教育の一点での集合体とする「目的社会」(ゲゼルシャフト)論や、「連合社会論」などが提起されている。

大学が研究と教育の場である以上、その内実において共同体的結合関係が含まれざるを得ないものと、われわれは

考えているが、しかし同時に伝統的な共同体観が共同体の内部的対立の契機を認めようとし、無原則の一体論に基礎をおくものであって、まして旧師弟関係観のように、教える者と教えられる者との身分的上下関係を前提し、それからさらに制度的な管理・被管理の権利義務関係を導き出すものであるとすれば、現代の大学の現実においてもそれはすでに崩れているのみならず、理念的にも、真理追求の場たる大学にふさわしくないであろう。

われわれは、まず、そうした旧型共同体論から脱却すべきだと考えている。教官と学生(さらに後述する事務職員)は、その果すべき機能と地位に明確な相違があり、それを無視することは無責任であるが、同じ学園を構成するメンバーとしては、それぞれ独立の権利主体であると考えねばならない。このことは制度としての大学を、一種のゲゼルシャフトとみる立場に通ずるものであるが、しかし、このことは、大学を会社のような純然たるゲゼルシャフトと割切ることを意味するものではない。

目的社会論が、もし教官側の責任回避に通ずるとしたら、またあるいは教官団と学生団とを、企業における経営者と労働組合との関係になぞらえる見方につながるとしたら、それはわれわれの採らぬところである。大学の管理機構の中での教官と学生の位置づけと教育研究の場における教師と学生との関係は内的に密接な関連をもちつつ、しかも区

別さるべきものである。また人格的關係と制度的關係を混同し、癒着させてもならない。われわれが求めるものは自由な権利主体としての教授と学生同士が、学園研究という大学の使命に応じて、自由な連帯を結ぶ、新しい型の共同社会の建設である。

ゲマインシャフトかゲゼルシャフトかといった一義的な規定を大学に与えることは困難であり、かつ適当でないであらう。われわれが右のようなことを述べたのもここで大学の定義から出発しようというつもりではない。学生部問題その他われわれの当面する問題を解決するにあたってまず理念的に旧共同体観の幻想をみずから払拭すること、しかもそこから生ずる新しい問題点を冷静に認識することが必要だという意味である。抽象的な定義論争よりもわれわれの直面する問題に即して考え、それを理論のレベルまで高める努力をとおして、われわれの新しい大学の理念が定式化されてくるはずである。こうした視点での諸君との討論をわれわれは望んでいる。

二、教授会自治の反省

われわれは右に示唆したように、大学自治の担い手を教授会のみにおくような「大学自治」「教授会自治」という考え方をまず捨てるべきだと考える。もともとこの考え方は、いわゆる「東大パンフ」に見られたように、講座制ハイアラキーを原則とする旧制帝大において形成されていた伝

統的方式であって、本学のばあいはこのような典型的な形での「教授会自治」はかならずしも制度的に定着していたとはいえない。またそれは学部より形や程度の差はあれ慣行上の事実関係において、くずれていた面もある。しかしながらその思想は、横国大においても暗黙のうちに支配的な通念となり、大学の管理運営のあり方を大きく規定してきたことは、否定できないところである。

明らかに今日、大学の自治は、有形無形の政治的、経済的な外部の力の圧迫にさらされている。このような現実のなかにありながら、大学の管理運営にかんする一切の意思決定がすべて教授会の「自主的」な選択によってなされているが故に、「大学の自治」は守られているのだと考えるとするればその自治とは形式主義的な擬制、一種の自己欺瞞、そして実質上の自治の空洞化にはかならない。しかも、それが幻想であることを、みずから意識させないような精神的退廃が、「大学の自治」「教授会の自治」の思想から生まれやすいのである。前述のような形式主義的教授会自治万能論が、実質における自治侵害の事実をたいする鋭い自覚をよびよせる役割を果たしつつあるという側面に、われわれは目をつぶってはなるまい。それがいわゆる「国大協自主規制路線」として批判を浴びたことは、当然であると考えられる。

大学の自治を教授会自治に等置し矮小化することは、大

学におけるその他の構成員、すなわち学生と事務職員のもれぞれがもつ固有の権利と責任を、すべて教授会の自治に吸収包摂し、それによってこれら構成員を事実上の無権利状態に置くことを意味している。

こうして、三つの構成員相互の機能的結合ではなしに、三者間の管理・被管理、支配・被支配の身分的關係が成立し、かくて大学自治を担うべき新鮮なエネルギーと広い知恵をあえて減殺ないし圧殺する結果をもたらすことになる。教授会万能の思想は、無限責任即無責任の体制にも通ずる。そして実は教官層が本来果しえない責任まで引受けうるし引受けるべきだという錯覚によって、一方では教官に固有の研究と教育にかんする本質的な任務を事実上おろそかにする結果を招くとともに、他方では大学自治の担い手としての学生および事務職員の主体的能力を抑えることになる。

もちろんわれわれは、過去において教授会の自治が外部の力の介入から学園の自由を守る有効な働きだた事実を忘れることができない。そしてそのことが、憲法第二十三条条のように確固たる制度的保障を獲得し、教育の人事権と身分保障や、研究・教育の内容・方法の自己決定の原則を制度化している点を、高く評価し、これを守り抜かねばならぬと決意している。教授会万能主義の破綻から直ちに教

授会自治の意義と役割を全面否定するような無責任な清算的見解には、われわれは組すべきでないと思う。教官は職業的研究者、学問上の先輩として、研究・教育を使命とする大学の基本的意思決定とその執行に責任をもたねばならない。そのために、人事や単位認定や予算配分の大綱などにかんして責任を負い続けるべきであらう。われわれが斥けるべきは、教授会万能の幻想、その特権的な制度化と意識にはかならない。

われわれは以上のような反省の上に立って大学自治にかんする旧来のあり方に根本的な再検討をくわえたい。大学は教官と学生と事務職員三者によって構成され、三者はそれぞれその機能と立場の相違にもかかわらず固有の権利と責任をもつという意味において対等であり、ともに大学自治を担うものであるとする基本原則をまず確認する。『工学部見解』撤回の意味もそこにあるのである。

学生・職員の新たな地位と権限を考えつつ、従来あいまいであった教授会の権限と責任を具体的にどう明確化するのか、さらに教官自体の内部においても、従来から存在する教授中心の身分的階層制をどう打破し、また教授会と教官個人との関係、学部教授会と全学の意思決定との関係をどうするか等々、具体的な問題点はいへんに多い。今後、全学的な討議と実験のなかで、われわれはそれを逐次解決していくことを提唱する。

学問的創造活動にとって、まさに本質的なものといえる。たんなる研究機関と異なる大学における学問研究が、独自の創造的發展をとげうるとすれば、批判的協力者としての学生が、そこで果す役割は決して小さなものではないのである。

このように、学生が、研究・教育という知的行動の内在的要因として積極的な地位を占めるものであるならば、研究・教育の自由な発展を目指す大学の管理運営についても、当然に一定の発言権をもつべきであらう。

とくに、ひとたび確立された管理運営の制度は、およそ制度に内在する性格からして、とかく硬直化しやすい。また教官にとって、管理運営の仕事は、やむをえざる『雑務』視され、まず旧来の慣行に従うのが無難だとする保守的傾向も存在する。さらに専門科学の業績によって選任される教官は、必ずしも管理運営の仕事に適任とはかぎらず、また政治・社会情勢への広い視野と外部の力の介入にたいする鋭い感覚を特に具えているとは、かぎらない。このような場合、若く感受性の豊かな学生諸君の存在は研究教育体制のたえざる改革に大きな刺激となりうるし、自治と自由の擁護に新鮮なエネルギーを提供することができよう。そしてまた『参加』は、学生諸君の内発的欲求でもあるはずである。学生にとって大学生生活は、生涯における知的活動をささえる科学的・批判的な主体的能力を培う上で、

三 大学自治の担い手としての学生『いわる』 『参加』の理念

大学の使命と目的は研究と教育の創造的發展にある。大学の自治はそのための手段であり、研究教育体制の民主化のための制度的保障であって、それ自体が自己目的なのではない。学生が大学自治の担い手でなければならぬという要請も、大学における研究と教育の本来的性格に由来するのである。

一般に、教師は『教える自由』(レールフライハイ)を、学生は『学ぶ自由』(レルンフライハイ)をもつという場合、それはたんに学者が知識を『授け』後者がこれを受けとる、という関係をいうのではない。それは大学での学問は真理にたいする主体的欲求以外のいかなる力や規範にも拘束されないということの、教師と学生の両側面からの表現と見るべきであらう。教師の立場と学生の立場は決して均質のものではないが、大学における研究と教育の本質的不可分性ということは、教師の側についてのみでなく、学生にとってもまた真実である。大学とは『学ぶこと』を学ぶところ、だといわれ、真理は教えられるものでなしにみずから学びとるものとされるように、大学における教育は、学問研究を通じての教師と学生との間の知的・精神的緊張のなかではじめて成り立つのであり、この緊張関係のなかでの学生の主体的・批判的機能は、大学における

きめて重要な期間であり学生生活を学問研究とそのための諸条件の確保とに投入することが学生としての当然の要求でもあるだろう。

このような意味において、学生は、大学の不可欠の一機成員であり、大学自治に『参加』する権利と、それに伴う責任をわかつものである。

四 『参加』の諸形態と範圍

しかしながら、『参加』の形態については、まだ明確な範例があるわけではない。教官・学生・事務職員の三機成員がともに大学自治の担い手として大学の管理運営に権利と責任をわかつものとしても、この権利と責任の分担のしかたは、三者が大学自治のなかで果たすべき、かつ果たしうる機能の差異に基づいて決定されるであらう。学生の『参加』についても、なお検討されるべき多くの問題が残されていること、もちろんである。われわれは、さしあたりわれわれの考える基本的な諸形態や問題点の提示を試みたい。それは今後諸君との討議の手がかりとするためであり、われわれとしては何より期待するものは学生諸君自体の積極的な提案と相互討論にはかならない。

参加の形態には、大きく分けて、(1)共同決定的参加と、(2)対立的参加の二つがあると考えられる。学生の『参加』がさきに述べたように、研究・教育活動における内在的要素としての、学生の地位に由来するものであるとすれば、

そのかぎりでは、共同決定的参加が原則とされなければならないであろう。しかし同時に、学生は内在的ではあるがまた「批判的な」存在であるところに、とくに積極的な意識をもつものであるから、その意味では、形態の上ではむしろ対立的参加が主要な側面となるであろう。

(1) 大学の最終意思決定機関に学生が議決権をもつ正規のメンバーとして参加し、共同決定をするという方式は、形の上では最も完全な「参加」と言えよう。狭義の参加としては、この形を考へる場合がしばしばあり、欧米でもすでにかなり試みられている。

しかし研究・教育を主体とする大学管理の基本的事項は、教官がその専門的知識と判断力に基づき固有の責任において決定すべきことであって、その点で十分な責任負担能力をもちえない他の構成員がこの分野で共同決定に加わることは、執行上の責任の所在を不明確にするおそれがある。かつ、教官と学生がそれぞれ集団として立場と利害関係を異にする場合には、共同決定方式は、かえって学生の意思の反映を實質的に阻害する結果になりうる。

ただし、最終決定にいたる意思形成過程における各種委員会に学生がメンバーシップをもつことはそれら委員会の扱う問題領域に応じて、検討されるべきであろう。

なお、学長、学部長等の管理責任者の選出にかんしても、何らかの形の学生参加が考えられるが、この場合にも、論

理的には選出に参加したいということ、それに伴う共同責任との関係という問題が、事前に考慮されておかねばならない。

(2) 学生の参加は、大学の意思形成過程の種々の段階において問題領域の性質に応じて、(1)意見聴取ないし諮問(口)交渉ないし協議などの形態をとることができる。

(3) 広義の「参加」の一形態として、問題領域によっては、「抵抗権」または「拒否(異議申立て)権」を認めることもできよう。しかし、この「抵抗権」や「拒否権」がどういう形で発動されるのかという点では、いろいろむずかしい問題がある。

まず、交渉・協議等の形で、学生が意思形成過程に参加し、学生の総意が最大限に反映されることが制度上保障されているような問題についての最終決定が、なお「抵抗」または「拒否」される場合があるとすれば、それは交渉・協議の段階に不十分などがあったことを意味すると考えなければならぬまい。それでもなお、大学の最終的な決定にたいして、たとえば「国交」や、ストライキという形で「抵抗」や「拒否」が行なわれることを頭から否定するべきものとはわれわれは考えていない。しかし、このような行為は、論理的には「参加」そのものの否定に導くものであるから、これを学生に固有の権利として制度化することには問題がある。

まず「国交」についていえば、教官と学生の関係は、雇

用関係ではなくまたバーゲニングの前提である互換の関係も存在しないから、われわれは労働法上の国交が教官と学生の間に成立するとは考えない。また「大衆国交」という言葉には用語上の慣例から言って矛盾があるといえるであろう。しかし実定法の問題としてでなく、創造過程の大学自治像の一環として、全学(ないし学部)集会としてのいわゆる大衆国交を既存の法概念のみから否認すべきではないと考へる。むしろ必要に応じ、教官と学生との大衆的コミュニケーション、大衆的直接民主制の場として積極的にこれを肯定してよいと考へている。ただ国交はあくまでも理性的討論による交渉の場として、一定のルールが確立されるべきである。

いわゆるストライキ(授業ボイコット)については、これが学生の抗議や抵抗の意思の大衆的、組織的な表現として一定の意味をもちうることを、われわれは否定しない。しかし、この場合には、調停ないし仲裁のための適当な機関等が用意されていなければ、たんなる力と力の対決という形になり、かえって問題の本質的な解決をさまたげる場合のあることを考慮しなければならないであろう。

いずれにせよ、われわれとしては、既成の枠にとらわれることなくしに多様な形態を多様な対象領域ごとに駆使し組み合わせ、本学独自の創造的方式を真剣に追求していく

べきだと考へている。

なお「参加」に当って留意すべきこととして学生団体(自治会、その他学生集団、サークル等)のあり方について、一言しておきたい。学生がみずからの団体をつくって、大学と交渉しあるいは参加することは、独自にして固有の権利であるが、当然そこには学生の総意を形成集約すべき民主的自治機能が働いていなければならない。またそのルールが公開されていることが必要であろう。さらに学生集団の立場と学生個人の立場いわゆるマイノリティ・ライト(少数者の権利)の問題などが十分に配慮されていなければならない。こうした点は、大学自治とともに担うものとしての教育、事務職員、学生の三者に共通に要請されることであり、そうした条件の下ではじめて、三者の理性的な相互主張と相互批判が衰りあるものとなりうるであろう。

五 学生施設の管理運営

ここで、学生施設とは大学としての正規の研究・教育活動以外の目的のために、学生の利用に供せられる施設を意味する。それには、サークル室、学館のような一部教育施設の意味をもつものもあるし、学寮のように学生の私生活が営まれる厚生施設もある。

これらはいずれも、国立大学においては国有財産であり、国有財産法ならびに文部省所管国有財産取扱規程などの法

規に拘束されるものであることは言うまでもない。

一口に広く固有財産といってもそれぞれの施設はその目的に応じて管理運営されるべきであり、その実質上の管理をどうするかは、法の精神に即して大学の内部で決定すべきことであろう。例えば研究室、教室等の管理運営は当該学部の教授会が責任を持つべきであるように、学生施設は、それを利用する学生自身の手で責任をもって、運営されるのが当然である。それは学寮のような厚生施設の場合もより、サークル室のように一部教育施設の意味をもつものについても、大学での研究・教育が学生の自主的主体性を不可欠の要因とする以上、同様と考えてよいであろう。

この点では、学寮についてのいわゆる「〇管規」や学館についての「国立大学学生会館設置計画要項」(昭和三十四年三月一日)のように、公法上のいわゆる營造物理論を適用して、文部省が大学施設の実質的管理に介入すること、まして、法的拘束力をもたないたんなる「作成例」の実施を、新寮建設の予算交付の交換条件にすることにたいしては、われわれは賛成できない。事実、こうした介入が全国各地の大学に混乱を生じさせているのである。

いわゆる、負担区分・通達にも問題があるとわれわれは考える。われわれは、寮生個々人の独自に営む生活にかかる経費は各自が負担すべきものと考えて、大学にはそれそれ永い慣行があり、それを国が一片の通達で一律に規制

介入すべきではない。われわれは寮生の経済的負担をできるかぎり少なくしてゆきたいと考える。ただ、現実にはすでに寮関係に大学の他の予算が大きく割かれている実情は、諸君も知っているであろう。われわれはそれをやむをえないものと考えて、今後寮外生をも含む学生全体が納得できる線を、学生諸君自身も考えて、われわれと話し合って問題を解決してゆきたい。

学寮、学館などの学生施設の管理運営は、明確に法の制約がある事項を別として、実質的にこれを学生の運営委員会に一任しても大学として支障はないであろう。学生諸君のなかには、統合にさいして、学生の自主活動の規制が強められるという不安があるようであるが、われわれはこれまでの慣行をまげることとはしない。

いうまでもないが、学生施設の自主的運営については、それに伴う重大な責任の自負、学生の総意を反映する制度的保障、合理的客観的ルールと規律などについて、学生諸君が自主的に責任ある体制をつくりあげていくことが必要である。

六 補導、概念の再検討

学生部問題から明らかになったことのひとつは、学生補導は大学の当然の任務とする考えに基づく補導組織が、外部からの治安対策的介入の足場になりつつあったという事実である。われわれはこれまで、暗黙のうちに自明のもの

としてきた補導概念そのものについて反省し、これに根本的な再検討をくわえる必要がある。

補導という考え方の前提には、学生を、修業中の社会的未成熟者とし、教師という後見人によって指導されるべき対象と見る思想いわゆる「後見者理論」ないし「親代り理論」があるといえよう。さらにこの思想の根底には、第一に教師は学生に対して、全人格的指導を行なうべきだという考え、第二に、教授会は、学生固有の権利と責任を肩代わりするという過剰保護者意識に根ざした教授会自治万能論がひそんでいる。

教官はあきらかに研究教育の専門的分野において、学生を指導する立場にあるが、それは学問のレベルを通じてであって、それを安易無批判に拡張して、全人格的指導におきかえるべきではない。一般的にいうと教師は当然に、学問上のみならず豊かな人生経験と広く深い洞察力をもっているはずである。そのかぎりにおいて指導的立場にあることはいうまでもないが、そうした学問上、人生上の権威は、後見者としての「権力」と混同するべきではなく、あくまでも教師と学生との個人的人間的接触のなから、自然ににじみでるものにすぎない。

ましてそれを、教授会という機構の権限とすることは、学生を学生自治の自立した担い手と見ない考えであり、さらにはそこから補導のための独自の組織をつくることは、

この考え方を制度化することである。研究と教育の場を通じて、おのずから何らかの人格的影響を与えるという事実が多く見られるし、われわれも教師としてそれを願うけれども、そのことは、制度としての補導を正当化する根拠とはなりえない。むしろ制度としての補導をきっぱりと否定することが、かえって教師と学生との間の純粋な人間的信頼関係をはぐくみ、強めることになるであろう。

現実には、制度化された補導は個人的人間的指導から学生「集団」にたいする組織的補導へと移行し、学生運動の昂揚に伴い、政治情勢を反映して、しばしば学生対策あるいは自治会対策、さらには治安対策の様相を帯びることになった。こうして本来はガイダンスとして発足した補導概念は、いつか変質していった。

補導概念のこのような方向への傾斜に対する危惧は、本学には以前から存在した。それが、本学が学生部設置を全国立大学中最後まで躊躇した理由であったし、設置時にも補導は各学部教授会が当ることとし、学生部運営に対するチェックの評議会申し合わせとなった。しかし、その場合でも、上述のような補導概念の明確な認識を欠いたまま、大学の自治・教授会の自治という思想を暗黙の前提において、教授会ないし教官による補導という後見者理論的思考を脱け出せなかった。

われわれは従来半ば無意識的にとってきた学生補導の考

え、すなわち(1)学生補導は必要である、(2)ゆえに補導の組織が必要である、(3)補導は教官(教授会)が行なうべきものであるとする考えは、棄て去るべきであろう。

大学に補導体制が敷かれているかぎり、教官と学生が大学自治の共同の担い手として、それぞれ権利を主張し責任をわかつという考えは成立せず、共に学び共に大学を守る者としての連帯感も生じたいであろう。また学問を通じての真の人間の接触はかえってゆがめられるであろう。人間の信頼関係は権利関係と混同すべきではない。ましてそれが制度的な管理・被管理関係、身分的な上下関係に転化するような傾りが、大学のなかにあつてはならない。

なお、現在の大学で、補導がこれほどに体制化されてきたについては、教師の側における後見者意識と同時に、率直にいうと学生の側にもこれに対応する、被保護者意識が根強く存在しているという事情がありはしないか。もしも学生諸君の要求が、教授会によって保護される権利、あるいは保護されたなかでの自治の権利に通ずるものであるならば、それは大学自治の担い手たる資格の欠如を意味することはいうまでもない。

本学では、補導概念への漠然たる危惧から、補導委員会という名称を、学生生活委員会などに改めようとする提唱もかつてあった。理念的には、前記後見者理論を廃棄し、かつ実際的には、従来、厚生補導と一括してよばれてき

た諸機能を明確に分離することが必要であり、新しい理念に立って具体的な問題を個別に解決してゆかねばならないであろう。

IV 大学自治と事務機構

一 大学における事務職員の仕事

これまで大学においては、率直にいうと事務職員は不当に取り扱われ、疎外されてきた。教官側にも、ときには学生側にも、意識的無意識的な事務蔑視、少なくとも事務軽視がなかったとはいえない。大学のなかでも事務職員は、その役割が十分に評価されず、大学自治の担い手としての正当な地位を与えられていない。

これは、大学が研究・教育の場であり、本来的に教師と学生の集団であることにもよるものであり、かつ歴史的に見ても、事務の比重が大きくなかったためにもよるものであろう。しかし、現実今日の大規模な大学は、ひとつの巨大な組織体であり、大量の事務職員の活動なしには存立することができないのである。それは大学が旧西歐型から米ソに代表される現代的型に、拡大発展するにつれ、世界的に注目されつつある事実なのである。学問の進歩が研究・教育の大規模化や集団化をもたらし、その管理運営の重要性が、大きく浮びあがっているにもかかわらず依然として教授会万能の古き大学観が、事務職員を大学における正当な権利主体たる地位から疎外している点に、われわれは大きな反

省をくわえなければならぬ。いやしくも大学のなかに無権利状態の人びとの存在をゆるしておくことはできない。

職員もまた大学構成員として、固有の権利、固有の立場をもって大学自治に参加すべきである。これが、事務職員についてわれわれが確認したい第一の原則である。

二 国立大学の二重構造

事務職員は、大学に不可欠の構成要素であり、自治担い手のひとつであるが、同時に他方、とくに国立大学については、事務職員は国家行政組織の一環として、その内部に包摂されている側面を見のがすことはできない。これが第二に確認すべき点である。

自治の担い手でなければならないという要請と国家行政組織の内部に編み込まれているという現実との間のジレンマは、いわば国立大学の二重構造に基づくものであり、このことは、ひとり事務職員のみでなく、教官もまた同様である。

教官も教育者、研究者であると同時に国家公務員である。大学の自治と国家の手による管理という二重の規定は、もともと国立大学がもつ制度的矛盾であり、教授会もこれから免れてはいない。この矛盾は、それをたえず意識する緊張感が不足するとき、とくに政府の政治的方針が大学への介入を志向するようとき、大学自治を危うからしめるものとして顕在化するであらう。

ただ、従来はこの矛盾を教授会自治という形で一応解決しようとしてきた。教官の人事と身分保障、学長・学部長等管理者の選出、研究・教育内容や方法の決定などについては、大学の自主決定が尊重され、国家による介入を避ける慣行が制度化されている。これは、大学の自治を狭義の学問の自由におき、その担い手を学問に携わる教官の自治に限定する考え方によるものであろう。これは大学の歴史がわれわれに残した貴重な遺産の一つではあるが、同時にそれが教授会の万能と特権化の意識を生み出し、教官がそれに安住する傾向をもたらす点を、われわれは見逃がしてはならない。

戦後わが国の国立大学の自治は右に述べた教授会自治の点ではいくつかの制度的保障を得たが、他面、財政自主権の欠如など重大な点でいまだ数々の欠陥をもっている。事務職員の地位はその大きな一例である。事務職員は、国家公務員としての枠もきびしく、かつ職階制による整然たる命令系統の下に置かれている。とりわけ上級事務職員の人事は、文部省に掌握されている。

自治原則に立つ大学の構成員たる立場と、右のような国家行政機構の一員たる立場との二重性格は前者の立場が制度的に保障されないとき、どうしても権力への傾斜をしめす官僚機構の体質のほうが強められるであらう。自治への積極的参加の姿勢がうすれ、国家行政の大学自治への権力

介入のバイパスたる役割をはたす傾向を生みやすい。

三 大学における国家政策の浸透

われわれは、国家を単純に危険な悪とする立場をとらない。しかし、国家といっても現実には、それはときの政府であり、それは今日の政党政治の下では、そのときの国会で多数を占める特定政党の政策によって動かされている。現に文部大臣はほぼ歴代、特定政党の党員であって、その政党の方針によって文教政策を実施している。これにたいして大学の研究・教育は、いわゆる百年の大計の下に真理追求のみを目的として行なわれなければならないものである以上、ときの政府や与党のいかんにかかわらず政府の力の直接介入に批判的でなければならない。憲法第二十三条や教育基本法第十条は、こうした諸点を考えて定められた根本原則にほかならないし、大学自治の原則が定められてゐるのもそのためである。教育行政は、教育目的遂行に必要な「諸条件の整備確立」を目標にせねばならず、文部省はそのためのサービス機関として活動するというのが、戦後民主教育の原則であった。

しかしながら、調査委員会中間報告にも見られるように、当面の政治的情勢に対応しようとする政党政府の施策は、しばしば直接的な形で大学に影響をおよぼすこととなる。本来条件整備のためのサービス官庁であり、そのかぎりでの「指導・助言」(文部省設置法五条第十八号)官庁である

る文部省も、予算と人事の二面でもつ力を背景にし、行政官僚機構をとおして、実質的に大学自治の内部に介入することになりやすい。およそ現実の政治や行政の世界では、憲法、教育基本法等の上位法規よりも、それに淵源する各種の下位諸法令、さらに法令ですらない通達のような強い力に実態を動かしやすい。文部行政においても、たんなる参考意見であるはずの「指導・助言」が事実上の「指導・監督」に逸脱しがちである。○管規のごときもその一例であろう。とりわけ政治情勢の動きから政府を通ずる政党の圧力がはげしくなるさいには、こうした傾斜が一層強まる。それは過去の歴史に照らしもしばしば起き、きわめて不幸な結果を生みだした。今また現実にもそうした動きが見られつつあることに、われわれは大きな不安を感じざるをえない。

われわれは文部省にたいして、政党からの圧力に屈せぬ姿勢を保ち、時の政治情勢に動かされず、教育基本法第十条の精神に基いてサービス機関としての本来の機能に努めてほしい、と強く要望するものである。同時にわれわれは教官はもとより事務職員諸氏が、大学の構成員としての自覚と誇りに徹して、外へではなく内へ、常に顔を向ける努力をなすべきだと考える。

四 事務職員の自治への参加

本学の多数事務職員は日ごろ地味な仕事に献身的な努力

を払っている。特に現在、事務封鎖という異常事態によって職場を占拠されて不備な条件におかれていながら、なお大学機能の維持に努めているのである。

このような大学にとって不可欠の機能をになっている事務職員に正当な位置づけを与え、新しい大学自治の建設に積極的に協力貢献できる体制を創ることは、大学にとって重要な課題である。事務職員みずからその果たすべき機能の特質に基づき、固有の権利と立場で、大学自治に参加する道を拓くべきであろう。

われわれとしても事務職員のおかれている困難な事情を十分に考慮しつつ、なお積極的に事務職員を大学自治の正当な担い手として位置づける具体的方策を探索しなければならぬ。

今日の巨大複雑化した大学にあっては、教授会が研究・教育のほかに管理・運営上のすべての仕事を背負いこむ教授会万能思想は、事実においては破綻している。両者はこれを分離して、教授会は、学生施設について学生の運営にまかせるのと同様、管理運営事務の権限を事務職員に委譲して行くのが、将来の正しい姿であろう。ただ現状では、管理運営の分離独立は、大学への外部の力の介入を容易にする危険が大きい。事務職員が大学自治について正当な権利と責任をもち、制度的にも大学への帰属が保障されるようになるにつれて、こうした分離が大学自治と両立する合

理的制度となるであろう。理想的にいえば、事務職員についてもまた、教官と同様に人事の実質的な大学による自主決定の権利が与えられるべきである。

○越村恒三郎教授の学長代行就任の辞

昭和四十四年の学園大紛争のさなか、水戸部正男教授からバトンを引き継いで学長代行に就任した越村教授は、左記のような就任の辞を発表した(横浜国立大学「学報」昭和四十四年九月十日付より)。

学長代行をお引受けするにあたって

一九六九年九月四日 越村恒三郎

わが横浜国大の頭上には、ダモクレスの剣がふるまわされています。危機というほか言いようがありません。

この大学を廃校にみちびくことは、民主主義のトリデを掘りくずすことを意味します。

一致して望みさえすれば解決は即座にえられるのです。勇気をふるってたたきさえすれば重い扉も開かれましょう。全学のみなさん！ いまこそ力と心を合わせて外からの圧力を押し、内ではドラスタチックな改革を推進して、真理探求のゆるぎない場を創り出すために努力しようではありませんか。

○「確認書」

学園大紛争の終結として、大学と学生代表とのあいだに取り交された「確認書」は下記のとおりである。

確認書（一九六九年十二月二十七日）

横浜国立大学長事務取扱	越村信三郎
教育学部長	河村十寸穂
経済学部長	長洲 一二
経営学部長	清水 新
工学部長	田口 武一
教育学部横浜分校主事	宮田 直憲
経営学部夜間学部主事	河野 五郎
経済学部夜間学部主事	小栗 遼
工学部夜間学部主事	
横浜国立大学	
全学学生自治会統一代表団代表	種埜 建夫
経済経営学部学生自治会委員長	清 崎一郎
学芸学部学生自治会委員長	中村 肇悟
工学部学生自治会委員長	奥村 欽一
分校学生自治会委員長	嶋田 光道
経済経営学部第二部学生自治会委員長代行	佐藤 完治
工学部第二部学生自治会委員長代行	内山 孝道
一 大学の管理運営の民主化	

されるべきである。「〇管規」「学館設置要項」は文部省が大学施設の実質的な管理運営に介入することであり、われわれはこれを認めることはできない。また「負担区分」についても、文部省が一片の通達で全国の大学を一律に規制すべきではないと考える。学寮、学館などの学生施設の管理運営は明確に法の制約がある事項は別として、実質的にはこれを学生に一任する。

二 学生の権利の保障

(1) 学長、学部長、分校主事、二部主事および学生部長は、各単位自治会のいずれか、あるいは二以上が協議ないし交渉を要求し出席を求めたときは、これに応ずる。この協議ないし交渉は原則として公開する。

交渉団体の構成員会員の参加を前提とする交渉を要求し出席を求めたときにも、これに応ずる。具体的ルールについては、今後協議して決める。

(2) 学生の総意に基づいて集团的投票放棄（「ストライキ」が行なわれた場合、教官は処分や授業強行によってこれに対処するのではなく、これを行なうにいたらしめた原因を排除しよう努力する。（なお、「ストライキ」の概念のなかには、占拠、封鎖その他の暴力行為をふくまない。）

(3) 学生の自治活動は他の構成員の権利の侵害、施設の損傷等をともなわないかぎり、自由であり、これを保

(1) 大学当局は、いわゆる「大学の自治」「教授会の自治」という考えを廃棄し、「工学部見解」を白紙撤回する。

(2) 大学は教官、学生、職員三者によって構成され、三者はその機能と立場の相違にもかかわらず、それぞれ固有の権利をもち、それぞれが大学の自治を守る責任ある主体として、ともに大学の自治を担うものであるという基本原則を確認する。

(3) 教官、学生、職員の意思を大学運営に正しく反映させるため、全学的な協議機関を設置する。この機関は、教育、研究、管理運営にかかわる相互に関係ある重要事項につき、三者のいずれかが提起した場合、これについて協議・交渉する場であり、ここで合意に達した事項については、評議会、教授会等の審議・決定機関において尊重される。この協議機関の性格、構成、権限等について早急に準備委員会を設けて検討する。

(4) 学長の選出には、なんらかの形の学生参加を認める。その具体的な形態については今後検討する。

(5) 評議会・教授会は、その議題および決定事項を原則として公開する。

(6) 大学の予算、および決算の具体的周知方法について今後検討する。

(7) 学生施設（学寮、学館、サークル室、自治会室等）は、それを利用する学生自身の手で責任をもって運営

障する。この観点から施設の使用、集会、掲示などにかんする現行の諸手続、諸規則を学生と協議して改める。

(8) 学生の自治活動を対象とする処分は行なわない。その他についても教官側による一方的処分は行なわず、現在の処分制度は学生と協議の上、根本的に再検討する。

なお、今回の「ストライキ」については、処分を行なわない。

三 学舎統合について

(1) 保土ヶ谷地区への統合計画のこれまでの立案過程において、学生の意思が充分に反映されてこなかったことをまとめ、統合について全学の意思を反映させるための協議機関を設ける。

(2) 四十三年十二月中村前学長による「現在の段階において統合推進における学生と教官との基本的一致がみられないので、十二月の配置案の提出は中止する」との確約を再確認する。

配置案は現在白紙の状態にある。

四 学生部問題について

(1) 学生部長は今後とも教官が兼任する慣例を保持する。

その選考過程には学生の参加を認める。

(2) 学生部廃止の基本方針を堅持し、終局的には、大学

がすべての人事権をもち、教職員・学生の意見が充分反映される厚生のための部局をつくるべく努力する。学生部廃止にいたるまでの暫定案は、今後学生と協議して決める。

(5) 学生部問題調査委員会の本報告を検討して、他大学への第二次アピールを早急に作成し、公表する。

(6) 学生部予算は公開し、そのうち学生関係の予算の配分は、協議機関を経て、学生間の協議に基づいて決定する。

五 大学当局は焼失施設の復旧、その他厚生福利施設の充実に努力する。

六 授業の内容、方法、カリキュラムについて、学生の意思を反映させる具体的方策を検討する。

七 機動隊、ロックアウト問題

(1) 「大学紛争」の解決は大学構成員の自主的努力によって行なわれるべきであり、原則として外部の力(警察力等)に依存することはない。

(2) 火災、盗難、傷害等の刑事事件にともなう警察の学内立入りが問題になる場合でも、できうるかぎり学生自治会と連絡をとるなど、大学自治の侵害にならぬよう万全の措置をとる。

八 自衛官、警察官の入学問題

(1) 自衛官、警察官の派遣入学は、派遣母体の性格が学

術研究の府としての大学の基本的性格となじまないの
でこれを拒否する。

(2) いわゆる個人入学については、望ましい教育環境を確保し、大学自治をまもるといふ見地から個々の場合について慎重に判定する。

九 「大学法」問題

(1) さきの評議会決定に基づく前学長代行声明、各教授会声明、評議会確認に明らかなとおり、「大学運営臨時措置法」には基本的に反対である。

上記のうち、一：(1)、二：(2)、八：(1)の三項目については、工学部教授会で未承認であるが、今後承認された場合は、評議会の承認があったものとする。

了解事項

(1) 確認書(1)について

協議機関への職員の参加の方法については今後検討することとし、さしあたり教員、学生の二者により準備委員会を発足させることができる。

(2) 同二全体について

体育会の問題については、本二項の精神に基づいて、今後学生と協議する。

(3) 同四全体について

学生部問題にかんする大学当局の謝罪と文部省にたいする抗議文のことについては、学長代行が全教官を

代表して、何らかの形で所信を表明する。

○ 清水ヶ丘地区封鎖解除

昭和四十四年十月、機動隊導入による清水ヶ丘地区の封鎖解除に当たっては、下記のとおり、立入禁止の通告と、学長事務取扱ならびに三学部長・分校主事の連名による告示が出された。

立入禁止

構内整理のため、本学教職員および特別に許可された者以外は、当分の間本学構内に立ち入ることを禁ずる。

昭和四十四年十月二十九日

横浜国立大学学長事務取扱 越村恒三郎

告 示

一、本日午前九時、警察力の協力のもとに清水ヶ丘キャンパスの封鎖を解除した。

二、大学はこれまで、全共同の諸君による自発的な封鎖解除を求めて、なしうるかぎりの努力をはらってきた。一方、各自治会は封鎖解除を決議し、また全学集会をとおして大学と自治会統一代表団との間で「確認書」が承認され、この線にそった大学改革が推進されることになった。今やキャンパスの封鎖占拠は、大学改革を妨害するのみならず、大学そのものの崩壊をもたらそうとしている。大学は、封鎖解除のあらゆる手段を検討し、追求した上で、やむをえぬ必要事として本日の措置をとった。

三、もちろん本日の封鎖解除は、真実の紛争解決、真実の封鎖解除のための経過的な一歩にすぎず、今後の大学改革のための出発点の一つにすぎない。大学は、大学の問題は大学構成員の理性的、自主的な努力によってのみ解決されとの原則を堅持している。

四、九カ月にわたる封鎖の結果、キャンパス内の荒廃は極度に達している。目下教職員全体が応急の保全と復旧の作業に従事している。この緊急異常事態の現在、ただちに多数の学生諸君が構内にはいることは、いたずらに不測の混乱や危険を招くおそれがあるので、入構はいましばらく待ってほしい。

五、キャンパス内の復旧のめどがつき次第、早急に大学の機能を再開する予定である。

昭和四十四年十月二十九日

横浜国立大学学長事務取扱	越村恒三郎
横浜国立大学教育学部長	河村十寸穂
横浜国立大学経済学部長	長洲 一二
横浜国立大学経営学部長	清水 新
横浜国立大学教育学部横浜分校主事	宮田 直憲

自然分野						社・自共通			人・社共通					
その他			科学技術史	統計学	数 学	その他			その他					
一般化学	一般物理学	科学史				生活科学B	生活科学A	自然地理学	文化人類学	教育学	地理学	外国史学	日本史学	
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	
通	通	通	通	通	通	後	前	通	通	通	通	通	通	
一 〜 四	一 〜 四	一 〜 四	一 〜 四	二	一	一 〜 四	一 〜 四	一 〜 四	一 〜 四	一 〜 四	一 〜 四	一 〜 四	一 〜 四	
四	四	四	四	四	四	二	二	四	四	四	四	四	四	
田坂中入隣師	高野敦授	藤村助教授		横山隣師	塩垣大原隣師 塩垣大原隣師 塩垣大原隣師	久保助教授	臨田教授	谷治助教授	菊村地武隣師	野垣助教授	堀永野隣師	小野吉島村助教授	有松龍光泉尾地助教授	
			休職		四三二一								一	

授 業 科 目	体 育 概 論	保 健 衛 生 論	体 育 実 技	体 育 実 技
時 間 配 分	二	二	二	二
授 課 方 法	講 義	講 義	講 義	講 義
履 修 単 位	一	一	一	一
担 当 教 官	佐 野 謙 師	森 田 謙 師	安 仲 藤 助 教 授	川 口 藤 助 教 授
組	一	一	一・四	二・三
備 考	必 修	必 修	必 修	必 修

自然分野				
その他				
自然科学概論	一般地学 B	一般地学 A	生物学 B	生物学 A
二	二	二	二	二
通	前	後	前	後
一 一 四	一 一 四	一 一 四	一 一 四	一 一 四
四	二	二	二	二
鈴木 隣師	高橋 教授	鹿間 教授	高橋 生藤 助教 教授	遠山 海 隣 教授
—	—	—	—	—

[illegible][illegible]

昭和四十六年度カリキュラム改訂後の経済学部の特設科目
(昭和四十九年度閉鎖のもの)

貿易学科基幹科目群											経済学科基幹科目群											授業科目				
ソ	ア	フ	西	国	国	産	国	世	財	経	経	経	日	労	金	経	日	経	社	計	財		経	経	経	授 業 科 目
ヴ	ィ	メ	欧	際	際	金	衆	経	政	経	経	日	本	働	本	政	本	会	会	政	政		経	経	経	
ィ	ニ	リ	経	経	経	経	経	経	学	策	策	経	経	経	政	政	会	会	会	会	会		会	会	会	
ニ	ト	ア	カ	経	経	経	経	経	学	策	策	経	経	経	政	政	会	会	会	会	会	会	会	会		
経	経	経	経	経	経	経	経	経	学	策	策	経	経	経	政	政	会	会	会	会	会	会	会	会		
経	経	経	経	経	経	経	経	経	学	策	策	経	経	経	政	政	会	会	会	会	会	会	会	会		
経	経	経	経	経	経	経	経	経	学	策	策	経	経	経	政	政	会	会	会	会	会	会	会	会		
経	経	経	経	経	経	経	経	経	学	策	策	経	経	経	政	政	会	会	会	会	会	会	会	会		
経	経	経	経	経	経	経	経	経	学	策	策	経	経	経	政	政	会	会	会	会	会	会	会	会		
経	経	経	経	経	経	経	経	経	学	策	策	経	経	経	政	政	会	会	会	会	会	会	会	会		
経	経	経	経	経	経	経	経	経	学	策	策	経	経	経	政	政	会	会	会	会	会	会	会	会		
経	経	経	経	経	経	経	経	経	学	策	策	経	経	経	政	政	会	会	会	会	会	会	会	会		
経	経	経	経	経	経	経	経	経	学	策	策	経	経	経	政	政	会	会	会	会	会	会	会	会		
経	経	経	経	経	経	経	経	経	学	策	策	経	経	経	政	政	会	会	会	会	会	会	会	会		
経	経	経	経	経	経	経	経	経	学	策	策	経	経	経	政	政	会	会	会	会	会	会	会	会		
経	経	経	経	経	経	経	経	経	学	策	策	経	経	経	政	政	会	会	会	会	会	会	会	会		
経	経	経	経	経	経	経	経	経	学	策	策	経	経	経	政	政	会	会	会	会	会	会	会	会		
経	経	経	経	経	経	経	経	経	学	策	策	経	経	経	政	政	会	会	会	会	会	会	会	会		
経	経	経	経	経	経	経	経	経	学	策	策	経	経	経	政	政	会	会	会	会	会	会	会	会		
経	経	経	経	経	経	経	経	経	学	策	策	経	経	経	政	政	会	会	会	会	会	会	会	会		
経	経	経	経	経	経	経	経	経	学	策	策	経	経	経	政	政	会	会	会	会	会	会	会	会		
経	経	経	経	経	経	経	経	経	学	策	策	経	経	経	政	政	会	会	会	会	会	会	会	会		
経	経	経	経	経	経	経	経	経	学	策	策	経	経	経	政	政	会	会	会	会	会	会	会	会		
経	経	経	経	経	経	経	経	経	学	策	策	経	経	経	政	政	会	会	会	会	会	会	会	会		
経	経	経	経	経	経	経	経	経	学	策	策	経	経	経	政	政	会	会	会	会	会	会	会	会		
経	経	経	経	経	経	経	経	経	学</																	

(2) 專門教育科目

授 業 科 目	英 語	英 語	英 金 語	英 作 文	ドイツ語 讀解	ドイツ語 文法	ドイツ語	ドイツ語
時教 時間 学年級	二 通 二 二	二 通 二 二	二 通 一 二	二 通 一 二	二 通 一 二	二 通 一 二	二 通 一 二	二 通 一 二
担当教官	岡田都田 田沢留崎 助助教教授	梶柳三鈴 口原上木 講講師助教師	山後本屋 （助助教教授） 司川上 教講師授師	郷白三 可川上 教講師授師	AAA J ベリキヤ ベリグド ブリグドラ リリンマン ノ	大田山平 堀崎本野 講助助助 師授授授	岩永切野 助助教授 助助教授	山脊科木 助助教授 助助教授
組	四三一	四三一	FBA	FBA	四三一	四三一	AA	AA
備考	必修	必修	必修	必修	必修	必修	必修	必修

外國語科目

[illegible]

ロシア語	ロシア語	中國語	中國語	中國語	中國語	イスパニア語	イスパニア語	フランス語	フランス語	フランス語文法	フランス語辨読
四	四	二	二	二	二	四	四	二	二	二	二
通	通	通	通	通	通	通	通	通	通	通	通
二	一	二	二	一	一	二	一	二	二	一	一
四	四	二	二	二	二	四	四	二	二	二	二
勝田教授	勝田教授	三石講師	今富講師	三石講師	今富講師	田中講師	田中講師	谷口講師	小海助教	佐藤助教	谷口講師
F	四	F	F	四	四	F	四	B	B	三	三
必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択

教 育 実 習	二 後 二 二	実 験 講 師
教 育 実 習	二 後 二 二	実 験 講 師

○印は法務関係科目
(9) ゼミナール

研究指導	毎週 時間	期 間	学 年	履 修 単 位 数	担 当 教 官
宇田川 ゼミナール	・四	・通	四三	・四	宇田川 教授
大崎 ゼミナール	・四	・通	四三	・四	大崎 教授
勝田 ゼミナール	・四	・通	四三	・四	勝田 教授
鎌田 ゼミナール	・四	・通	四三	・四	鎌田 教授
岸本 ゼミナール	・四	・通	四三	・四	岸本 助教授
神代 ゼミナール	・四	・通	四三	・四	神代 教授
原原 ゼミナール	・四	・通	四三	・四	原原 助教授
村上 ゼミナール	・四	・通	四三	・四	村上 助教授
杉本 ゼミナール	・四	・通	四三	・四	杉本 教授
長洲 ゼミナール	・四	・通	四三	・四	長洲 教授
成田 ゼミナール	・四	・通	四三	・四	成田 教授

鎌田 ゼミナール	・四	・通	四三	・四	鎌田 教授
堀内 ゼミナール	・四	・通	四三	・四	堀内 助教授
宮崎 ゼミナール	・四	・通	四三	・四	宮崎 教授
本橋 ゼミナール	・四	・通	四三	・四	本橋 教授

(4) 教職科目

教育職員免許状を取得しようとするものは、履修上の詳細等について別途ガイダンスおよび資料等により指示するので教務係の掲示に注意すること。

履修上の注意

一 教育実習の受講は四年次のみとする。

二 商業科教育法は隔年開講のため履修には特に留意すること。

○大学院の設置

昭和四十七年度から、経済・経営両学部に大学院(修士課程)が設置されたのに伴う大学院学則の改正等は、下記のとおりである。

横浜国立大学大学院学則

制定 昭和三十八年 六月十七日
改正 昭和三十九年 四月 一日

改正 昭和四十一年 七月十四日
改正 昭和四十二年 十一月九日
改正 昭和四十三年 六月十三日
改正 昭和四十五年 六月二日
改正 昭和四十六年 四月八日
改正 昭和四十七年 四月 一日

第一章 総則

(目的)

第一条 大学院は、學術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする。

(研究科)

第二条 大学院に次の研究科を置く。

経済学研究科
経営学研究科
工学研究科

第三条 前条の研究科(以下「研究科」という)に修士課程を置く。

2 修士課程は学部において履修した一般ならびに専門教育を基礎とし、広い視野に立って専攻分野を研究し、精深な学識と研究能力を養うものとする。

(専攻課程)

第四条 研究科に次の専攻課程を置く。

一 経済学研究科 経済学専攻

二 経営学研究科 経営学専攻
三 工学研究科 機械工学専攻 応用化学専攻 電気化学専攻 建築学専攻 造船工学専攻 電気工学専攻 金属工学専攻 化学工学専攻 安全工学専攻

(学生定員)

第五条 学生定員は、別表のとおりとする。

(修学年限)

第六条 大学院の修業年限は二年とする。ただし、四年を超えて在学することはできない。

(学年・学期・休業)

第七条 大学院の学年、学期、休業については、横浜国立大学学則(以下「大学学則」という)の規定を準用する。

第二章 授業科目・単位および履修方法

(授業科目・単位)

第八条 研究科に設ける授業科目および単位数等は、別に定める。

(履修方法)

第九条 学生は、研究科の定めるところにより、それぞれの専攻課程における所要の授業科目について、所定の単位を取得し、且つ、学位論文を提出してその審査ならびに最終試験に合格しなければならない。

第三章 課程の修了および学位の授与

(単位修得認定)

第十条 履修単位の認定は、筆記または口頭試験あるいは研究報告により行なう。

(学位)

第十一条 修士課程を修了した者には、所属の研究科に従い、次の学位を授与する。

経済学研究科 経済学修士
経営学研究科 経営学修士
工学研究科 工学修士

第四章 入学・退学・転学および休学

(入学資格)

第十二条 大学院に入学することのできる者は、次の各号の二に該当するものでなければならない。

- 一 学校教育法第五十二条に定める大学卒業者
- 二 文部大臣の指定した者
- 三 外国において学校教育における十六年の課程を修了した者

(入学・退学・再入学・編入学・転学および休学)

第十三条 入学、退学、再入学、編入学、転学および休学等については、大学学則の規定を準用する。ただし、休学期間は通計二年を超えることはできない。

第五章 除籍および懲戒

(除籍および懲戒)

第十四条 除籍、懲戒については、大学学則の規定を準用

する。

第六章 検定料、入学料および授業料

(検定料)

第十五条 入学を志願する者の検定料は五、〇〇〇円とする。

(入学料)

第十六条 入学料は二二、〇〇〇円とする。

(授業料)

第十七条 授業料は、年額三六、〇〇〇円とする。

第十八条 検定料、入学料、授業料の納付ならびに徴収額予、免除については、大学学則の規定を準用する。

第七章 聴講生および外国人特別学生

(聴講生および外国人特別学生)

第十九条 大学院に、聴講生および外国人特別学生の制度を置く。

2 聴講生および外国人特別学生については、大学学則の規定を準用する。

第八章 教員組織・運営組織

(教員組織)

第二十条 大学院の授業ならびに研究指導は教授が担当する。ただし、必要があるときは、助教授または講師にこれを分担させることができる。

(研究科長)

第二十一条 研究科に研究科長を置き、次の者をもってこれにあてる。

経済学研究科長 経済学部長
経営学研究科長 経営学部長
工学研究科長 工学部長

(委員会)

第二十二条 大学院の管理運営のため、大学院委員会および研究科委員会を置く。

2 前項の委員会の組織、権限等については別に定める。

附則

この学則は、昭和三十八年四月一日から適用する。

附則

この学則は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附則

この学則は、昭和四十一年四月一日から適用する。ただし、検定料については、昭和四十二年以降の入学志願者から適用する。

附則

この学則は、昭和四十二年十一月九日から施行し、昭和四十二年四月一日から適用する。

附則

この学則は、昭和四十三年六月十三日から施行し、昭和四十三年四月一日から適用する。

附則

この学則は、昭和四十五年六月二日から施行し、昭和四十五年四月一日から適用する。

附則

この学則は、昭和四十六年四月八日から施行し、昭和四十六年四月一日から適用する。

附則

一、この学則は、昭和四十七年四月一日から施行する。

二、昭和四十七年度に入学、再入学、編入学または本学に転学しようとする者の検定料の額は、この学則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の規定による額とする。

三、昭和四十七年度に入学、再入学、編入学または本学に転学する者の入学料の額は、この学則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の規定による額とする。

四、この学則による改正後の規定にかかわらず、この学則の施行の際現在在学する者に係る授業料の額は、なお従前の規定による額とし、この学則の施行の日以後において、昭和四十六年度以前に入学した者と同じの年次に編入学または本学に転学した者の授業料の額は、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

五、昭和四十七年度において入学した者から徴収する同年度に係る授業料の額は、この学則による改正後の規定に

二、最終試驗

最終試験は、修士課程修了に必要な単位を取得し、かつ學位論文を提出した者について行なう。

最終試験の期日および試験の方法は別に定める。

イ、修士の学位取得のための要件

単位は研究所定の科目を定められた方法により三十二単位以上取得すること。

学位論文の審査および最終試験を受け合格すること。

口、授業科目および履修方法

授業科目および単位数は、別表のとおりとする。

この課程において、別表の授業科目の中から選択して三十二単位以上を取得しなければならない。

但し、経済学部開講の専門教育科目から八単位を限度として前記三十二単位中に含めることができる。

演習八単位（毎年四単位）を必修とする。

経済学部開講の外国語科目を履修し単位を取得することが出来る。

ハ、学位論文の提出資格等

学位論文は、修士課程に一年以上在学し、提出期日までに授業科目十六単位以上を取得した者でなければ提出することができない。

学位論文は、本研究科委員会の定めた期日までに提出しなければならない。

二、最終試驗

最終試験は、修士課程修了に必要な単位を取得し、

かつ學位論文を提出した者について行なう。

最終試験の期日および試験の方法は別に定める。

六分の一に相当する額に入學した日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額とし、入學の日の属する月に徴収するものとする。

別表

学生定員

大学院

区分	前期	後期
大学院研究科生	九〇〇〇円	一八、〇〇〇円
聴講生	一単位 六〇〇円	一単位 二、二〇〇円

かかわらず、次の表に定める前期および後期の額を合わせた額とし、当該前期または後期の額を前期または後期において徴収するものとする。ただし、昭和四十七年度に入学した聴隣生については、聴隣する授業科目の単位の修得に一年の履修を要するものに係る授業料の額は、同年度に限り前期にあつては従前の額の二分の一に相当する額を入学を許可された日の属する月に、後期にあつては改訂された額の二分の一に相当する額を十月に徴収するものとする。

六、昭和四十七年度において入学した者で、学則第二十九

条および第三十条第一項ただし書きの規定が適用されるものについては、昭和四十七年度に限り、同条中「月割計算」とあるは「附則第五項の表による前期および後期の額の月割計算」と読み替えて適用するものとする。

七、昭和四十七年度において入学した者で、特別の事情に

より、入学の時期が学則第二十七条第二項の規定による授業料徴収の時期後である場合に、前期または後期において徴収する授業料の額は、附則第五項の表による額とし、当該前期または後期において徴収する授業料の額とし、

○横浜国立大学大学院経済学研究科履修細目

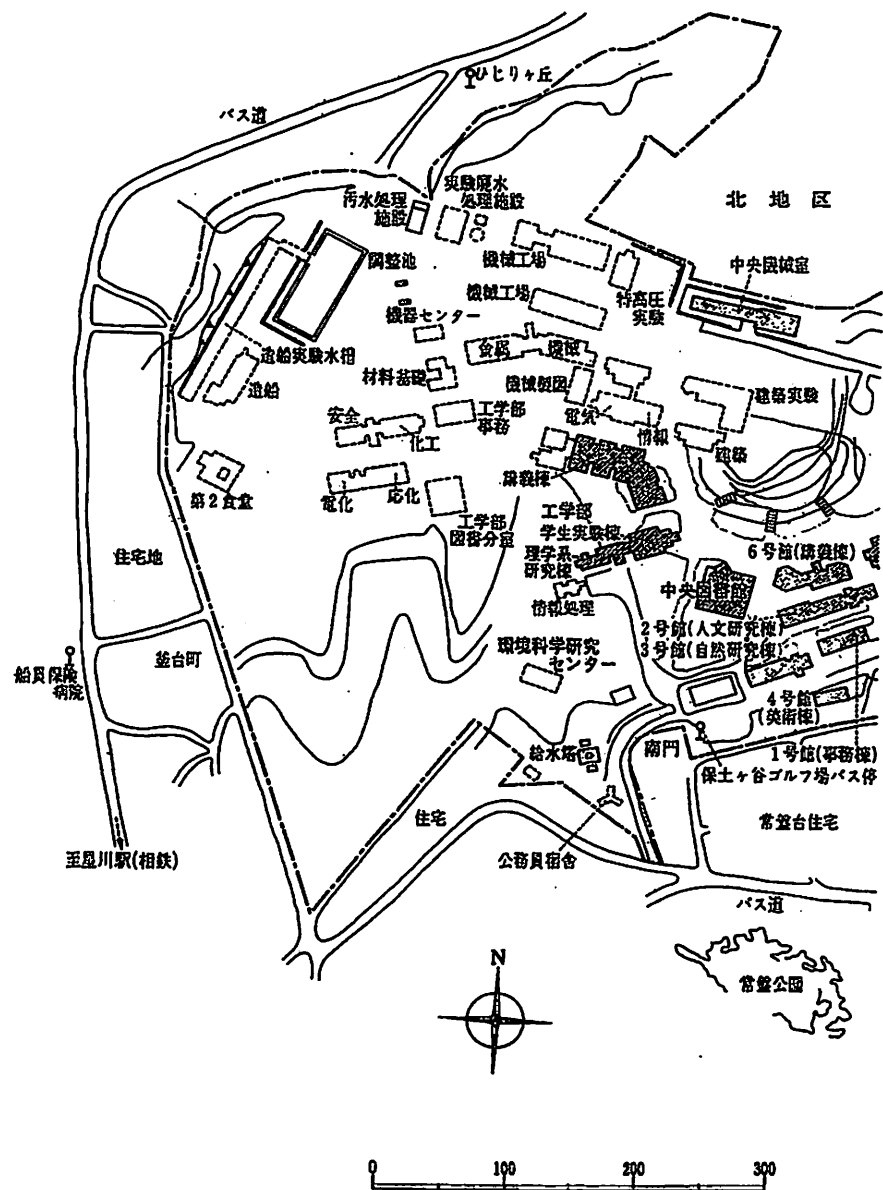
一、股修細目

	研究科の名称	経営学研究科	工学研究科
合			
計	専攻課程の名称	経済学専攻 経営学専攻	電気化学専攻 応用化学専攻 機械工学専攻 造船工学専攻 建築学専攻 電氣工学専攻 金属工学専攻 化学工学専攻 安全工学専攻
一五〇	入学定員	二六	八 八 一六 一〇 一六 八 八 二〇

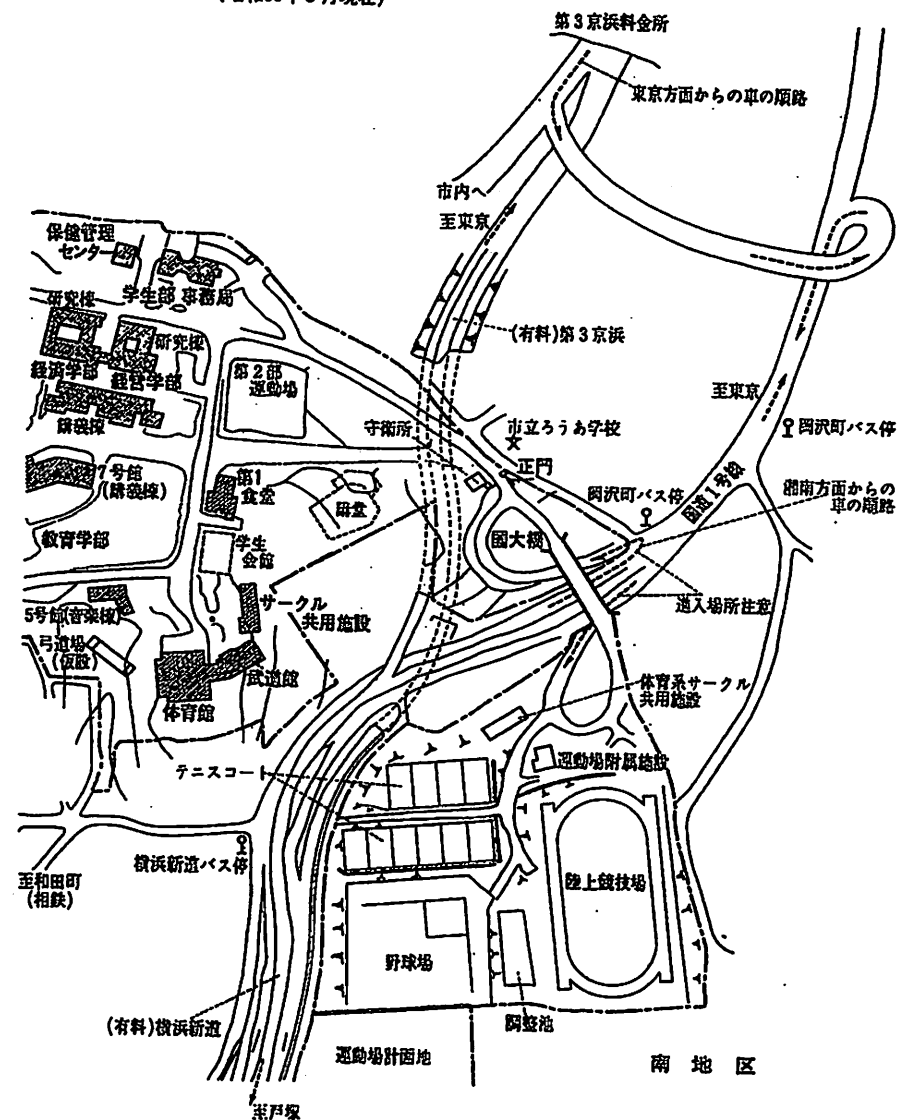
二、授業科目体系

授業科目および単位数

[illegible]



○ 常盤台キャンパス現況図
(昭和50年3月現在)



第8章のための資料

氏名	在任期間	備考
久保村隆祐	昭和四二・六二〇一四四・六・一九	
清水新	四四・六二〇一四四・五・三二〇	
久保村隆祐	四五・三二〇一四六・三・三一	

(2) 経営学部

氏名	在任期間	備考
徳増栄太郎	昭和二四・五三二一三八・四・二二	
渡辺輝一	二八・四二一三〇・四・二二	
黒沢清	三〇・四二一三三・四・二二	
渡辺輝一	三三・四二一三六・四・二二	
山辺三郎	三六・四二一三八・三・三一	
長洲一	三八・四二一三九・二・二	
宮崎義一	三九・二二一四一・一・一	
杉本俊朗	四一・二二一四三・一・一	
長洲一	四三・二二一四五・一・一	
本橋源	四四・二二一四七・一・一	
大崎平八郎	四七・四一四・三・三一	
益田清二	五〇・四一五・三・三一	

事務代理

○歴代学部長

(1) 経済学部

授業科目	授業者	履修単位数	担当教員
経済学原論	特許講師 二	二	宮崎本
マルクス経済学	特許講師 二	二	岸本
計量経済学	特許講師 二	二	高島
経済学史	特許講師 二	二	遠藤
経済学	特許講師 二	二	肥田
経済学	特許講師 二	二	服部
経済学	特許講師 二	二	長洲
経済学	特許講師 二	二	大崎
経済学	特許講師 二	二	井手
経済学	特許講師 二	二	本橋
経済学	特許講師 二	二	宇田川
経済学	特許講師 二	二	杉本
経済学	特許講師 二	二	神代
経済学	特許講師 二	二	中村
経済学	特許講師 二	二	成田
経済学	特許講師 二	二	井出
経済学	特許講師 二	二	宇田川
経済学	特許講師 二	二	遠藤

○大学院経済学研究科昭和四十八年度開講授業科目

氏名	在任期間	備考
富山保	昭和二四・五三二一三八・四・二二	
江国正義	二八・四二一三〇・四・二二	
黒沢清	三〇・四二一三三・四・二二	
中村康治	三三・四二一三六・四・二二	
水戸部正男	三六・四二一三八・三・三一	
水戸部正男	三八・四二一三九・二・二	
水戸部正男	三九・二二一四一・一・一	
水戸部正男	四一・二二一四三・一・一	
水戸部正男	四三・二二一四五・一・一	
水戸部正男	四四・二二一四七・一・一	
水戸部正男	四七・四一四・三・三一	
水戸部正男	五〇・四一五・三・三一	

○歴代学長

氏名	在任期間	備考
富山保	昭和二四・五三二一三八・四・二二	
江国正義	二八・四二一三〇・四・二二	
黒沢清	三〇・四二一三三・四・二二	
中村康治	三三・四二一三六・四・二二	
水戸部正男	三六・四二一三八・三・三一	
水戸部正男	三八・四二一三九・二・二	
水戸部正男	三九・二二一四一・一・一	
水戸部正男	四一・二二一四三・一・一	
水戸部正男	四三・二二一四五・一・一	
水戸部正男	四四・二二一四七・一・一	
水戸部正男	四七・四一四・三・三一	
水戸部正男	五〇・四一五・三・三一	

○授業料等の変更

氏名	在任期間	備考
神尾冲良	四六・四一四・三・三一	
佐藤信吉	四八・四一五・三・三一	
藤田忠	五〇・四一五・三・三一	

年別	検定料	入学料	授業料	備考
昭和二十四年	四〇〇	一〇〇	一六〇〇	
二十五年	四〇〇	一〇〇	一六〇〇	
二十六年	四〇〇	一〇〇	一六〇〇	
二十七年	四〇〇	一〇〇	一六〇〇	
二十八年	四〇〇	一〇〇	一六〇〇	
二十九年	四〇〇	一〇〇	一六〇〇	
三十年	四〇〇	一〇〇	一六〇〇	
三十一年	四〇〇	一〇〇	一六〇〇	
三十二年	四〇〇	一〇〇	一六〇〇	
三十三年	四〇〇	一〇〇	一六〇〇	
三十四年	四〇〇	一〇〇	一六〇〇	
三十五年	四〇〇	一〇〇	一六〇〇	
三十六年	四〇〇	一〇〇	一六〇〇	

第8章のための資料

年 度	入 学 定 員		入 学 志 願 者 数 (A)		入 学 者 数 (B)		比 率 $\frac{A}{B}$
	経済学科	学管理学科	男	女	男	女	
昭和四十三年	一一〇		一、六七六	一八	一一六	一	一三・三
四十四年	一一〇		一、九一〇	二九	一一五	二	一六・六
四十五年	一一〇		一、三五六	二七	一一四	一	一一・〇
四十六年	一一〇						一〇・一
四十七年	一一〇	五〇					五・一
四十八年	一一〇	五〇					三・五
四十九年	一一〇	五〇					三・八
五十年	一一〇	五〇					二〇・〇

(2) 経営学部

年 度	入 学 定 員	入 学 志 願 者 数 (A)		入 学 者 数 (B)		比 率 $\frac{A}{B}$
		男	女	男	女	
昭和四十七年	三三	一八	一	一八	〇	三・八
四十八年	三三	二六	一	二七	一	五・四
四十九年	三三	一八	一	一八	一	二・一
五十年	三三	一九	一	二〇	四	五・〇

大学院経済学研究科

年 度	入 学 定 員		入 学 志 願 者 数 (A)		入 学 者 数 (B)		比 率 $\frac{A}{B}$
	経済学科	貿易学科	男	女	男	女	
昭和四十三年	八〇	六〇	二六八八	四〇	一三三	三	二〇・一
四十四年	八〇	六〇	二、二〇八	二六	一三五	三	一六・二
四十五年	八〇	六〇	二、一九五	二六	一三三	一	一六・九
四十六年	八〇	六〇	二、四五六	六九	一一一	三	二〇・四
四十七年	八〇	六〇	二、四五一	七二	一四九	四	一五・一
四十八年	八〇	六〇	二、二〇二	五一	一八四	三	一二・〇
四十九年	一一〇	八〇	二、六七三	七〇	一九二	六	一三・九
五十年	一一〇	八〇	二、六七三	七〇	一九二	六	一三・九

(1) 経済学部
○入学志願者数および入学者数

年 度	入 学 定 員	入 学 志 願 者 数 (A)	入 学 者 数 (B)	比 率 $\frac{A}{B}$
三十七年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	九、〇〇〇	四・二
三十八年	一、五〇〇	一、五〇〇	七、二〇〇	四・八
三十九年	一、五〇〇	一、五〇〇	七、二〇〇	四・八
四十年	一、五〇〇	一、五〇〇	七、二〇〇	四・八
四十一年	一、五〇〇	一、五〇〇	七、二〇〇	四・八
四十二年	一、五〇〇	一、五〇〇	七、二〇〇	四・八

四月より入
学金値上げ
二月より検
定料値上げ

年 度	入 学 定 員	入 学 志 願 者 数 (A)	入 学 者 数 (B)	比 率 $\frac{A}{B}$
四十三年	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一・〇
四十四年	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一・〇
四十五年	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一・〇
四十六年	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一・〇
四十七年	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一・〇
四十八年	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一・〇
四十九年	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一・〇

資料

合 計	年 度	入 学 定 員		入 学 志 願 者 数 (A)		入 学 者 数 (B)		比 $\frac{A}{B}$ 率
		男	女	男	女	男	女	
昭和二十八年 三十九年計	二〇一〇	二〇一〇	八	二〇一八				
昭和四十年	二七〇	二七〇	一	二七二				
四十一年	一七二	一七二	〇	一七二				
四十二年	一四四	一四四	二	一四六				
四十三年	一六九	一六九	〇	一六九				
四十四年	一七二	一七二	一	一七二				
四十五年	二〇〇	二〇〇	五	二〇五				
四十六年	一六三	一六三	一	一六三				
四十七年	一三三	一三三	一	一三三				
四十八年	一〇二	一〇二	一	一〇二				
四十九年	一二三	一二三	一	一二三				
五十年	一一九	一一九	〇	一一九				
三、六九二								
一八一								
五三六								
一六一								
四、五七〇								

○卒業生数

年 度	入 学 定 員	入 学 志 願 者 数 (A)	入 学 者 数 (B)	比 $\frac{A}{B}$ 率
昭和四十七年	二六	一〇	六	一・七
四十八年	二六	五〇	一五	三・三
四十九年	二六	三四	二二	三・〇
五十年	二六	三三	一一	二・九

大学院経営学研究科

年 度	入 学 定 員	入 学 志 願 者 数 (A)		入 学 者 数 (B)		比 $\frac{A}{B}$ 率
		男	女	男	女	
昭和四十三年	八〇	三四四	六	七二	七四	四・七
四十四年	八〇	三四〇	二	七一	七二	四・九
四十五年	八〇	二四六	八	五八	六〇	四・二
四十六年	八〇				六三	三・四
四十七年	八〇				五四	三・四
四十八年	八〇				五五	二・八
四十九年	八〇				六四	二・八
五十年	八〇				七五	三・六

(8) 経営学部第Ⅱ部

○経済学部卒業生進路状況

卒業年	卒業者数	進路別				
		民間会社	官公庁	教員	進学	その他
昭和四十一年	一七一	一五七(九一・八)	一(〇・六)	二(一・二)	五(二・九)	六(三・五)
四十二年	一四六	一三一(八九・七)	五(三・四)	〇(〇・〇)	一〇(六・九)	〇(〇・〇)
四十三年	一六九	一四六(八六・四)	五(三・〇)	二(一・二)	六(三・六)	一〇(五・八)
四十四年	二二二	一六七(七五・二)	一〇(四・五)	一(〇・五)	七(三・二)	三七(一六・六)
四十五年	二五一	一九五(七七・七)	二〇(八・〇)	〇(〇・〇)	〇(〇・〇)	三六(一四・三)
四十六年	二二〇	一四七(六六・八)	三七(六・八)	一(〇・五)	八(三・六)	二七(一二・三)
四十七年	一五一	九三(六一・六)	二六(七・二)	〇(〇・〇)	五(三・三)	二七(一二・九)
四十八年	一〇九	七九(二七・五)	一一(〇・二)	〇(〇・〇)	六(五・五)	一三(一一・九)
四十九年	一二六	九六(七六・二)	八(六・三)	〇(〇・〇)	六(四・八)	一六(一二・七)
五十年	一一九	九六(八〇・七)	九(七・六)	〇(〇・〇)	三(二・五)	一一(九・二)

備考 ① 卒業者数は一部、且部の合計。

② 「その他」欄には正課学生の現職を含む。

③ ()内は男